

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 11 | 地方税の徴収事務(収入管理) 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、地方税の収入管理事務において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年2月26日

項目一覧

| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

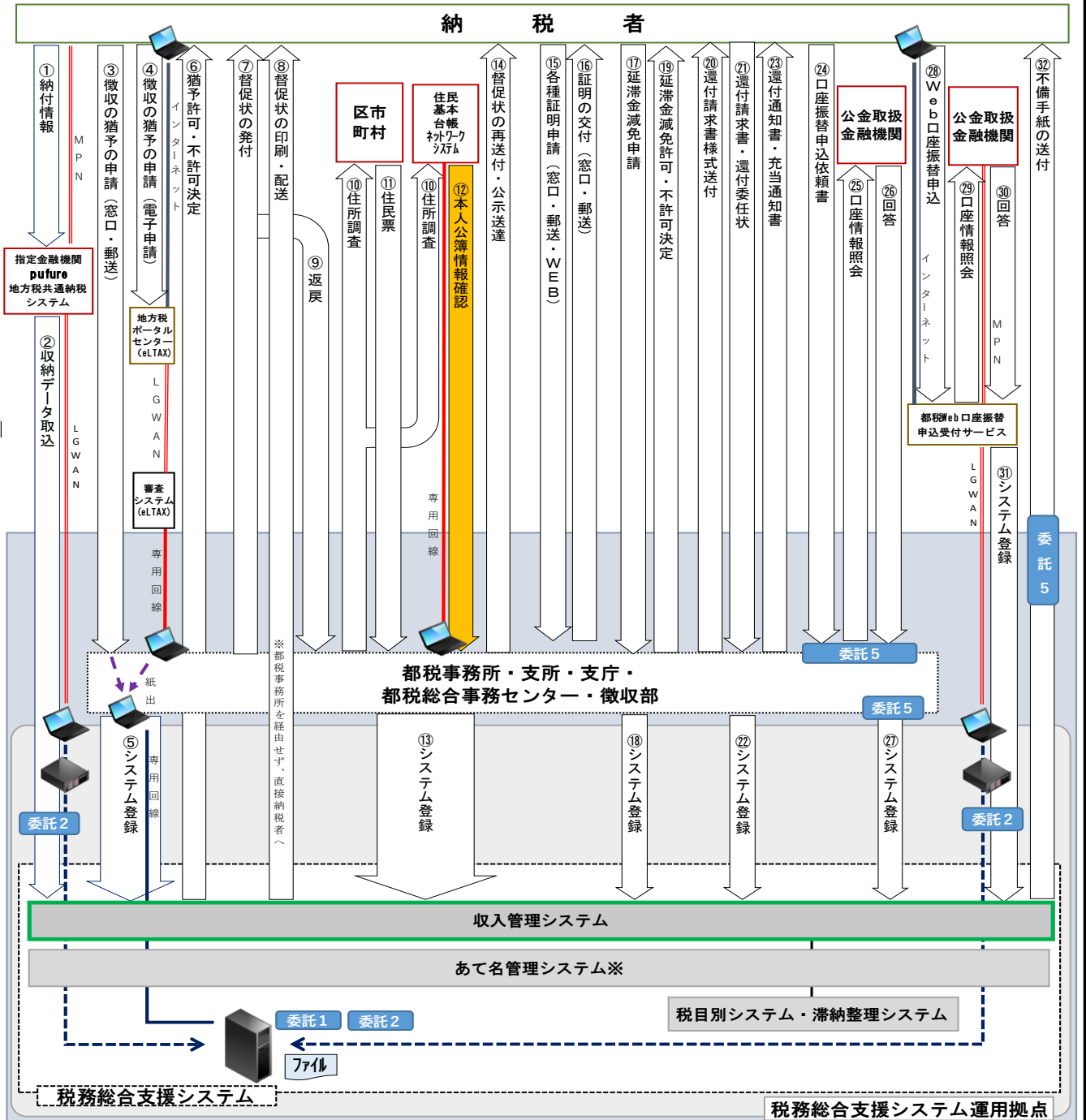
| | |
|----------|--|
| ①事務の名称 | 地方税の徴収事務(収入管理) |
| ②事務の内容 ※ | 収入管理事務では、地方税の賦課・徴収における迅速な納税者対応や効率的な滞納整理を実現するため、税目事績ごとの納税者の納税管理、納税義務者等への還付金の支払い等を内部事務の一環として行っている。 ・各税目等システムが入力した納税者の課税情報(住所・氏名・税目・税額等)を受領する。 ・指定金融機関及びMPN収納機関共同利用センター(以下「pufure」という)、地方税共通納税システムから収納データ等を受領する。 ・納税義務者が納期限までに地方税を納めることができない場合、納税義務者に対し督促状を発送するが、賦課決定時等に設定した住所と現住所に相違がある場合、督促状は返戻となる。 ・督促状を確実に送達するにあたり、返戻となった督促状について、納税義務者の現住所を把握する必要がある。そのため、住民票の写しの交付請求や、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人確認情報を取得する。 ・納税義務者からの申請等があった場合、各種証明書等を交付する。 |
| ③対象人数 | [30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

| システム1 | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 税務総合支援システム(収入管理システム) |
| ②システムの機能 | ・オンライン入力(督促状指示入力等) ・一括更新処理(消込処理、一括督促処理等) ・税務データ保存・帳票データ作成 ・外部からのデータ取り込み(指定金融機関、pufure、地方税共通納税システム) ・外部へのデータ出力(データ出力センタ(督促状等)) ・電子帳票機能(統計・分析等の管理資料の作成等) |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 () |
| システム2～5 | |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム |
| ②システムの機能 | ・本人確認情報の更新・管理 ・全国サーバに対する更新通知 ・本人確認の情報抽出・出力 ・全国サーバへの情報照会 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 () |

| システム3 | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--------------------|---------------------------------------|----------------------|------------------|-------------|------------|-----------|---|
| ①システムの名称 | 都税Web口座振替申込受付サービス | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン・スマートフォンでの口座振替申込受付 ・金融機関への口座照会・登録依頼 ・上記登録結果をTACSSへ引き渡す | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table> | [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | [] 宛名システム等 | [] 税務システム | [] その他 (|) |
| [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | | | | | | | | |
| [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| [] 宛名システム等 | [] 税務システム | | | | | | | | |
| [] その他 (|) | | | | | | | | |
| システム6～10 | | | | | | | | | |
| システム11～15 | | | | | | | | | |
| システム16～20 | | | | | | | | | |
| 3. 特定個人情報ファイル名 | | | | | | | | | |
| 収入管理事務ファイル | | | | | | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | | | | | | | | | |
| ①事務実施上の必要性 | 都税の公平・公正な収入管理を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有。 | | | | | | | | |
| ②実現が期待されるメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・返戻となった督促状等の確実な送達を行うとともに、関連のあて名管理システムによる個人番号を使った名寄せを行うことによりあて名の一元的な管理が効率的に行える。 | | | | | | | | |
| 5. 個人番号の利用 ※ | | | | | | | | | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 | | | | | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | | | | | | | | | |
| ①実施の有無 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;">[実施しない]</td> <td style="width: 40%; border: none;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </td> </tr> </table> | [実施しない] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 | | | | | | |
| [実施しない] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 | | | | | | | | |
| ②法令上の根拠 | - | | | | | | | | |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | | | | | | | | | |
| ①部署 | 主税局徴収部計画課 | | | | | | | | |
| ②所属長の役職名 | 徴収部計画課長 | | | | | | | | |
| 8. 他の評価実施機関 | | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | | |

(別添1) 事務の内容



- 【凡例】**
- ➡ (黄色矢印) : 特定個人情報の流れ
 - ➡ (白色矢印) : 特定個人情報以外の情報の流れ
- 委託1 : 税務総合支援システム維持管理委託
 - 委託2 : 税務総合支援システム運用委託
 - 委託3 : 文書保存箱保管等委託
 - 委託4 : 都税事務所等保管文書の溶解処理に係る文書保存箱の運搬・溶解処理委託
 - 委託5 : 口座振替関連業務委託
- : 端末
 : ファイル
 : 外部記録媒体 (HDD)
 : 収入管理事務ファイル

※あて名管理システムについては「地方税の賦課・徴収事務(あて名管理)」(評価書番号14)を参照

(備考)

- ①納税者が納付した情報を指定金融機関等が受領する。
- ②指定金融機関等が①で受領したデータを収納データに変換し、送信する。都は、受け取った収納データを専用外部記録媒体（HDD）にて税務総合支援システムに取り込み、消込処理を行う。【委託事項②】
なお、納入済通知書（済通）については指定金融機関に送付され、95番納付書（主に賦課税目（固定資産税・自動車税種別割など）の納付に使用する納付書）以外は各都税事務所に回付される。
- ③徴収猶予申請書を窓口・郵送で受け付ける。
- ④徴収猶予申告書を地方税ポータルシステム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）を通して受け付ける。受け付けた申請情報は、端末からプリントアウトする。
- ⑤ ③・④にもとづき、税務総合支援システム（収入管理システム）へ徴収猶予登録を行う。
- ⑥徴収猶予許可（不許可）決定書を納税者へ送付する。

- ⑦督促状の発付を行う。
なお、後述の口座振替登録において引落不能になったものについては、引落日の翌月に口座振替不能納付書が送付され、その後に督促状が発付されることになる。
- ⑧上記⑦とは別に、督促状・滞納票・催告書スケジュールに基づいて督促状をデータ出力センタから納税義務者宛てに送付する。
- ⑨ ⑦・⑧により送付した督促状が返戻となる。
- ⑩返戻された督促状に係る送付先調査のため、住民票の申請を区市町村に対して行う。また、住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスする。
- ⑪区市町村から住民票を受領する。
- ⑫必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムから、最新の公簿情報を受領する。
- ⑬ ⑪・⑫により取得した情報を、税務総合支援システム（収入管理システム）へ登録する。
- ⑭所在が判明した場合は督促状を再発付し、不明の場合は公示送達処理を行う。

- ⑮納税者から各種証明（納税証明、自動車税納税証明書（継続検査等用）、都税について滞納処分を受けたことのないことの証明、酒類製造販売の免許申請のための証明）発行の申請を窓口・郵送・電子で受け付ける。（自動車税納税証明書（継続検査等用）については、電子申請は不可。）
- ⑯税務総合支援システム（収入管理システム）を使用し、各種証明書を窓口・郵送で交付する。

- ⑰延滞金減免の申請を受け付ける。
- ⑱税務総合支援システム（収入管理システム）へ延滞金減免登録を行う。
- ⑲延滞金減免許可（不許可）決定書を納税者へ送付する。

- ⑳税務総合支援システム（収入管理システム）で過誤納を把握し、納税者へ還付請求書様式を送付する。
- ㉑納税者から、還付請求書や還付委任状等の提出を受ける。
- ㉒還付口座情報を税務総合支援システム（収入管理システム）へ登録する。
- ㉓還付の支出決議及び充当の決議に際し、還付通知書又は充当通知書を納税者へ送付する。

- ㉔納税者から、都税に関する口座振替の申込を受け付ける。【委託事項⑤】
- ㉕公金取扱金融機関に対し、口座情報の照会を行う。【委託事項⑤】
- ㉖公金取扱金融機関から、口座振替の可否に関する回答を受ける。【委託事項⑤】
- ㉗口座情報を税務総合支援システム（収入管理システム）へ登録する。【委託事項⑤】
- ㉘納税者から、都税に関する口座振替の申込をWebにより受け付ける。
- ㉙Web申込分について、公金取扱金融機関に対し、MPN回線を通じて自動的に照会を行う。
- ㉚Web申込分について、公金取扱金融機関から、MPN回線を通じて口座振替の可否に関する回答を受ける。
- ㉛口座情報を専用外部記録媒体（HDD）にて税務総合支援システムへ登録する。【委託事項②】
- ㉜公金取扱金融機関が口座振替を承諾しなかった分について、㉔の紙申込分、㉘のWeb申込分ともに納税者へ不備の手紙を送付し、口座振替処理を依頼する。【委託事項⑤】

- ㉝庁舎執務室内で保管しきれなくなった文書を委託先に保管し、保管に伴う配送、入出庫作業、廃棄対象の運搬及び廃棄業務を行う。【委託事項③】
- ㉞庁舎執務室内の文書保存箱を運搬し、溶解処理工場において溶解槽への投入作業を実施する。【委託事項④】

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 収入管理事務ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 地方税法に基づき賦課・申告された地方税における納税義務者 |
| その必要性 | 都税の公平・公正な収入管理を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先:督促状を送達するため、本人への連絡のために保有。 ・地方税関係情報:都税の収入管理を行うために保有。 ・その他住民票関係情報:都税の収入管理を行うために保有。 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月 |
| ⑥事務担当部署 | 主税局徴収部計画課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | |
|-----------------|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（総務局行政部(住民基本台帳ネットワークシステム)） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（区市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（指定金融機関、pufure、地方税共通納税システム） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| ③入手の時期・頻度 | <p>【住民票の写し、本人確認情報】 督促状の返戻の都度、随時取得する。</p> <p>【収納データ】 納税者等が納付した収納データを指定金融機関およびpufure、地方税共通納税システムより日次で取得する。</p> <p>【納入済通知書】 納税者等が納付し指定金融機関に回付された納入済通知書を日次で取得する。</p> <p>【各種証明・申請・口座振替依頼書・還付請求書等】 納税者等からの申請等の都度、随時取得する。</p> <p>【課税情報】 東京都主税局各税目等主管課が入力した課税情報を随時取得する。</p> |
| ④入手に係る妥当性 | <p>【住民票の写し、本人確認情報】 東京都都税条例第19条の規定により発付する督促状を納税者に確実に送達するにあたり、返戻となった督促状について、納税者の現住所等を把握するため、①区市町村宛て住民票の写し等を交付申請し取得する。②住民基本台帳ネットワークシステムより、本人確認情報を取得する。本取得は、地方税法第20条の11の規定に基づくものであるが、「請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」に該当することとされており、これは、租税の賦課徴収という事務の性質上、請求に係る住民の名誉・プライバシーに対する配慮が必要であるためである。</p> <p>【各種証明・申請書】 ・地方税法第20条の10の規定による納税者等からの請求に基づく証明の交付、地方税法第15条の規定による徴収の猶予の申請に対する許可・不許可、東京都都税条例施行規則第41条の規定に基づく延滞金減免申請に対する許可・不許可等が義務付けられているため。</p> <p>【収納データ・納入済通知書】 納税者等が納付した収納データ等を遅滞なく取得することで、地方税法第20条の10の規定における納税証明書の交付や東京都都税条例第19条による督促状の発付等を行うことができるため。</p> <p>【口座振替依頼書】 ・地方自治法第231条の2第3項に納税者の都税の口座振替払いが規定されており、当該申し出及び指定の口座情報の提供が必要となるため。</p> <p>【還付請求書・還付委任状】 ・納税者等の還付口座情報が記載された還付請求書を取得することで、遅滞なく地方税法第17条に規定に基づく過誤納金の還付を行うことができるため。</p> <p>【課税情報】 都税の課税情報を入手し、公平・公正な収入管理事務を行うため。</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>⑤本人への明示</p> | <p>【住民票の写し・戸籍・本人確認情報】 住民票の写し等の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、住民基本台帳法第12条の2、第30条の15及び戸籍法第10条の2により、当該特定個人情報入手することとなる。 また、住民基本台帳法において、住民票の写し等を請求する場合は、請求事由を明らかにすることとされているが、地方税の徴収事務に係る請求については、「請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」に該当する。</p> <p>【各種証明・申請書】 申請書等の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、地方税法第20条の10の規定による納税者等からの請求に基づく証明の交付、地方税法第15条の規定による徴収の猶予の申請に対する許可・不許可、東京都都税条例施行規則第41条の規定に基づく延滞金減免申請に対する許可・不許可等が義務付けられているため。</p> <p>【収納データ・納入済通知書】 収納データ等の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、納税者等が納付した収納データ等を遅滞なく取得することで、地方税法第20条の10の規定における納税証明書の交付や東京都都税条例第19条による督促状の発付等を行うことができるため。</p> <p>【口座振替依頼書】 口座振替依頼書の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、地方自治法第231条の2第3項に納税者の都税の口座振替払いが規定されており、当該申し出及び指定の口座情報の提供が必要となるため。</p> <p>【還付請求書・還付委任状】 還付請求書の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、納税者等の還付口座情報が記載された還付請求書を取得することで、遅滞なく地方税法第17条の規定に基づく過誤納金の還付を行うことができるため。</p> <p>【課税情報】 都税の課税情報の入手にあたり、本人への明示は行っていないが、公平・公正な収入管理事務を行うため。</p> |
| <p>⑥使用目的 ※</p> | <p>都税の公平・公正な収入管理を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有</p> |
| <p>変更の妥当性</p> | <p>—</p> |
| <p>⑦使用の主体</p> | <p>使用部署 ※ 主税局各部、各都税事務所(都税支所を含む)、都税総合事務センター及び各支庁</p> <p>使用者数 [500人以上1,000人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>⑧使用方法 ※</p> | <p>【住民票の写し、本人確認情報】 記載されている情報に基づき現住所を最新の状態に更新するため、システム登録を行う。</p> <p>【各種証明】 請求に基づき、システム登録された情報を証明書等として出力し、交付を行う。</p> <p>【各種申請】 申請に基づき、納税者の状況を勘案した上でシステム登録し、交付を行う。</p> <p>【収納データ】 指定金融機関等から収納データを入手し、課税徴収マスタへ消し込む準備を行う。</p> <p>【納入済通知書】 指定金融機関から納入済通知書を入手し、納税者等が書き損じた手書き納付書等の消し込み事績の特定を行うために用いる。</p> <p>【口座振替依頼書】 納税者からの口座振替依頼書の提出を受け、地方自治法第231条の2第3項に規定する納税者の都税の口座振替払いを行うため、記載内容のシステム登録を行う。</p> <p>【還付請求書・還付委任状】 還付請求書にて指定された口座情報に過誤納金を還付するよう、記載内容のシステム登録を行う。</p> <p>【課税情報】 都税の課税情報を入手し、課税徴収マスタを作成する。</p> |
| <p>情報の突合 ※</p> | <p>【住民票の写し、本人確認情報】 あて名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と住民票の写しに記載されている情報等を突合(目視による確認)し、現住所が正しいものかを確認する。</p> <p>【収納データ】 金融機関等から入手した収納データと課税徴収マスタを突合し、納税者の収入管理を行う。</p> |
| <p>情報の統計分析 ※</p> | <p>個人を特定することなく、統計分析を行う。</p> |
| <p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> | <p>延滞金減免・徴収猶予の許可</p> |
| <p>⑨使用開始日</p> | <p>平成28年1月1日</p> |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | |
|------------------------|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件 |
| 委託事項1 | 税務総合支援システム維持管理委託 |
| ①委託内容 | 税務総合支援システムの仕様変更、障害対応等 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 [1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ 地方税法に基づき賦課・申告された地方税における納税義務者 |
| | その妥当性 税務総合支援システムの安定的な稼働のため、データの修正やシステムの異常終了時の対応などを行う上で特定個人情報ファイルを取扱う必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑤委託先名の確認方法 | ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。 |
| ⑥委託先名 | 株式会社 日立製作所 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。 |
| | ⑨再委託事項 税務総合支援システムの仕様変更、障害対応等の一部 |
| 委託事項2～5 | |
| 委託事項2 | 税務総合支援システム運用委託 |
| ①委託内容 | 税務総合支援システム(情報連携サーバを含む。)の稼働に必要な機能の提供 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 [1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ 地方税法に基づき賦課・申告された地方税における納税義務者 |
| | その妥当性 税務総合支援システムの運用管理を行うために上記の特定個人情報ファイルの範囲を取扱う必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | [100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |

| | | |
|------------------------|--------------|--|
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑤委託先名の確認方法 | | ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社 NTTデータ |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。 |
| | ⑨再委託事項 | 運用設計支援、運用保守支援、仕様調整支援、運用テスト支援及びその他運用に関わる技術・作業支援 |
| 委託事項3 | | 文書保存箱保管等委託 |
| ①委託内容 | | (1)文書の保管 (2)文書の配送、引取り及びそれに伴う入出庫作業 (3)文書の廃棄 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 地方税法に基づき賦課・申告された地方税における納税義務者 |
| | その妥当性 | 東京都文書管理規則第44条に基づき、特定個人情報ファイルを含む文書等のうち、保存期間が終了していないものについて保管するために委託する必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 () |
| ⑤委託先名の確認方法 | | ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 日本通運株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。 |
| | ⑨再委託事項 | 文書の廃棄 |

| 委託事項4 | | 都税事務所等保管文書の溶解処理に係る文書保存箱の運搬・溶解処理委託 |
|------------------------|-------------------|--|
| ①委託内容 | | 各都税事務所、都税総合事務センター及び徴収部納税推進課の文書保存箱を運搬し、溶解処理工場において溶解槽への投入作業を実施する。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの一部] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 地方税法に基づき賦課・申告された地方税における納税義務者 |
| | その妥当性 | 東京都文書管理規則第53条及び第56条に基づき、特定個人情報ファイルを含む文書等のうち、保存期間が終了したものについて廃棄場所へ運搬・廃棄するために委託する必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 []その他 () |
| ⑤委託先名の確認方法 | | ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 日伸運輸株式会社・鶴見製紙株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| 委託事項5 | | 口座振替関連業務 |
| ①委託内容 | | 地方税法に基づき賦課・申告された地方税における納税義務者のうち、固定資産税(土地家屋)、固定資産税(償却)、個人事業税で口座振替を希望する納税者を対象とする口座振替手続業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの一部] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 地方税法に基づき賦課・申告された地方税における納税義務者のうち、口座振替払いの申し出があった対象者 |
| | その妥当性 | 適正な口座振替手続業務を行うため、税務総合支援システムを使用する必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (税務総合支援システムによる特定個人情報ファイルの閲覧) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。 |

| | | | |
|------------------------------|--|--|-----------------------------|
| ⑥委託先名 | | 公益財団法人 東京税務協会 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | | |
| | ⑨再委託事項 | | |
| 委託事項6～10 | | | |
| 委託事項11～15 | | | |
| 委託事項16～20 | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | | |
| 提供・移転の有無 | <input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない | | |
| 提供先1 | | | |
| ①法令上の根拠 | | | |
| ②提供先における用途 | | | |
| ③提供する情報 | | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | | |
| ⑥提供方法 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| ⑦時期・頻度 | | | |
| 提供先2～5 | | | |
| 提供先6～10 | | | |
| 提供先11～15 | | | |
| 提供先16～20 | | | |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | |
|----------------|--|
| <p>①保管場所 ※</p> | <p>【紙媒体】 ・文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。 ・文書の預入れを行う場合の保管倉庫は、地盤が強固で、海拔が高く、河川、池沼、運河、ため池等に隣接せず、近隣に危険物貯蔵倉庫及び工場がなく、人口及び建築物の密集地域ではない場所に建設している。 ・上記保管倉庫は、専用保管庫として設計された耐震・耐火構造を備えた堅固な建築物であり、外部からの侵入を防ぐための人的及び施設の管理体制(警備員による警備、監視カメラ、警報装置、赤外線センサー等)を備え、入退室は権限のある者のみ可能とし、入退室の記録をとり、一定期間保管している。</p> <p>【税務総合支援システム(サーバ)】 ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタは監視カメラ及び有人による監視を行っているとともに、入室に際してはICカード及び静脈認証を必要とし、持ち込む媒体・機器を制限する等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p> |
| <p>②保管期間</p> | <p>期間</p> <p style="text-align: center;"><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p>その妥当性</p> <p>文書等の取扱いに関する規定の保存期間に基づき保管しておく必要がある。</p> |
| <p>③消去方法</p> | <p>【紙媒体】 廃棄等に関する規定に基づき、保存期間経過後、職員の立会いのもとで溶解等により廃棄を行っている。運搬・廃棄にあたっては、委託先から適切に処理する旨の誓約書を徴取している。また、廃棄後にすべての書類等を廃棄したことを示す溶解証明を徴取している。</p> <p>【税務総合支援システム(サーバ)】 各税目等システムが課税・徴収データを削除する際に、同期をとって削除している。</p> <p>【外部記録媒体】 データ移行に用いる外部記録媒体については、データ移行後直ちに保存データを削除している。</p> |

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 1. OSS変換テーブル | | 2. 委任状マスタ | | 3. 延滞金異動履歴 | |
|--------------|-------------------|-----------|------------------|------------|-------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 1 | 収入管課税事務所コード | 1 | 収入管課税事務所コード | 1 | 収入管課税事務所コード |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 2 | 収入管課税徴収税目コード | 2 | 収入管課税徴収税目コード |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 3 | 収入管課税徴収氏名コード |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 4 | 収入管課税徴収調定年度 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 5 | 収入管検索用登録年月日 | 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 |
| 6 | 収入管OSS納付番号 | 6 | 収入管検索用登録年月日枝番 | 6 | 収入管延滞金異動履歴番号 |
| 7 | 収入管OSS確認番号 | 7 | 収入管検索用相当年度 | 7 | 収入管延滞金異動取消区分 |
| 8 | 収入管OSS受付番号 | 8 | 収入管還付委任状通番 | 8 | 収入管処理事務所コード |
| 9 | 収入管OSS変換課税作成フラグ | 9 | 収入管委任状受理年月日 | 9 | 収入管延滞金異動会計年度 |
| 10 | 収入管OSS変換引受事務所コード | 10 | 収入管委任状あて名個法区分 | 10 | 収入管延滞金異動年月日 |
| 11 | 収入管OSS変換納付書コード | 11 | 収入管委任状あて名住所コード | 11 | 収入管延滞金減免コード |
| 12 | 収入管OSS変換納付書発行事由コー | 12 | 収入管委任状あて名住所番地 | 12 | 収入管延滞金異動決議番号簿種類 |
| 13 | 収入管納付すべき本税額 | 13 | 収入管委任状あて名住所号1 | 13 | 収入管延滞金異動決議文書記号 |
| 14 | 収入管納付すべき均等割額 | 14 | 収入管委任状あて名住所号2 | 14 | 収入管延滞金異動決議番号 |
| 15 | 収入管納付すべき延滞金 | 15 | 収入管委任状あて名郵便番号 | 15 | 収入管延滞金異動決議年月日 |
| 16 | 収入管OSS変換過少不申告加算金区 | 16 | 収入管委任状あて名漢字都道府県名 | 16 | 収入管延滞金異動前延滞金 |
| 17 | 収入管納付すべき過少不申告加算金 | 17 | 収入管委任状あて名漢字区市郡名 | 17 | 収入管延滞金異動後延滞金 |
| 18 | 収入管納付すべき重加算金 | 18 | 収入管委任状あて名漢字住所 | 18 | 収入管延滞金異動履歴削除フラグ |
| 19 | 収入管OSS変換発行年月日 | 19 | 収入管委任状あて名漢字方書 | 19 | 収入管延滞金異動履歴登録端末ID |
| 20 | 収入管OSS変換発付年月日 | 20 | 収入管委任状あて名漢字氏名 | 20 | 収入管延滞金異動履歴登録ユーザID |
| 21 | 収入管OSS変換納付期限 | 21 | 収入管委任状金融機関銀行コード | 21 | 収入管延滞金異動履歴登録年月日 |
| 22 | 収入管OSS変換MPN税目コード | 22 | 収入管委任状金融機関支店コード | 22 | 収入管延滞金異動履歴登録時間 |
| 23 | 収入管OSS変換収入区分 | 23 | 収入管委任状預金種別 | 23 | 収入管延滞金異動履歴更新端末ID |
| 24 | 収入管OSS変換支払済処理年月日 | 24 | 収入管委任状口座番号 | 24 | 収入管延滞金異動履歴更新ユーザID |
| 25 | 収入管OSS変換納付情報区分 | 25 | 収入管委任状口座名義人 | 25 | 収入管延滞金異動履歴更新年月日 |
| 26 | 収入管OSS変換削除フラグ | 26 | 収入管委任状回数 | 26 | 収入管延滞金異動履歴更新時間 |
| 27 | 収入管OSS変換登録端末ID | 27 | 収入管委任状削除フラグ | | |
| 28 | 収入管OSS変換登録ユーザID | 28 | 収入管委任状登録端末ID | | |
| 29 | 収入管OSS変換登録年月日 | 29 | 収入管委任状登録ユーザID | | |
| 30 | 収入管OSS変換登録時間 | 30 | 収入管委任状登録年月日 | | |
| 31 | 収入管OSS変換更新端末ID | 31 | 収入管委任状登録時間 | | |
| 32 | 収入管OSS変換更新ユーザID | 32 | 収入管委任状更新端末ID | | |
| 33 | 収入管OSS変換更新年月日 | 33 | 収入管委任状更新ユーザID | | |
| 34 | 収入管OSS変換更新時間 | 34 | 収入管委任状更新年月日 | | |
| | | 35 | 収入管委任状更新時間 | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

4. 課税徴収マスタ

| 項番 | 項目名称 | 46 | 収入管延長納期限 | 92 | 収入管課税徴収計算延滞金 |
|----|------------------|----|-------------------|-----|-----------------|
| 1 | 収入管課税事務所コード | 47 | 収入管災害延長納期限 | 93 | 収入管当初申告区分 |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 48 | 収入管法定納期限等 | 94 | 収入管延滞金控除期間自年月日 |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 49 | 収入管変更後納期限 | 95 | 収入管延滞金控除期間至年月日 |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 50 | 収入管収納申告区分 | 96 | 収入管不正税額 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 51 | 収入管課税申告区分 | 97 | 収入管義務修正申告期限 |
| 6 | 収入管課税徴収あて名番号 | 52 | 収入管本税最終納付年月日 | 98 | 収入管法人区分 |
| 7 | 収入管採番用事務所コード | 53 | 収入管繰上徴収年月日 | 99 | 収入管確定申告書提出年月日 |
| 8 | 収入管検索用自事業年月日 | 54 | 収入管督促状指定納期限 | 100 | 収入管交付要求有無コード |
| 9 | 収入管検索用至事業年月日 | 55 | 収入管滞納票引継年月日 | 101 | 収入管徴収猶予有無コード |
| 10 | 収入管検索用修正年月日 | 56 | 収入管課税徴収調定計上年月日 | 102 | 収入管換価猶予有無コード |
| 11 | 収入管検索用課税月 | 57 | 収入管調定決議年月日 | 103 | 収入管納付委託有無コード |
| 12 | 収入管検索用相当年度 | 58 | 収入管当初本税額 | 104 | 収入管表示用補助コード |
| 13 | 収入管検索用期別コード | 59 | 収入管当初均等割額 | 105 | 収入管徴収猶予区分 |
| 14 | 収入管検索用行為年月 | 60 | 収入管当初確定延滞金 | 106 | 収入管一部猶予実績分割区分 |
| 15 | 収入管検索用登録年月日 | 61 | 収入管課税徴収過少不申告加算金区分 | 107 | 収入管自動車軽地区分 |
| 16 | 収入管検索用登録年月日枝番 | 62 | 収入管当初過少不申告加算金 | 108 | 収入管紙証収入区分 |
| 17 | 収入管検索用自動車税期別コード | 63 | 収入管当初重加算金 | 109 | 収入管特定コード |
| 18 | 収入管検索用調定番号 | 64 | 収入管当初都市計画税額 | 110 | 収入管口座振替区分 |
| 19 | 収入管検索用共有者通番 | 65 | 収入管本税収入額 | 111 | 収入管口座振替不能区分 |
| 20 | 収入管検索用廃業区分 | 66 | 収入管均等割収入額 | 112 | 収入管共有者区分 |
| 21 | 収入管検索用利子種類 | 67 | 収入管延滞金収入額 | 113 | 収入管共有者分割年月日 |
| 22 | 収入管検索用保有取得区分 | 68 | 収入管過少不申告加算金収入額 | 114 | 収入管事都分離区分 |
| 23 | 収入管検索用回数 | 69 | 収入管重加算金収入額 | 115 | 収入管不動産土地家屋区分 |
| 24 | 収入管検索用一部猶予区分 | 70 | 収入管本税引受収入額 | 116 | 収入管集約移行フラグ |
| 25 | 収入管引受事務所コード | 71 | 収入管均等割引受収入額 | 117 | 収入管都民税利子割合算フラグ |
| 26 | 収入管徴収引受年月日 | 72 | 収入管延滞金引受収入額 | 118 | 収入管徴収引継管理番号 |
| 27 | 収入管課税申告年月日 | 73 | 収入管過少不申告加算金引受収入額 | 119 | 収入管収入履歴管理番号 |
| 28 | 収入管国の更正決定通知年月日 | 74 | 収入管重加算金引受収入額 | 120 | 収入管課税調定異動履歴管理番号 |
| 29 | 収入管通知書発付年月日 | 75 | 収入管本税現在調定額 | 121 | 収入管調定異動履歴管理番号 |
| 30 | 収入管通知書公示年月日 | 76 | 収入管均等割現在調定額 | 122 | 収入管延滞金異動履歴管理番号 |
| 31 | 収入管通知書返戻年月日 | 77 | 収入管確定延滞金現在調定額 | 123 | 収入管督促状発付履歴管理番号 |
| 32 | 収入管督促非対象フラグ | 78 | 収入管過少不申告加算金現在調定額 | 124 | 収入管催告書発付履歴管理番号 |
| 33 | 収入管督促状態区分 | 79 | 収入管重加算金現在調定額 | 125 | 収入管猶予履歴管理番号 |
| 34 | 収入管督促状発付年月日 | 80 | 収入管都市計画税現在調定額 | 126 | 収入管課税徴収完結年度 |
| 35 | 収入管督促状公示年月日 | 81 | 収入管本税引受調定額 | 127 | 収入管課税徴収不納欠損年月日 |
| 36 | 収入管督促状返戻年月日 | 82 | 収入管均等割引受調定額 | 128 | 収入管課税徴収削除フラグ |
| 37 | 収入管督促状保留年月日 | 83 | 収入管延滞金引受調定額 | 129 | 収入管課税徴収登録端末ID |
| 38 | 収入管本税充当予定額 | 84 | 収入管過少不申告加算金引受調定額 | 130 | 収入管課税徴収登録ユーザID |
| 39 | 収入管均等割充当予定額 | 85 | 収入管重加算金引受調定額 | 131 | 収入管課税徴収登録年月日 |
| 40 | 収入管延滞金充当予定額 | 86 | 収入管本税未納額 | 132 | 収入管課税徴収登録時間 |
| 41 | 収入管過少不申告加算金充当予定額 | 87 | 収入管均等割未納額 | 133 | 収入管課税徴収更新端末ID |
| 42 | 収入管重加算金充当予定額 | 88 | 収入管延滞金未納額 | 134 | 収入管課税徴収更新ユーザID |
| 43 | 収入管法定納期限 | 89 | 収入管過少不申告加算金未納額 | 135 | 収入管課税徴収更新年月日 |
| 44 | 収入管納期限 | 90 | 収入管重加算金未納額 | 136 | 収入管課税徴収更新時間 |
| 45 | 収入管指定納期限 | 91 | 収入管課税徴収延滞金計算不能コード | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 5. 課税調定異動履歴 | | 6. 過誤納マスタ | | | |
|-------------|---------------------|-----------|-------------------|----|-------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 | | |
| 1 | 収入管課税事務所コード | 1 | 収入管課税事務所コード | 46 | 収入管過誤納発生過少不申告件数区分 |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 2 | 収入管課税徴収税目コード | 47 | 収入管過誤納発生重加算金件数区分 |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 48 | 収入管利子割明細未突合フラグ |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 49 | 収入管本税過誤納額 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 50 | 収入管均等割過誤納額 |
| 6 | 収入管課税調定異動履歴番号 | 6 | 収入管過誤納番号 | 51 | 収入管過誤納過少不申告加算金区分 |
| 7 | 収入管課税調定異動取消区分 | 7 | 収入管過誤納番号枝番 | 52 | 収入管過少不申告加算金過誤納額 |
| 8 | 収入管課税調定異動調定計上年月日 | 8 | 収入管過誤納還付通番 | 53 | 収入管重加算金過誤納額 |
| 9 | 収入管課税調定異動国の更正決定通知 | 9 | 収入管過誤納充当通番 | 54 | 収入管延滞金過誤納額 |
| 10 | 収入管課税調定異動更正請求年月日 | 10 | 収入管課税徴収あて名番号 | 55 | 収入管利子割還付額 |
| 11 | 収入管課税調定異動確定申告法定納期 | 11 | 収入管過誤納発生年度 | 56 | 収入管本税還付未済額 |
| 12 | 収入管課税調定異動確定申告延長納期 | 12 | 収入管過誤納発生年月日 | 57 | 収入管均等割還付未済額 |
| 13 | 収入管課税調定異動当初課税申告区分 | 13 | 収入管過誤納発生処理済フラグ | 58 | 収入管過少不申告加算金還付未済額 |
| 14 | 収入管課税調定異動当初課税確定年月 | 14 | 収入管過誤納処理区分 | 59 | 収入管重加算金還付未済額 |
| 15 | 収入管課税調定異動会計年度 | 15 | 収入管過誤納取消年月日 | 60 | 収入管延滞金還付未済額 |
| 16 | 収入管課税調定異動年月日 | 16 | 収入管過誤納現繰区分 | 61 | 収入管利子割還付金還付未済額 |
| 17 | 収入管課税調定異動事由コード | 17 | 収入管過誤納発生歳入歳出区分 | 62 | 収入管過誤納取消区分 |
| 18 | 収入管課税調定異動決議年月日 | 18 | 収入管過誤納一般保留区分 | 63 | 収入管過誤納状態区分 |
| 19 | 収入管課税調定異動前本税調定額 | 19 | 収入管過誤納整理票区分 | 64 | 収入管過誤納削除フラグ |
| 20 | 収入管課税調定異動前均等割調定額 | 20 | 収入管過誤納整理票作成年月日 | 65 | 収入管過誤納登録端末 I D |
| 21 | 収入管課税調定異動前過少不申告加算 | 21 | 収入管過誤納事由コード | 66 | 収入管過誤納登録ユーザ I D |
| 22 | 収入管課税調定異動前過少不申告加算 | 22 | 収入管過誤納発生区分 | 67 | 収入管過誤納登録年月日 |
| 23 | 収入管課税調定異動前重加算金 | 23 | 収入管過誤納強制作成フラグ | 68 | 収入管過誤納登録時間 |
| 24 | 収入管課税調定異動後本税調定額 | 24 | 収入管収入明細集約フラグ | 69 | 収入管過誤納更新端末 I D |
| 25 | 収入管課税調定異動後均等割調定額 | 25 | 収入管過誤納還付加算金計算不能区分 | 70 | 収入管過誤納更新ユーザ I D |
| 26 | 収入管課税調定異動後過少不申告加算 | 26 | 収入管過誤納発生事務所コード | 71 | 収入管過誤納更新年月日 |
| 27 | 収入管課税調定異動後過少不申告加算 | 27 | 収入管徴収事務所コード | 72 | 収入管過誤納更新時間 |
| 28 | 収入管課税調定異動後重加算金 | 28 | 収入管減額決議年月日 | | |
| 29 | 収入管課税調定異動更正決定同時フラ | 29 | 収入管統計計上年月日 | | |
| 30 | 収入管利子割明細未突合フラグ | 30 | 収入管減額決議異動年月日 | | |
| 31 | 収入管課税調定異動履歴削除フラグ | 31 | 収入管減額更正請求年月日 | | |
| 32 | 収入管課税調定異動履歴登録端末 I D | 32 | 収入管確定申告書提出年月日 | | |
| 33 | 収入管課税調定異動履歴登録ユーザ I | 33 | 収入管過誤納納付年月日 | | |
| 34 | 収入管課税調定異動履歴登録年月日 | 34 | 収入管法定納期限 | | |
| 35 | 収入管課税調定異動履歴登録時間 | 35 | 収入管確定申告法定納期限 | | |
| 36 | 収入管課税調定異動履歴更新端末 I D | 36 | 収入管確定申告延長納期限 | | |
| 37 | 収入管課税調定異動履歴更新ユーザ I | 37 | 収入管当初課税申告区分 | | |
| 38 | 収入管課税調定異動履歴更新年月日 | 38 | 収入管当初課税確定年月日 | | |
| 39 | 収入管課税調定異動履歴更新時間 | 39 | 収入管国の更正決定通知年月日 | | |
| | | 40 | 収入管更正決定同時フラグ | | |
| | | 41 | 収入管還付金加算起算年月日 | | |
| | | 42 | 収入管還付加算金複数区分 | | |
| | | 43 | 収入管過誤納発生本税件数区分 | | |
| | | 44 | 収入管過誤納発生均等割件数区分 | | |
| | | 45 | 収入管過誤納発生延滞金件数区分 | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

7. 過誤納収入明細マスタ

8. 過誤納情報EUCマスタ

| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
|----|-----------------|----|-------------------|
| 1 | 収入管課税事務所コード | 1 | 収入管過誤納EUC課税事務所コード |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 2 | 収入管過誤納EUC税目コード |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 3 | 収入管過誤納EUC氏名コード |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 4 | 収入管過誤納EUC調定年度 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 5 | 収入管過誤納EUC実績特定項目 |
| 6 | 収入管過誤納番号 | 6 | 収入管過誤納EUC過誤納番号 |
| 7 | 収入管過誤納番号枝番 | 7 | 収入管過誤納EUC過誤納番号枝番 |
| 8 | 収入管収入明細履歴番号 | 8 | 収入管過誤納EUC事務所略称 |
| 9 | 収入管過誤納区分 | 9 | 収入管過誤納EUC税目略称 |
| 10 | 収入管過誤納取消区分 | 10 | 収入管過誤納EUC登録番号 |
| 11 | 収入管本税過誤納額 | 11 | 収入管過誤納EUCあて名番号 |
| 12 | 収入管均等割過誤納額 | 12 | 収入管過誤納EUC実績特定項目1 |
| 13 | 収入管延滞金過誤納額 | 13 | 収入管過誤納EUC実績特定項目2 |
| 14 | 収入管過少不申告加算金過誤納額 | 14 | 収入管過誤納EUC実績特定項目3 |
| 15 | 収入管重加算金過誤納額 | 15 | 収入管過誤納EUC実績特定項目4 |
| 16 | 収入管消込不能番号 | 16 | 収入管過誤納EUC決議予定区分名称 |
| 17 | 収入管過誤収削除フラグ | 17 | 収入管過誤納EUC整理執行区分名称 |
| 18 | 収入管過誤収登録端末ID | 18 | 収入管過誤納EUC検索区分 |
| 19 | 収入管過誤収登録ユーザID | 19 | 収入管過誤納EUC漢字住所 |
| 20 | 収入管過誤収登録年月日 | 20 | 収入管過誤納EUC漢字氏名 |
| 21 | 収入管過誤収登録時間 | 21 | 収入管過誤納EUC発生処理済フラグ |
| 22 | 収入管過誤収更新端末ID | 22 | 収入管過誤納EUC発生事務所コード |
| 23 | 収入管過誤収更新ユーザID | 23 | 収入管過誤納EUC発生事務所略称 |
| 24 | 収入管過誤収更新年月日 | 24 | 収入管過誤納EUC過誤納事由コード |
| 25 | 収入管過誤収更新時間 | 25 | 収入管過誤納EUC整理票区分略称 |
| | | 26 | 収入管過誤納EUC本税過誤納額 |
| | | 27 | 収入管過誤納EUC延滞金過誤納額 |
| | | 28 | 収入管過誤納EUC均等割過誤納額 |
| | | 29 | 収入管過誤納EUC加算金過誤納額 |
| | | 30 | 収入管過誤納EUC過誤納状態区分 |
| | | 31 | 収入管過誤納EUC還付通番 |
| | | 32 | 収入管過誤納EUC支出決議日 |
| | | 33 | 収入管過誤納EUC委任状有無区分 |
| | | 34 | 収入管過誤納EUC通知書番号 |
| | | 35 | 収入管過誤納EUC集合番号 |
| | | 36 | 収入管過誤納EUC還付対象額 |
| | | 37 | 収入管過誤納EUC還付額 |
| | | 38 | 収入管過誤納EUC充当額 |
| | | 39 | 収入管過誤納EUC削除フラグ |
| | | 40 | 収入管過誤納EUC登録端末ID |
| | | 41 | 収入管過誤納EUC登録ユーザID |
| | | 42 | 収入管過誤納EUC登録年月日 |
| | | 43 | 収入管過誤納EUC登録時間 |
| | | 44 | 収入管過誤納EUC更新端末ID |
| | | 45 | 収入管過誤納EUC更新ユーザID |
| | | 46 | 収入管過誤納EUC更新年月日 |
| | | 47 | 収入管過誤納EUC更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

9. 過誤納送付先一覧EUCマスタ

| 項番 | 項目名称 | | |
|----|--------------------|----|-------------------|
| | | 47 | 収入管過誤送EUC充当先事績特定項 |
| 1 | 収入管過誤送EUC課税事務所コード | 48 | 収入管過誤送EUC充当先事績特定項 |
| 2 | 収入管過誤送EUC税目コード | 49 | 収入管過誤送EUC送付先一致区分 |
| 3 | 収入管過誤送EUC氏名コード | 50 | 収入管過誤送EUC課税事務所名1 |
| 4 | 収入管過誤送EUC調定年度 | 51 | 収入管過誤送EUC税目名1 |
| 5 | 収入管過誤送EUC事績特定項目 | 52 | 収入管過誤送EUC変換後氏名コード |
| 6 | 収入管過誤送EUC過誤納番号 | 53 | 収入管過誤送EUC車輛登録年月日1 |
| 7 | 収入管過誤送EUC過誤納番号枝番 | 54 | 収入管過誤送EUC車輛登録年月日枝 |
| 8 | 収入管過誤送EUC充当通番 | 55 | 収入管過誤送EUCあて名一致区分1 |
| 9 | 収入管過誤送EUC支出決議年月日 | 56 | 収入管過誤送EUC送付先区分名1 |
| 10 | 収入管過誤送EUC発生決議区分 | 57 | 収入管過誤送EUC漢字住所1 |
| 11 | 収入管過誤送EUC課税事務所名 | 58 | 収入管過誤送EUC漢字氏名1 |
| 12 | 収入管過誤送EUC税目名 | 59 | 収入管過誤送EUC課税事務所名2 |
| 13 | 収入管過誤送EUC変換後氏名コード | 60 | 収入管過誤送EUC税目名2 |
| 14 | 収入管過誤送EUC事績特定項目1 | 61 | 収入管過誤送EUC変換後氏名コード |
| 15 | 収入管過誤送EUC事績特定項目2 | 62 | 収入管過誤送EUC車輛登録年月日2 |
| 16 | 収入管過誤送EUC事績特定項目3 | 63 | 収入管過誤送EUC車輛登録年月日枝 |
| 17 | 収入管過誤送EUC事績特定項目4 | 64 | 収入管過誤送EUCあて名一致区分2 |
| 18 | 収入管過誤送EUCあて名番号 | 65 | 収入管過誤送EUC送付先区分名2 |
| 19 | 収入管過誤送EUC発生事務所コード | 66 | 収入管過誤送EUC漢字住所2 |
| 20 | 収入管過誤送EUC処理事務所名 | 67 | 収入管過誤送EUC漢字氏名2 |
| 21 | 収入管過誤送EUC集合年度 | 68 | 収入管過誤送EUC一般登録区分名 |
| 22 | 収入管過誤送EUC集合番号 | 69 | 収入管過誤送EUC漢字銀行名 |
| 23 | 収入管過誤送EUC執行年度 | 70 | 収入管過誤送EUC漢字支店名 |
| 24 | 収入管過誤送EUC通知書番号 | 71 | 収入管過誤送EUC預金種別名 |
| 25 | 収入管過誤送EUC発生決議区分名 | 72 | 収入管過誤送EUC口座番号 |
| 26 | 収入管過誤送EUC発生元複数フラグ | 73 | 収入管過誤送EUC口座名義人 |
| 27 | 収入管過誤送EUC還付統一口座取得 | 74 | 収入管過誤送EUC口座管理課税事務 |
| 28 | 収入管過誤送EUC充当先相違該当フ | 75 | 収入管過誤送EUC口座管理税目名 |
| 29 | 収入管過誤送EUC抽出対象フラグ | 76 | 収入管過誤送EUC口座管理特定氏名 |
| 30 | 収入管過誤送EUC支払方法区分名 | 77 | 収入管過誤送EUC口座収納還付区分 |
| 31 | 収入管過誤送EUC整理票区分 | 78 | 収入管過誤送EUC開始年月日 |
| 32 | 収入管過誤送EUC指示入力フラグ | 79 | 収入管過誤送EUC備考1 |
| 33 | 収入管過誤送EUC委任状有無区分 | 80 | 収入管過誤送EUC備考2 |
| 34 | 収入管過誤送EUC設立年月日 | 81 | 収入管過誤送EUC備考3 |
| 35 | 収入管過誤送EUC口座振依頼書対象フ | 82 | 収入管過誤送EUC備考4 |
| 36 | 収入管過誤送EUC滞納票引継年月日 | 83 | 収入管過誤送EUC備考5 |
| 37 | 収入管過誤送EUC充当先課税事務所 | 84 | 収入管過誤送EUC削除フラグ |
| 38 | 収入管過誤送EUC充当先税目コード | 85 | 収入管過誤送EUC登録端末ID |
| 39 | 収入管過誤送EUC充当先氏名コード | 86 | 収入管過誤送EUC登録ユーザID |
| 40 | 収入管過誤送EUC充当先調定年度 | 87 | 収入管過誤送EUC登録年月日 |
| 41 | 収入管過誤送EUC充当先事績特定項 | 88 | 収入管過誤送EUC登録時間 |
| 42 | 収入管過誤送EUC充当先課税事務所 | 89 | 収入管過誤送EUC更新端末ID |
| 43 | 収入管過誤送EUC充当先税目名 | 90 | 収入管過誤送EUC更新ユーザID |
| 44 | 収入管過誤送EUC充当先変換後氏名 | 91 | 収入管過誤送EUC更新年月日 |
| 45 | 収入管過誤送EUC充当先事績特定項 | 92 | 収入管過誤送EUC更新時間 |
| 46 | 収入管過誤送EUC充当先事績特定項 | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

10. 過誤納比率マスタ

| 項番 | 項目名称 | 36 | 収入管過誤納比率増減パターン区分 |
|----|-------------------|----|-------------------|
| 1 | 収入管課税事務所コード | 37 | 収入管調定異動決議年月日 |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 38 | 収入管調定額比率登録年月日 |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 39 | 収入管過誤納比率事業税収入累計額 |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 40 | 収入管過誤納比率特別税収入累計額 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 41 | 収入管過誤納比率合計収入累計額 |
| 6 | 収入管過誤納番号 | 42 | 収入管過誤納比率事業税収入超過額 |
| 7 | 収入管過誤納番号枝番 | 43 | 収入管過誤納比率特別税収入超過額 |
| 8 | 収入管過誤納比率税目コード | 44 | 収入管過誤納比率合計収入超過額 |
| 9 | 収入管過誤納比率履歴番号 | 45 | 収入管過誤納比率 |
| 10 | 収入管検索用自事業年月日 | 46 | 収入管過誤納比率計上済対象管理番号 |
| 11 | 収入管検索用至事業年月日 | 47 | 収入管過誤納比率訂正年月日 |
| 12 | 収入管検索用修正正年月日 | 48 | 収入管過誤納比率削除フラグ |
| 13 | 収入管収納申告区分 | 49 | 収入管過誤納比率登録端末 I D |
| 14 | 収入管検索用廃業区分 | 50 | 収入管過誤納比率登録ユーザ I D |
| 15 | 収入管過誤納発生事務所コード | 51 | 収入管過誤納比率登録年月日 |
| 16 | 収入管過誤納発生年度 | 52 | 収入管過誤納比率登録時間 |
| 17 | 収入管過誤納発生年月日 | 53 | 収入管過誤納比率更新端末 I D |
| 18 | 収入管過誤納発生歳入歳出区分 | 54 | 収入管過誤納比率更新ユーザ I D |
| 19 | 収入管過誤納現繰区分 | 55 | 収入管過誤納比率更新年月日 |
| 20 | 収入管過誤納発生区分 | 56 | 収入管過誤納比率更新時間 |
| 21 | 収入管過誤納事由コード | | |
| 22 | 収入管過誤納比率過誤納発生額 | | |
| 23 | 収入管過誤納比率収入状況 | | |
| 24 | 収入管過誤納比率過誤納発生パターン | | |
| 25 | 収入管過誤納比率調定額比率状況区分 | | |
| 26 | 収入管過誤納比率計算不能区分 | | |
| 27 | 収入管調定比率管理番号 | | |
| 28 | 収入管調定比率新法適用フラグ | | |
| 29 | 収入管過誤納比率調定額比率事業税異 | | |
| 30 | 収入管過誤納比率調定額比率特別税異 | | |
| 31 | 収入管過誤納比率調定額比率合計異動 | | |
| 32 | 収入管過誤納比率調定額比率事業税累 | | |
| 33 | 収入管過誤納比率調定額比率特別税累 | | |
| 34 | 収入管過誤納比率調定額比率合計累計 | | |
| 35 | 収入管過誤納比率調定額比率 | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 11. 還付マスタ | | | | 12. 還付加算金内訳マスタ | | | |
|-----------|----------------|----|-------------------|----------------|-------------------|--|------|
| 項番 | 項目名称 | | 項目名称 | 項番 | 項目名称 | | 項目名称 |
| 1 | 収入管課税事務所コード | 38 | 収入管還付戻入決議年月日 | 1 | 収入管課税事務所コード | | |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 39 | 収入管還付戻入収入年月日 | 2 | 収入管課税徴収税目コード | | |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 40 | 収入管還付受領未済コード | 3 | 収入管課税徴収氏名コード | | |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 41 | 収入管還付加算金確定済フラグ | 4 | 収入管課税徴収調定年度 | | |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 42 | 収入管過誤納公示年月日 | 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | | |
| 6 | 収入管過誤納番号 | 43 | 収入管還付時効完成年度 | 6 | 収入管過誤納番号 | | |
| 7 | 収入管過誤納番号枝番 | 44 | 収入管還付時効決議年月日 | 7 | 収入管過誤納番号枝番 | | |
| 8 | 収入管還付通番 | 45 | 収入管還付時効中断コード | 8 | 収入管還付通番 | | |
| 9 | 収入管処理事務所コード | 46 | 収入管還付時効基準年月日 | 9 | 収入管還付加算金内訳通番 | | |
| 10 | 収入管還付集合年度 | 47 | 収入管還付時効起算年月日 | 10 | 収入管還付金額種別 | | |
| 11 | 収入管還付集合番号 | 48 | 収入管還付配達記録郵便物引受番号 | 11 | 収入管処理事務所コード | | |
| 12 | 収入管執行年度 | 49 | 収入管本税還付対象額 | 12 | 収入管還付金加算対象額 | | |
| 13 | 収入管還付通知書番号 | 50 | 収入管均等割還付対象額 | 13 | 収入管還付金加算基礎額 | | |
| 14 | 収入管還付支払方法区分 | 51 | 収入管過少不申告加算金還付対象額 | 14 | 収入管還付金加算納付年月日 | | |
| 15 | 収入管支出決議番号簿種類 | 52 | 収入管重加算金還付対象額 | 15 | 収入管還付金加算経過日数 | | |
| 16 | 収入管支出決議文書記号 | 53 | 収入管延滞金還付対象額 | 16 | 収入管還付金加算除算日数 | | |
| 17 | 収入管支出決議番号 | 54 | 収入管利子割還付金還付対象額 | 17 | 収入管還付金加算日数 | | |
| 18 | 収入管支出決議年月日 | 55 | 収入管本税還付額 | 18 | 収入管還付金加算割合 | | |
| 19 | 収入管還付受領年月日 | 56 | 収入管均等割還付額 | 19 | 収入管還付金加算計算額 | | |
| 20 | 収入管還付加算金内訳通番 | 57 | 収入管還付過少不申告加算金区分 | 20 | 収入管計算期間自年月日 | | |
| 21 | 収入管過誤納処理区分 | 58 | 収入管過少不申告加算金還付額 | 21 | 収入管計算期間至年月日 | | |
| 22 | 収入管過誤納整理票区分 | 59 | 収入管重加算金還付額 | 22 | 収入管除算期間自年月日 | | |
| 23 | 収入管過誤納整理票作成年月日 | 60 | 収入管延滞金還付額 | 23 | 収入管除算期間至年月日 | | |
| 24 | 収入管過誤納指示入力フラグ | 61 | 収入管還付加算金額 | 24 | 収入管還付加算金削除フラグ | | |
| 25 | 収入管出納整理期間区分 | 62 | 収入管還付加算金還付額 | 25 | 収入管還付加算金登録端末 I D | | |
| 26 | 収入管執行歳入歳出区分 | 63 | 収入管利子割還付金還付額 | 26 | 収入管還付加算金登録ユーザ I D | | |
| 27 | 収入管還付加算金指示区分 | 64 | 収入管還付状態区分 | 27 | 収入管還付加算金登録年月日 | | |
| 28 | 収入管口振依頼書発付年月日 | 65 | 収入管還付引抜きリスト作成済フラグ | 28 | 収入管還付加算金登録時間 | | |
| 29 | 収入管口振依頼書受理年月日 | 66 | 収入管還付削除フラグ | 29 | 収入管還付加算金更新端末 I D | | |
| 30 | 収入管還付委任状有無区分 | 67 | 収入管還付登録ユーザ I D | 30 | 収入管還付加算金更新ユーザ I D | | |
| 31 | 収入管委任状受理年月日 | 68 | 収入管還付登録ユーザ I D | 31 | 収入管還付加算金更新年月日 | | |
| 32 | 収入管還付支払期間始期年月日 | 69 | 収入管還付登録年月日 | 32 | 収入管還付加算金更新時間 | | |
| 33 | 収入管還付支払期間終期年月日 | 70 | 収入管還付登録時間 | | | | |
| 34 | 収入管還付戻入年度 | 71 | 収入管還付更新端末 I D | | | | |
| 35 | 収入管還付戻入決議番号簿種類 | 72 | 収入管還付更新ユーザ I D | | | | |
| 36 | 収入管還付戻入決議文書記号 | 73 | 収入管還付更新年月日 | | | | |
| 37 | 収入管還付戻入決議番号 | 74 | 収入管還付更新時間 | | | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 13. 共有者分割情報マスタ | | 14. 共有者物件情報マスタ | | 15. 金融機関統廃合 | |
|----------------|-----------------|----------------|--------------------|-------------|------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 1 | 収入管共有事績課税事務所コード | 1 | 収入管共有事績課税事務所コード | 1 | 収入管統廃合金融機関銀行コード |
| 2 | 収入管共有事績税目コード | 2 | 収入管共有事績税目コード | 2 | 収入管統廃合金融機関支店コード |
| 3 | 収入管共有事績氏名コード | 3 | 収入管共有事績氏名コード | 3 | 収入管統廃合廃店年月日 |
| 4 | 収入管共有事績調定年度 | 4 | 収入管共有事績調定年度 | 4 | 収入管統廃合金融機関通番 |
| 5 | 収入管共有事績課税月 | 5 | 収入管共有事績課税月 | 5 | 収入管統廃合金融機関ページ番号 |
| 6 | 収入管共有事績相当年度 | 6 | 収入管共有事績相当年度 | 6 | 収入管統廃合金融機関ページ数 |
| 7 | 収入管共有者通番 | 7 | 収入管共有事績物件住所コード | 7 | 収入管統廃合あて名番号 |
| 8 | 収入管共有者あて名番号 | 8 | 収入管共有事績物件住所番地 | 8 | 収入管統廃合事務所コード |
| 9 | 収入管共有者持分割合分母 | 9 | 収入管共有事績物件住所号 1 | 9 | 収入管統廃合税目コード |
| 10 | 収入管共有者持分割合分子 | 10 | 収入管共有事績物件住所号 2 | 10 | 収入管統廃合特定氏名コード |
| 11 | 収入管共有者非対象フラグ | 11 | 収入管共有事績物件棟番号 | 11 | 収入管統廃合収納選付区分 |
| 12 | 収入管共有者削除フラグ | 12 | 収入管共有事績物件番号 | 12 | 収入管統廃合開始年月日 |
| 13 | 収入管共有者登録端末 I D | 13 | 収入管共有事績共有物件コード | 13 | 収入管統廃合利用年月日 |
| 14 | 収入管共有者登録ユーザ I D | 14 | 収入管共有事績専有コード | 14 | 収入管統廃合預金種別 |
| 15 | 収入管共有者登録年月日 | 15 | 収入管共有事績代表者漢字住所補記 | 15 | 収入管統廃合口座番号 |
| 16 | 収入管共有者登録時間 | 16 | 収入管共有事績代表者漢字方書補記 | 16 | 収入管統廃合口座名義人 |
| 17 | 収入管共有者更新端末 I D | 17 | 収入管共有事績代表者漢字氏名補記 | 17 | 収入管統廃合全納区分コード |
| 18 | 収入管共有者更新ユーザ I D | 18 | 収入管共有事績代表者住所コード | 18 | 収入管統廃合登録指示区分 |
| 19 | 収入管共有者更新年月日 | 19 | 収入管共有事績代表者住所番地 | 19 | 収入管統廃合停止区分 |
| 20 | 収入管共有者更新時間 | 20 | 収入管共有事績代表者住所号 1 | 20 | 収入管統廃合金融機関新銀行コード |
| | | 21 | 収入管共有事績代表者住所号 2 | 21 | 収入管統廃合金融機関新支店コード |
| | | 22 | 収入管共有事績代表者漢字住所 | 22 | 収入管統廃合新口座番号 |
| | | 23 | 収入管共有事績代表者漢字方書 | 23 | 収入管統廃合削除フラグ |
| | | 24 | 収入管共有事績代表者漢字氏名 | 24 | 収入管統廃合登録端末 I D |
| | | 25 | 収入管共有事績 1 期税額 | 25 | 収入管統廃合登録ユーザ I D |
| | | 26 | 収入管共有事績 2 から 4 期税額 | 26 | 収入管統廃合登録年月日 |
| | | 27 | 収入管共有事績税額合計額 | 27 | 収入管統廃合登録時間 |
| | | 28 | 収入管共有事績計算要否コード | 28 | 収入管統廃合更新端末 I D |
| | | 29 | 収入管共有事績連納告知有無コード | 29 | 収入管統廃合更新ユーザ I D |
| | | 30 | 収入管共有事績告知書発付年月日 | 30 | 収入管統廃合更新年月日 |
| | | 31 | 収入管共有事績告知書納期限 | 31 | 収入管統廃合更新時間 |
| | | 32 | 収入管共有事績共有者数 | | |
| | | 33 | 収入管共有事績共有者通番管理番号 | | |
| | | 34 | 収入管共有事績状態区分 | | |
| | | 35 | 収入管共有物件情報削除フラグ | | |
| | | 36 | 収入管共有物件情報登録端末 I D | | |
| | | 37 | 収入管共有物件情報登録ユーザ I D | | |
| | | 38 | 収入管共有物件情報登録年月日 | | |
| | | 39 | 収入管共有物件情報登録時間 | | |
| | | 40 | 収入管共有物件情報更新端末 I D | | |
| | | 41 | 収入管共有物件情報更新ユーザ I D | | |
| | | 42 | 収入管共有物件情報更新年月日 | | |
| | | 43 | 収入管共有物件情報更新時間 | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

16. 継続検査用納税証明書発行履歴

17. 件数表用EUCマスタ

| 項番 | 項目名称 | 30 | 収入管継続証明納付者漢字住所4 | 項番 | 項目名称 |
|----|-------------------|----|------------------|----|-------------------|
| 1 | 収入管課税事務所コード | 31 | 収入管継続証明納付者漢字氏名1 | 1 | 収入管件数表EUC件数表区分 |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 32 | 収入管継続証明納付者漢字氏名2 | 2 | 収入管件数表EUC処理年月日 |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 33 | 収入管継続証明納付者様分1 | 3 | 収入管件数表EUC集計年度 |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 34 | 収入管継続証明納付者様分2 | 4 | 収入管件数表EUC集計年月 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 35 | 収入管継続証明納付者バーコード | 5 | 収入管件数表EUC集計キー1 |
| 6 | 収入管収入明細履歴番号 | 36 | 収入管継続証明漢字住所補記コード | 6 | 収入管件数表EUC集計キー2 |
| 7 | 収入管収入明細納付番号 | 37 | 収入管継続証明漢字氏名補記コード | 7 | 収入管件数表EUC集計キー3 |
| 8 | 収入管収入明細確認番号 | 38 | 収入管継続証明発行予定年月日 | 8 | 収入管件数表EUC集計キー4 |
| 9 | 収入管処理事務所コード | 39 | 収入管継続証明発行済フラグ | 9 | 収入管件数表EUC集計キー5 |
| 10 | 収入管継続証明送付先あて名番号 | 40 | 収入管継続証明発行番号 | 10 | 収入管件数表EUC集計キー6 |
| 11 | 収入管継続証明送付先郵便番号 | 41 | 収入管継続証明納税義務者漢字氏名 | 11 | 収入管件数表EUC集計キー7 |
| 12 | 収入管継続証明送付先漢字都道府県名 | 42 | 収入管継続証明車台番号 | 12 | 収入管件数表EUC集計キー8 |
| 13 | 収入管継続証明送付先漢字区市郡名 | 43 | 収入管継続証明有効期限 | 13 | 収入管件数表EUC集計キー9 |
| 14 | 収入管継続証明送付先漢字住所 | 44 | 収入管継続証明発行判定年月日 | 14 | 収入管件数表EUC集計キー10 |
| 15 | 収入管継続証明送付先漢字方書 | 45 | 収入管継続証明発行対象外事由区分 | 15 | 収入管件数表EUC集計キー11 |
| 16 | 収入管継続証明送付先漢字屋号 | 46 | 収入管収入明細納付年月日 | 16 | 収入管件数表EUC集計キー12 |
| 17 | 収入管継続証明送付先漢字氏名 | 47 | 収入管収入明細収入区分 | 17 | 収入管件数表EUC集計キー13 |
| 18 | 収入管継続証明送付先住所コード | 48 | 収入管検索用登録年月日 | 18 | 収入管件数表EUC集計キー14 |
| 19 | 収入管継続証明送付先住所番地 | 49 | 収入管検索用登録年月日枝番 | 19 | 収入管件数表EUC集計キー15 |
| 20 | 収入管継続証明送付先住所号1 | 50 | 収入管継続証明削除フラグ | 20 | 収入管件数表EUC集計キー1名称 |
| 21 | 収入管継続証明送付先住所号2 | 51 | 収入管継続証明登録端末ID | 21 | 収入管件数表EUC集計キー2名称 |
| 22 | 収入管継続証明送付先漢字住所補記 | 52 | 収入管継続証明登録ユーザID | 22 | 収入管件数表EUC集計キー3名称 |
| 23 | 収入管継続証明送付先漢字方書補記 | 53 | 収入管継続証明登録年月日 | 23 | 収入管件数表EUC集計キー4名称 |
| 24 | 収入管継続証明送付先漢字屋号補記 | 54 | 収入管継続証明登録時間 | 24 | 収入管件数表EUC集計キー5名称 |
| 25 | 収入管継続証明送付先漢字氏名補記 | 55 | 収入管継続証明更新端末ID | 25 | 収入管件数表EUC集計キー6名称 |
| 26 | 収入管継続証明納付者郵便番号 | 56 | 収入管継続証明更新ユーザID | 26 | 収入管件数表EUC集計キー7名称 |
| 27 | 収入管継続証明納付者漢字住所1 | 57 | 収入管継続証明更新年月日 | 27 | 収入管件数表EUC集計キー8名称 |
| 28 | 収入管継続証明納付者漢字住所2 | 58 | 収入管継続証明更新時間 | 28 | 収入管件数表EUC集計キー9名称 |
| 29 | 収入管継続証明納付者漢字住所3 | | | 29 | 収入管件数表EUC集計キー10名称 |
| | | | | 30 | 収入管件数表EUC集計キー11名称 |
| | | | | 31 | 収入管件数表EUC集計キー12名称 |
| | | | | 32 | 収入管件数表EUC集計キー13名称 |
| | | | | 33 | 収入管件数表EUC集計キー14名称 |
| | | | | 34 | 収入管件数表EUC集計キー15名称 |
| | | | | 35 | 収入管件数表EUC集計1 |
| | | | | 36 | 収入管件数表EUC集計2 |
| | | | | 37 | 収入管件数表EUC集計3 |
| | | | | 38 | 収入管件数表EUC集計4 |
| | | | | 39 | 収入管件数表EUC集計5 |
| | | | | 40 | 収入管件数表EUC削除フラグ |
| | | | | 41 | 収入管件数表EUC登録端末ID |
| | | | | 42 | 収入管件数表EUC登録ユーザID |
| | | | | 43 | 収入管件数表EUC登録年月日 |
| | | | | 44 | 収入管件数表EUC登録時間 |
| | | | | 45 | 収入管件数表EUC更新端末ID |
| | | | | 46 | 収入管件数表EUC更新ユーザID |
| | | | | 47 | 収入管件数表EUC更新年月日 |
| | | | | 48 | 収入管件数表EUC更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 18. 口座異動履歴 | | 19. 口座管理マスタ | | 20. 口座振替依頼 | |
|------------|--------------------|-------------|------------------|------------|---------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 1 | 収入管あて名番号 | 1 | 収入管あて名番号 | 1 | 収入管口座振替依頼番号 |
| 2 | 収入管課税事務所コード | 2 | 収入管課税事務所コード | 2 | 収入管口座振替依頼項目 |
| 3 | 収入管課税徴収税目コード | 3 | 収入管課税徴収税目コード | 3 | 収入管課税事務所コード |
| 4 | 収入管口座異動特定氏名コード | 4 | 収入管口座管理特定氏名コード | 4 | 収入管課税徴収税目コード |
| 5 | 収入管口座異動収納還付区分 | 5 | 収入管口座管理収納還付区分 | 5 | 収入管課税徴収氏名コード |
| 6 | 収入管口座異動異動年月日 | 6 | 収入管口座管理開始年月日 | 6 | 収入管課税徴収調定年度 |
| 7 | 収入管口座異動異動時刻 | 7 | 収入管口座管理終了年月日 | 7 | 収入管課税徴収事績特定項目 |
| 8 | 収入管口座異動異動区分 | 8 | 収入管口座管理異動区分 | 8 | 収入管口座管理特定氏名コード |
| 9 | 収入管口座異動開始年月日 | 9 | 収入管口座管理異動年月日 | 9 | 収入管口座管理金融機関銀行コード |
| 10 | 収入管口座異動終了年月日 | 10 | 収入管口座管理利用年月日 | 10 | 収入管口座管理金融機関支店コード |
| 11 | 収入管口座異動利用年月日 | 11 | 収入管口座管理金融機関銀行コード | 11 | “金融機関と口座振替を行なう場合のMT |
| 12 | 収入管口座異動金融機関銀行コード | 12 | 収入管口座管理金融機関支店コード | 12 | 収入管口座管理預金種別 |
| 13 | 収入管口座異動金融機関支店コード | 13 | 収入管口座管理預金種別 | 13 | 収入管口座管理口座番号 |
| 14 | 収入管口座異動預金種別 | 14 | 収入管口座管理口座番号 | 14 | 収入管口座管理口座名義人 |
| 15 | 収入管口座異動口座番号 | 15 | 収入管口座管理口座名義人 | 15 | 収入管口座振替区分 |
| 16 | 収入管口座異動口座名義人 | 16 | 収入管口座管理全納区分コード | 16 | 収入管口座振替不能区分 |
| 17 | 収入管口座異動全納区分コード | 17 | 収入管口座管理確認書有無コード | 17 | 収入管口座振替年月日 |
| 18 | 収入管口座異動確認書有無コード | 18 | 収入管口座管理確認書登録年月日 | 18 | 収入管本税未納額 |
| 19 | 収入管口座異動確認書登録年月日 | 19 | 収入管口座管理還付統一口座区分 | 19 | 収入管均等割未納額 |
| 20 | 収入管口座異動還付統一口座区分 | 20 | 収入管口座管理Web口座情報申込 | 20 | 収入管延滞金未納額 |
| 21 | 収入管口座異動処理区分 | 21 | 収入管口座管理削除フラグ | 21 | 収入管過少不申告加算金未納額 |
| 22 | 収入管口座異動緊急フラグ | 22 | 収入管口座管理登録端末ID | 22 | 収入管重加算金未納額 |
| 23 | 収入管口座異動Web口座情報申込区分 | 23 | 収入管口座管理登録ユーザID | 23 | 収入管口座振替削除フラグ |
| 24 | 収入管口座異動削除フラグ | 24 | 収入管口座管理登録年月日 | 24 | 収入管口座振替登録端末ID |
| 25 | 収入管口座異動登録端末ID | 25 | 収入管口座管理登録時間 | 25 | 収入管口座振替登録ユーザID |
| 26 | 収入管口座異動登録ユーザID | 26 | 収入管口座管理更新端末ID | 26 | 収入管口座振替登録年月日 |
| 27 | 収入管口座異動登録年月日 | 27 | 収入管口座管理更新ユーザID | 27 | 収入管口座振替登録時間 |
| 28 | 収入管口座異動登録時間 | 28 | 収入管口座管理更新年月日 | 28 | 収入管口座振替更新端末ID |
| 29 | 収入管口座異動更新端末ID | 29 | 収入管口座管理更新時間 | 29 | 収入管口座振替更新ユーザID |
| 30 | 収入管口座異動更新ユーザID | | | 30 | 収入管口座振替更新年月日 |
| 31 | 収入管口座異動更新年月日 | | | 31 | 収入管口座振替更新時間 |
| 32 | 収入管口座異動更新時間 | | | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 21. 口座振替自動車EUC | | 22. 口座振替未利用者EUCマスタ | |
|----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 1 | 収入管口振自EUC課税事務所コード | 1 | 収入管口振未EUC課税事務所コード |
| 2 | 収入管口振自EUC税目コード | 2 | 収入管口振未EUC税目コード |
| 3 | 収入管口振自EUC氏名コード | 3 | 収入管口振未EUC氏名コード |
| 4 | 収入管口振自EUC調定年度 | 4 | 収入管口振未EUC調定年度 |
| 5 | 収入管口振自EUC事績特定項目 | 5 | 収入管口振未EUC事績特定項目 |
| 6 | 収入管口振自EUC口座振替年月日 | 6 | 収入管口振未EUCあて名番号 |
| 7 | 収入管口振自EUC変換後氏名コード | 7 | 収入管口振未EUC検索用課税月 |
| 8 | 収入管口振自EUC検索用登録年月日 | 8 | 収入管口振未EUC検索用相当年度 |
| 9 | 収入管口振自EUC特定コード | 9 | 収入管口振未EUC検索用期別コード |
| 10 | 収入管口振自EUC本体車台番号 | 10 | 収入管口振未EUC検索用共有者通番 |
| 11 | 収入管口振自EUCあて名番号 | 11 | 収入管口振未EUC漢字事務所略称 |
| 12 | 収入管口振自EUC漢字都道府県名 | 12 | 収入管口振未EUC漢字税目略称 |
| 13 | 収入管口振自EUC漢字区市郡名 | 13 | 収入管口振未EUC住所コード |
| 14 | 収入管口振自EUC漢字住所 | 14 | 収入管口振未EUC漢字区市郡名 |
| 15 | 収入管口振自EUC漢字方書 | 15 | 収入管口振未EUC漢字町名 |
| 16 | 収入管口振自EUC漢字屋号 | 16 | 収入管口振未EUC郵便番号 |
| 17 | 収入管口振自EUC漢字氏名 | 17 | 収入管口振未EUC漢字住所 |
| 18 | 収入管口振自EUC銀行コード | 18 | 収入管口振未EUC漢字住所補記コー |
| 19 | 収入管口振自EUC漢字銀行名 | 19 | 収入管口振未EUC漢字方書 |
| 20 | 収入管口振自EUC支店コード | 20 | 収入管口振未EUC漢字方書補記コー |
| 21 | 収入管口振自EUC漢字支店名 | 21 | 収入管口振未EUC漢字氏名 |
| 22 | 収入管口振自EUC預金種別コード | 22 | 収入管口振未EUC漢字氏名補記コー |
| 23 | 収入管口振自EUC預金種別名 | 23 | 収入管口振未EUC1期税額 |
| 24 | 収入管口振自EUC口座番号 | 24 | 収入管口振未EUC2~4期税額 |
| 25 | 収入管口振自EUC本税未納額 | 25 | 収入管口振未EUC未納額 |
| 26 | 収入管口振自EUC削除フラグ | 26 | 収入管口振未EUC滞納票引継年月日 |
| 27 | 収入管口振自EUC登録端末ID | 27 | 収入管口振未EUC削除フラグ |
| 28 | 収入管口振自EUC登録ユーザID | 28 | 収入管口振未EUC登録端末ID |
| 29 | 収入管口振自EUC登録年月日 | 29 | 収入管口振未EUC登録ユーザID |
| 30 | 収入管口振自EUC登録時間 | 30 | 収入管口振未EUC登録年月日 |
| 31 | 収入管口振自EUC更新端末ID | 31 | 収入管口振未EUC登録時間 |
| 32 | 収入管口振自EUC更新ユーザID | 32 | 収入管口振未EUC更新端末ID |
| 33 | 収入管口振自EUC更新年月日 | 33 | 収入管口振未EUC更新ユーザID |
| 34 | 収入管口振自EUC更新時間 | 34 | 収入管口振未EUC更新年月日 |
| | | 35 | 収入管口振未EUC更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

23. 歳出予算振替額調査マスタ

24. 財務計上済マスタ

| 項番 | 項目名称 | 41 | 収入管振替額調査合計事業税充当額 | 項番 | 項目名称 |
|----|-------------------|----|-------------------|----|--------------------|
| 1 | 収入管振替額調査処理年月日 | 42 | 収入管振替額調査合計特別税充当額 | 1 | 収入管課税事務所コード |
| 2 | 収入管振替額調査会計年度 | 43 | 収入管振替額調査合計充当合計額 | 2 | 収入管課税徴収税目コード |
| 3 | 収入管振替額調査集計自年月日 | 44 | 収入管振替額調査合計事業税還付額 | 3 | 収入管課税徴収氏名コード |
| 4 | 収入管振替額調査集計至年月日 | 45 | 収入管振替額調査合計特別税還付額 | 4 | 収入管課税徴収調定年度 |
| 5 | 収入管課税事務所コード | 46 | 収入管振替額調査合計還付合計額 | 5 | 収入管課税徴収事績特定項目 |
| 6 | 収入管課税徴収税目コード | 47 | 収入管振替額調査合計事業税戻入額 | 6 | 収入管計上済管理番号 |
| 7 | 収入管課税徴収氏名コード | 48 | 収入管振替額調査合計特別税戻入額 | 7 | 収入管検索用自事業年月日 |
| 8 | 収入管課税徴収調定年度 | 49 | 収入管振替額調査合計戻入合計額 | 8 | 収入管検索用至事業年月日 |
| 9 | 収入管課税徴収事績特定項目 | 50 | 収入管振替額調査事業税執行額 | 9 | 収入管検索用修正年月日 |
| 10 | 収入管振替額調査調査対象税目コード | 51 | 収入管振替額調査特別税執行額 | 10 | 収入管収納申告区分 |
| 11 | 収入管振替額調査調査管理番号 | 52 | 収入管振替額調査執行合計額 | 11 | 収入管検索用廃業区分 |
| 12 | 収入管振替額調査執行済入力有無フラ | 53 | 収入管振替額調査収入事務所コード | 12 | 収入管計上済会計年度 |
| 13 | 収入管振替額調査複数有無フラ | 54 | 収入管振替額調査事業税歳入調定異動 | 13 | 収入管計上済処理事務所 |
| 14 | 収入管振替額調査過去調査有無フラ | 55 | 収入管振替額調査特別税歳入調定異動 | 14 | 収入管計上済集計年月日 |
| 15 | 収入管振替額調査過去調査処理年月日 | 56 | 収入管振替額調査歳入調定異動合計額 | 15 | 収入管計上済統計計上年月日 |
| 16 | 収入管振替額調査雑入戻入有無フラ | 57 | 収入管振替額調査事業税歳出調定異動 | 16 | 収入管計上済財務会計反映年月日 |
| 17 | 収入管振替額調査事務所相違有無フラ | 58 | 収入管振替額調査特別税歳出調定異動 | 17 | 収入管計上済計上区分 |
| 18 | 収入管振替額調査警告有無フラ | 59 | 収入管振替額調査歳出調定異動合計額 | 18 | 収入管計上済計上事由 |
| 19 | 収入管振替額調査執行事務所コード | 60 | 収入管振替額調査事業税調定異動合計 | 19 | 収入管計上済処理区分 |
| 20 | 収入管振替額調査収入振替集計年月日 | 61 | 収入管振替額調査特別税調定異動合計 | 20 | 収入管調定異動歳入歳出区分 |
| 21 | 収入管振替額調査収入振替統計計上 | 62 | 収入管振替額調査調定異動合計額 | 21 | 収入管計上済現線区分 |
| 22 | 収入管振替額調査執行集計年月日 | 63 | 収入管振替額調査事業税過大歳出執行 | 22 | 収入管計上済事由区分 |
| 23 | 収入管振替額調査通常事業税充当額 | 64 | 収入管振替額調査特別税過大歳出執行 | 23 | 収入管計上済収納種別 |
| 24 | 収入管振替額調査通常特別税充当額 | 65 | 収入管振替額調査過大歳出執行合計額 | 24 | 収入管調定比率新法適用フラ |
| 25 | 収入管振替額調査通常充当合計額 | 66 | 収入管振替額調査事業税収入振替額 | 25 | 収入管計上済補正有無区分 |
| 26 | 収入管振替額調査通常事業税還付額 | 67 | 収入管振替額調査特別税収入振替額 | 26 | 収入管調定比率警告有無フラ |
| 27 | 収入管振替額調査通常特別税還付額 | 68 | 収入管振替額調査収入振替合計額 | 27 | 収入管計上済事業税計上額 |
| 28 | 収入管振替額調査通常還付合計額 | 69 | 収入管振替額調査修正対象税目コード | 28 | 収入管計上済特別税計上額 |
| 29 | 収入管振替額調査通常事業税戻入額 | 70 | 収入管振替額調査事業税修正額 | 29 | 収入管計上済延滞金事業税計上額 |
| 30 | 収入管振替額調査通常特別税戻入額 | 71 | 収入管振替額調査特別税修正額 | 30 | 収入管計上済延滞金特別税計上額 |
| 31 | 収入管振替額調査通常戻入合計額 | 72 | 収入管振替額調査修正合計額 | 31 | 収入管計上済過少申告加算金事業税計上 |
| 32 | 収入管振替額調査振替事業税充当額 | 73 | 収入管振替額調査削除フラ | 32 | 収入管計上済過少申告加算金特別税計上 |
| 33 | 収入管振替額調査振替特別税充当額 | 74 | 収入管振替額調査登録端末 I D | 33 | 収入管計上済不申告加算金事業税計上 |
| 34 | 収入管振替額調査振替充当合計額 | 75 | 収入管振替額調査登録ユーザ I D | 34 | 収入管計上済重加算金特別税計上 |
| 35 | 収入管振替額調査振替事業税還付額 | 76 | 収入管振替額調査登録年月日 | 35 | 収入管計上済重加算金事業税計上額 |
| 36 | 収入管振替額調査振替特別税還付額 | 77 | 収入管振替額調査登録時間 | 36 | 収入管計上済重加算金特別税計上額 |
| 37 | 収入管振替額調査振替還付合計額 | 78 | 収入管振替額調査更新端末 I D | 37 | 収入管計上済還付加算金事業税計上額 |
| 38 | 収入管振替額調査振替事業税戻入額 | 79 | 収入管振替額調査更新ユーザ I D | 38 | 収入管計上済還付加算金特別税計上額 |
| 39 | 収入管振替額調査振替特別税戻入額 | 80 | 収入管振替額調査更新年月日 | 39 | 収入管計上済特記事項 |
| 40 | 収入管振替額調査振替戻入合計額 | 81 | 収入管振替額調査更新時間 | 40 | 収入管計上済削除フラ |
| | | | | 41 | 収入管計上済登録端末 I D |
| | | | | 42 | 収入管計上済登録ユーザ I D |
| | | | | 43 | 収入管計上済登録年月日 |
| | | | | 44 | 収入管計上済登録時間 |
| | | | | 45 | 収入管計上済更新端末 I D |
| | | | | 46 | 収入管計上済更新ユーザ I D |
| | | | | 47 | 収入管計上済更新年月日 |
| | | | | 48 | 収入管計上済更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 25. 実納付日調査マスタ | | 26. 収入管監視マスタ | | | |
|---------------|-------------------|--------------|------------------|----|----------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 | | |
| 1 | 収入管納付調査消込処理年月日 | 1 | 収入管監視処理区分 | 44 | 収入管利子割還付額 |
| 2 | 収入管納付調査収入年月日 | 2 | 収入管課税事務所コード | 45 | 収入管都民税税割過誤納額 |
| 3 | 収入管納付調査ページ番号 | 3 | 収入管課税徴収税目コード | 46 | 収入管都民税延滞金過誤納額 |
| 4 | 収入管納付調査実納付日調査番号 | 4 | 収入管課税徴収氏名コード | 47 | 収入管監視対象フラグ |
| 5 | 収入管課税事務所コード | 5 | 収入管課税徴収調定年度 | 48 | 収入管監視対象フラグ2 |
| 6 | 収入管課税徴収税目コード | 6 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 49 | 収入管監視対象フラグ3 |
| 7 | 収入管課税徴収氏名コード | 7 | 収入管課税徴収あて名番号 | 50 | 収入管監視対象フラグ4 |
| 8 | 収入管課税徴収調定年度 | 8 | 収入管収入明細履歴番号 | 51 | 収入管監視対象フラグ5 |
| 9 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 9 | 収入管収入明細履歴番号2 | 52 | 収入管監視対象フラグ6 |
| 10 | 収入管収入明細履歴番号 | 10 | 収入管収入明細納付番号 | 53 | 収入管監視対象フラグ7 |
| 11 | 収入管納付調査読取番号 | 11 | 収入管収入明細確認番号 | 54 | 収入管監視対象フラグ8 |
| 12 | 収入管納付調査金融機関コード | 12 | 収入管過誤納番号 | 55 | 収入管監視対象区分 |
| 13 | 収入管納付調査決済補助コード | 13 | 収入管過誤納番号枝番 | 56 | 収入管監視対象区分2 |
| 14 | 収入管納付調査実納付日調査完了年月 | 14 | 収入管消込不能番号 | 57 | 収入管監視対象区分3 |
| 15 | 収入管納付調査納付年月日 | 15 | 収入管特定コード | 58 | 収入管監視対象区分4 |
| 16 | 収入管納付調査実納付年月日 | 16 | 収入管収入明細明細通番 | 59 | 収入管監視対象区分5 |
| 17 | 収入管納付調査合計金額 | 17 | 収入管処理事務所コード | 60 | 収入管監視対象コード |
| 18 | 収入管納付調査収入区分 | 18 | 収入管採番用事務所コード | 61 | 収入管監視対象コード2 |
| 19 | 収入管納付調査納付番号 | 19 | 収入管発行納付書コード | 62 | 収入管監視対象コード3 |
| 20 | 収入管納付調査確認番号 | 20 | 収入管発行納付書発行事由コード | 63 | 収入管監視対象コード4 |
| 21 | 収入管納付調査高額確認表示 | 21 | 収入管督促状返戻通番 | 64 | 収入管監視対象コード5 |
| 22 | 収入管納付調査削除フラグ | 22 | 収入管送付先あて名番号 | 65 | 収入管監視対象番号 |
| 23 | 収入管納付調査登録端末 I D | 23 | 収入管送付先税目コード | 66 | 収入管監視対象番号2 |
| 24 | 収入管納付調査登録ユーザ I D | 24 | 収入管送付先事務所コード | 67 | 収入管監視対象年月日 |
| 25 | 収入管納付調査登録年月日 | 25 | 収入管送付先氏名コード | 68 | 収入管監視対象年月日2 |
| 26 | 収入管納付調査登録時間 | 26 | 収入管送付先車輦登録年月日 | 69 | 収入管監視対象年月日3 |
| 27 | 収入管納付調査更新端末 I D | 27 | 収入管送付先車輦登録年月日枝番 | 70 | 収入管監視対象年月日4 |
| 28 | 収入管納付調査更新ユーザ I D | 28 | 収入管発行あて名送付先区分 | 71 | 収入管監視対象年月日5 |
| 29 | 収入管納付調査更新年月日 | 29 | 収入管送付先履歴番号 | 72 | 収入管監視対象年月日6 |
| 30 | 収入管納付調査更新時間 | 30 | 収入管監視本税額 | 73 | 収入管監視対象年月日7 |
| | | 31 | 収入管監視均等割額 | 74 | 収入管監視対象年月日8 |
| | | 32 | 収入管監視延滞金額 | 75 | 収入管監視対象年度 |
| | | 33 | 収入管監視過少不申告加算金区分 | 76 | 収入管監視対象年度2 |
| | | 34 | 収入管監視過少不申告加算金額 | 77 | 収入管監視備考 |
| | | 35 | 収入管監視重加算金額 | 78 | 収入管監視完了年月日 |
| | | 36 | 収入管監視都民税税割額 | 79 | 収入管監視削除フラグ |
| | | 37 | 収入管監視都民税延滞金額 | 80 | 収入管監視登録端末 I D |
| | | 38 | 収入管本税過誤納額 | 81 | 収入管監視登録ユーザ I D |
| | | 39 | 収入管均等割過誤納額 | 82 | 収入管監視登録年月日 |
| | | 40 | 収入管延滞金過誤納額 | 83 | 収入管監視登録時間 |
| | | 41 | 収入管過誤納過少不申告加算金区分 | 84 | 収入管監視更新端末 I D |
| | | 42 | 収入管過少不申告加算金過誤納額 | 85 | 収入管監視更新ユーザ I D |
| | | 43 | 収入管重加算金過誤納額 | 86 | 収入管監視更新年月日 |
| | | | | 87 | 収入管監視更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**27. 収入明細履歴**

| 項番 | 項目名称 | | |
|----|-------------------|----|--------------------|
| | | 39 | 収入管収入明細均等割収入額 |
| 1 | 収入管課税事務所コード | 40 | 収入管収入明細延滞金収入額 |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 41 | 収入管収入明細過少不申告加算金区分 |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 42 | 収入管収入明細過少不申告加算金収入 |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 43 | 収入管収入明細重加算金収入額 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 44 | 収入管収入明細本税完納件数 |
| 6 | 収入管収入明細履歴番号 | 45 | 収入管収入明細均等割完納件数 |
| 7 | 収入管処理事務所コード | 46 | 収入管収入明細延滞金完納件数 |
| 8 | 収入管収入明細取消区分 | 47 | 収入管収入明細過少不申告加算金完納 |
| 9 | 収入管収入明細会計年度 | 48 | 収入管収入明細重加算金完納件数 |
| 10 | 収入管収入明細現繰区分 | 49 | 収入管収入明細本税済通額 |
| 11 | 収入管収入明細納付年月日 | 50 | 収入管収入明細都民税割済通額 |
| 12 | 収入管収入明細旧納付年月日 | 51 | 収入管収入明細均等割済通額 |
| 13 | 収入管収入明細仮消込処理年月日 | 52 | 収入管収入明細延滞金済通額 |
| 14 | 収入管収入明細消込処理年月日 | 53 | 収入管収入明細都民税延滞金済通額 |
| 15 | 収入管収入明細収入年月日 | 54 | 収入管収入明細過少不申告加算金済通 |
| 16 | 収入管収入明細事務所収入年月日 | 55 | 収入管収入明細重加算金済通額 |
| 17 | 収入管収入明細領収年月日 | 56 | 収入管収入明細本税過誤納額 |
| 18 | 収入管収入明細窓口収納年月日 | 57 | 収入管収入明細均等割過誤納額 |
| 19 | 収入管収入明細窓口収納時刻 | 58 | 収入管収入明細延滞金過誤納額 |
| 20 | 収入管収入明細実納付日調査完了年月 | 59 | 収入管収入明細過少不申告過誤納額 |
| 21 | 収入管収入明細実納付日区分 | 60 | 収入管収入明細重加算金過誤納額 |
| 22 | 収入管収入明細内訳金額調整区分 | 61 | 収入管収入明細過誤納番号 |
| 23 | 収入管収入明細収入時滞納状態区分 | 62 | 収入管収入明細過誤納番号枝番 |
| 24 | 収入管収入明細全納区分 | 63 | 収入管収入明細実納付日調査番号 |
| 25 | 収入管収入明細収納種別コード | 64 | 収入管収入明細明細通番 |
| 26 | 収入管収入明細収入区分 | 65 | 収入管収入明細連納者通番 |
| 27 | 収入管収入明細納付書コード | 66 | 収入管収入明細納付番号 |
| 28 | 収入管収入明細納付書発行事由コード | 67 | 収入管収入明細確認番号 |
| 29 | 収入管収入明細金融機関コード | 68 | 収入管収入明細履歴削除フラグ |
| 30 | 収入管収入明細済通補助コード | 69 | 収入管収入明細履歴登録端末 I D |
| 31 | 収入管収入明細コンビニチェーンコー | 70 | 収入管収入明細履歴登録ユーザ I D |
| 32 | 収入管収入明細コンビニ店舗コード | 71 | 収入管収入明細履歴登録年月日 |
| 33 | 収入管収入明細読取番号 | 72 | 収入管収入明細履歴登録時間 |
| 34 | 収入管収入明細振替科目コード | 73 | 収入管収入明細履歴更新端末 I D |
| 35 | 収入管収入明細集約フラグ | 74 | 収入管収入明細履歴更新ユーザ I D |
| 36 | 収入管収入明細消込不能番号 | 75 | 収入管収入明細履歴更新年月日 |
| 37 | 収入管収入明細収入更正番号 | 76 | 収入管収入明細履歴更新時間 |
| 38 | 収入管収入明細本税収入額 | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**28. 集合マスタ**

| 項番 | 項目名称 | | |
|----|-------------------|----|------------------|
| | | 40 | 収入管執行時送付先漢字住所 |
| 1 | 収入管処理事務所コード | 41 | 収入管執行時送付先漢字方書 |
| 2 | 収入管還付集合年度 | 42 | 収入管執行時送付先漢字屋号 |
| 3 | 収入管還付集合番号 | 43 | 収入管執行時送付先漢字氏名 |
| 4 | 収入管還付支払方法区分 | 44 | 収入管委任状あて名個法区分 |
| 5 | 収入管執行時口座一般登録区分 | 45 | 収入管委任状あて名住所コード |
| 6 | 収入管執行時口座銀行コード | 46 | 収入管委任状あて名住所番地 |
| 7 | 収入管執行時口座支店コード | 47 | 収入管委任状あて名住所号 1 |
| 8 | 収入管執行時口座預金種別 | 48 | 収入管委任状あて名住所号 2 |
| 9 | 収入管執行時口座番号 | 49 | 収入管委任状あて名郵便番号 |
| 10 | 収入管執行時口座名義人 | 50 | 収入管委任状あて名漢字都道府県名 |
| 11 | 収入管執行時あて名個法区分 | 51 | 収入管委任状あて名漢字区市郡名 |
| 12 | 収入管執行時あて名住所コード | 52 | 収入管委任状あて名漢字住所 |
| 13 | 収入管執行時あて名住所番地 | 53 | 収入管委任状あて名漢字方書 |
| 14 | 収入管執行時あて名住所号 1 | 54 | 収入管委任状あて名漢字氏名 |
| 15 | 収入管執行時あて名住所号 2 | 55 | 収入管委任状金融機関銀行コード |
| 16 | 収入管執行時あて名郵便番号 | 56 | 収入管委任状金融機関支店コード |
| 17 | 収入管執行時あて名漢字住所補記コー | 57 | 収入管委任状預金種別 |
| 18 | 収入管執行時あて名漢字方書補記コー | 58 | 収入管委任状口座番号 |
| 19 | 収入管執行時あて名漢字氏名補記コー | 59 | 収入管委任状口座名義人 |
| 20 | 収入管執行時あて名漢字屋号補記コー | 60 | 収入管過誤納合計額 |
| 21 | 収入管執行時あて名漢字都道府県名 | 61 | 収入管還付加算金合計額 |
| 22 | 収入管執行時あて名漢字区市郡名 | 62 | 収入管充当合計額 |
| 23 | 収入管執行時あて名漢字住所 | 63 | 収入管還付合計額 |
| 24 | 収入管執行時あて名漢字方書 | 64 | 収入管還付備考 |
| 25 | 収入管執行時あて名漢字屋号 | 65 | 収入管還付集合状態区分 |
| 26 | 収入管執行時あて名漢字氏名 | 66 | 収入管口座管理課税事務所コード |
| 27 | 収入管執行時あて名送付先区分 | 67 | 収入管口座管理税目コード |
| 28 | 収入管執行時送付先個法区分 | 68 | 収入管口座管理特定氏名コード |
| 29 | 収入管執行時送付先住所コード | 69 | 収入管口座管理収納還付区分 |
| 30 | 収入管執行時送付先住所番地 | 70 | 収入管口座管理開始年月日 |
| 31 | 収入管執行時送付先住所号 1 | 71 | 収入管還付集合削除フラグ |
| 32 | 収入管執行時送付先住所号 2 | 72 | 収入管還付集合登録端末 I D |
| 33 | 収入管執行時送付先郵便番号 | 73 | 収入管還付集合登録ユーザ I D |
| 34 | 収入管執行時送付先漢字住所補記コー | 74 | 収入管還付集合登録年月日 |
| 35 | 収入管執行時送付先漢字方書補記コー | 75 | 収入管還付集合登録時間 |
| 36 | 収入管執行時送付先漢字氏名補記コー | 76 | 収入管還付集合更新端末 I D |
| 37 | 収入管執行時送付先漢字屋号補記コー | 77 | 収入管還付集合更新ユーザ I D |
| 38 | 収入管執行時送付先漢字都道府県名 | 78 | 収入管還付集合更新年月日 |
| 39 | 収入管執行時送付先漢字区市郡名 | 79 | 収入管還付集合更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**29. 充当マスタ**

| 項番 | 項目名称 | | |
|----|-------------------|----|-------------------|
| | | 37 | 収入管過少加算充当先重加算金充当額 |
| 1 | 収入管課税事務所コード | 38 | 収入管過少加算充当先延滞金充当額 |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 39 | 収入管不申加算充当先本税充当額 |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 40 | 収入管不申加算充当先均等割充当額 |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 41 | 収入管不申加算充当先過少申告加算金 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 42 | 収入管不申加算充当先不申告加算金充 |
| 6 | 収入管過誤納番号 | 43 | 収入管不申加算充当先重加算金充当額 |
| 7 | 収入管過誤納番号枝番 | 44 | 収入管不申加算充当先延滞金充当額 |
| 8 | 収入管充当通番 | 45 | 収入管重加算金充当先本税充当額 |
| 9 | 収入管処理事務所コード | 46 | 収入管重加算金充当先均等割充当額 |
| 10 | 収入管充当先引受事務所コード | 47 | 収入管重加算金充当先過少申告加算金 |
| 11 | 収入管充当先課税事務所コード | 48 | 収入管重加算金充当先不申告加算金充 |
| 12 | 収入管充当先税目コード | 49 | 収入管重加算金充当先重加算金充当額 |
| 13 | 収入管充当先氏名コード | 50 | 収入管重加算金充当先延滞金充当額 |
| 14 | 収入管充当先調定年度 | 51 | 収入管延滞金充当先本税充当額 |
| 15 | 収入管充当先実績特定項目 | 52 | 収入管延滞金充当先均等割充当額 |
| 16 | 収入管充当適状年月日 | 53 | 収入管延滞金充当先過少申告加算金充 |
| 17 | 収入管充当決議番号簿種類 | 54 | 収入管延滞金充当先不申告加算金充当 |
| 18 | 収入管充当決議文書記号 | 55 | 収入管延滞金充当先重加算金充当額 |
| 19 | 収入管充当決議番号 | 56 | 収入管延滞金充当先延滞金充当額 |
| 20 | 収入管充当決議年月日 | 57 | 収入管還付加算金充当先本税充当額 |
| 21 | 収入管本税充当先本税充当額 | 58 | 収入管還付加算金充当先均等割充当額 |
| 22 | 収入管本税充当先均等割充当額 | 59 | 収入管還付加算金充当先過少申告加算 |
| 23 | 収入管本税充当先過少申告加算金充当 | 60 | 収入管還付加算金充当先不申告加算金 |
| 24 | 収入管本税充当先不申告加算金充当額 | 61 | 収入管還付加算金充当先重加算金充当 |
| 25 | 収入管本税充当先重加算金充当額 | 62 | 収入管還付加算金充当先延滞金充当額 |
| 26 | 収入管本税充当先延滞金充当額 | 63 | 収入管充当状態区分 |
| 27 | 収入管均等割充当先本税充当額 | 64 | 収入管充当削除フラグ |
| 28 | 収入管均等割充当先均等割充当額 | 65 | 収入管充当登録端末ID |
| 29 | 収入管均等割充当先過少申告加算金充 | 66 | 収入管充当登録ユーザID |
| 30 | 収入管均等割充当先不申告加算金充当 | 67 | 収入管充当登録年月日 |
| 31 | 収入管均等割充当先重加算金充当額 | 68 | 収入管充当登録時間 |
| 32 | 収入管均等割充当先延滞金充当額 | 69 | 収入管充当更新端末ID |
| 33 | 収入管過少加算充当先本税充当額 | 70 | 収入管充当更新ユーザID |
| 34 | 収入管過少加算充当先均等割充当額 | 71 | 収入管充当更新年月日 |
| 35 | 収入管過少加算充当先過少申告加算金 | 72 | 収入管充当更新時間 |
| 36 | 収入管過少加算充当先不申告加算金充 | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

30. 消込不能マスタ

| 項番 | 項目名称 | 40 | 41 | 80 | 81 |
|----|-------------------|----|--------------------|-----|-------------------|
| 1 | 収入管消込不能事務所コード | 40 | 収入管消込不能都民税税割額 | 80 | 収入管税目置換有無フラグ |
| 2 | 収入管消込不能税目コード | 41 | 収入管消込不能都民税延滞金 | 81 | 収入管事務所置換有無フラグ |
| 3 | 収入管消込不能処理年月日 | 42 | 収入管消込不能納付件数 | 82 | 収入管消込不能公金口座番号 |
| 4 | 収入管消込不能番号 | 43 | 収入管消込不能収入区分 | 83 | 収入管消込不能調査経過 1 |
| 5 | 収入管消込不能取消年月日 | 44 | 収入管消込不能全納区分 | 84 | 収入管消込不能調査経過 2 |
| 6 | 収入管法人二税納付識別区分 | 45 | 収入管消込不能金融機関コード | 85 | 収入管消込不能納付番号 |
| 7 | 収入管消込不能保留区分 | 46 | 収入管消込不能流通補助コード | 86 | 収入管消込不能確認番号 |
| 8 | 収入管消込不能保留期限 | 47 | 収入管消込不能コンビニチェーンコード | 87 | 収入管MPN金額手入力区分 |
| 9 | 収入管消込不能延長月数 | 48 | 収入管消込不能コンビニ店舗コード | 88 | 収入管消込不能歳入計上会計年度 |
| 10 | 収入管消込不能内訳金額調整区分 | 49 | 収入管消込不能納付書コード | 89 | 収入管消込不能歳入計上現繰区分 |
| 11 | 収入管消込不能課税事務所コード | 50 | 収入管消込不能発行事由コード | 90 | 収入管消込不能振替科目コード |
| 12 | 収入管消込不能氏名コード | 51 | 収入管消込不能取替番号 | 91 | 収入管消込不能振替年月日 |
| 13 | 収入管消込不能調定年度 | 52 | 収入管消込不能領収年月日 | 92 | 収入管消込不能振替課税事務所コード |
| 14 | 収入管消込不能事績特定項目 | 53 | 収入管消込不能納付年月日 | 93 | 収入管消込不能振替税目コード |
| 15 | 収入管済通自事業年月日 | 54 | 収入管消込不能窓口収納年月日 | 94 | 収入管消込不能振替氏名コード |
| 16 | 収入管済通至事業年月日 | 55 | 収入管消込不能窓口収納時刻 | 95 | 収入管消込不能振替調定年度 |
| 17 | 収入管済通行為年月 | 56 | 収入管消込不能仮消込処理年月日 | 96 | 収入管消込不能振替事績特定項目 |
| 18 | 収入管済通修正年月日 | 57 | 収入管消込不能実納付日区分 | 97 | 収入管消込不能振替収入明細履歴番号 |
| 19 | 収入管済通申告区分 | 58 | 収入管消込不能収入年月日 | 98 | 収入管消込不能振替収入明細履歴番号 |
| 20 | 収入管済通相当年度 | 59 | 収入管消込不能事務所収入年月日 | 99 | 収入管旧消込不能番号 |
| 21 | 収入管済通課税月 | 60 | 収入管消込不能修正処理年月日 | 100 | 収入管納付番号修正振替科目コード |
| 22 | 収入管済通期別コード | 61 | 収入管消込不能修正処理事務所 | 101 | 収入管不明過誤納番号 |
| 23 | 収入管済通登録年月日 | 62 | 収入管証券支払期日 | 102 | 収入管本税過誤納取消額 |
| 24 | 収入管済通登録年月日枝番 | 63 | 収入管取消収納種別コード | 103 | 収入管均等割過誤納取消額 |
| 25 | 収入管済通自動車税期別コード | 64 | 収入管取消収納種別コード 2 | 104 | 収入管延滞金過誤納取消額 |
| 26 | 収入管済通調定番号 | 65 | 収入管本税完納取消件数 | 105 | 収入管過少不申告加算金過誤納取消額 |
| 27 | 収入管済通共有者通番 | 66 | 収入管均等割完納取消件数 | 106 | 収入管重加算金過誤納取消額 |
| 28 | 収入管済通廃業区分 | 67 | 収入管延滞金完納取消件数 | 107 | 収入管都民税税割過誤納取消額 |
| 29 | 収入管済通利子種類 | 68 | 収入管過少不申告加算金完納取消件数 | 108 | 収入管都民税延滞金過誤納取消額 |
| 30 | 収入管済通保有取得区分 | 69 | 収入管重加算金取消件数 | 109 | 収入管消込不能削除フラグ |
| 31 | 収入管済通回数 | 70 | 収入管都民税税割取消件数 | 110 | 収入管消込不能登録端末 I D |
| 32 | 収入管済通一部猶予区分 | 71 | 収入管都民税延滞金取消件数 | 111 | 収入管消込不能登録ユーザ I D |
| 33 | 収入管発行連納者通番 | 72 | 収入管消込不能修正有無区分 | 112 | 収入管消込不能登録年月日 |
| 34 | 収入管消込不能合計額 | 73 | 収入管消込不能データ発生区分 | 113 | 収入管消込不能登録時間 |
| 35 | 収入管消込不能本税額 | 74 | 収入管消込不能エラーコード | 114 | 収入管消込不能更新端末 I D |
| 36 | 収入管消込不能均等割額 | 75 | 収入管消込不能一連番号 | 115 | 収入管消込不能更新ユーザ I D |
| 37 | 収入管消込不能延滞金 | 76 | 収入管消込不能処理区分 | 116 | 収入管消込不能更新年月日 |
| 38 | 収入管消込不能過少不申告加算金区分 | 77 | 収入管消込不能エラーコード | 117 | 収入管消込不能更新時間 |
| 39 | 収入管消込不能過少不申告加算金 | 78 | 収入管消込不能エラーコード | | |
| | | 79 | 収入管調定年度置換有無フラグ | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 31. 調定異動履歴 | | 32. 調定額比率マスタ | |
|------------|--------------------|--------------|-------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 1 | 収入管課税事務所コード | 1 | 収入管課税事務所コード |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 2 | 収入管課税徴収税目コード |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 3 | 収入管課税徴収氏名コード |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 4 | 収入管課税徴収調定年度 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 |
| 6 | 収入管調定異動履歴番号 | 6 | 収入管調定比率管理番号 |
| 7 | 収入管調定異動取消区分 | 7 | 収入管検索用自事業年月日 |
| 8 | 収入管調定異動通番 | 8 | 収入管検索用至事業年月日 |
| 9 | 収入管徴収引継履歴番号 | 9 | 収入管検索用修正年月日 |
| 10 | 収入管延滞金異動履歴番号 | 10 | 収入管収納申告区分 |
| 11 | 収入管処理事務所コード | 11 | 収入管検索用廃業区分 |
| 12 | 収入管調定異動調定計上年月日 | 12 | 収入管調定異動会計年度 |
| 13 | 収入管調定異動会計年度 | 13 | 収入管調定比率計上事務所 |
| 14 | 収入管調定異動年月日 | 14 | 収入管調定異動年月日 |
| 15 | 収入管調定異動事由コード | 15 | 収入管調定異動決議年月日 |
| 16 | 収入管調定異動決議年月日 | 16 | 収入管調定異動調定計上年月日 |
| 17 | 収入管調定異動現線区分 | 17 | 収入管課税申告区分 |
| 18 | 収入管調定異動歳入歳出区分 | 18 | 収入管調定比率調定盛込みコード |
| 19 | 収入管調定異動前本税調定額 | 19 | 収入管調定異動事由コード |
| 20 | 収入管調定異動前均等割調定額 | 20 | 収入管調定異動歳入歳出区分 |
| 21 | 収入管調定異動前延滞金 | 21 | 収入管調定比率振替有無フラグ |
| 22 | 収入管調定異動前過少不申告加算金区 | 22 | 収入管調定比率新法適用フラグ |
| 23 | 収入管調定異動前過少不申告加算金 | 23 | 収入管調定比率減額対象超過フラグ |
| 24 | 収入管調定異動前重加算金 | 24 | 収入管調定比率転出入有無フラグ |
| 25 | 収入管調定異動後本税調定額 | 25 | 収入管調定比率警告有無フラグ |
| 26 | 収入管調定異動後均等割調定額 | 26 | 収入管調定比率事業税異動額 |
| 27 | 収入管調定異動後延滞金 | 27 | 収入管調定比率特別税異動額 |
| 28 | 収入管調定異動後過少不申告加算金区 | 28 | 収入管調定比率本税合計異動額 |
| 29 | 収入管調定異動後過少不申告加算金 | 29 | 収入管調定比率事業税累計額 |
| 30 | 収入管調定異動後重加算金 | 30 | 収入管調定比率特別税累計額 |
| 31 | 収入管異動前本税収入件数区分 | 31 | 収入管調定比率本税合計累計額 |
| 32 | 収入管異動後本税収入件数区分 | 32 | 収入管調定比率本税特別税比率 |
| 33 | 収入管異動前均等割収入件数区分 | 33 | 収入管調定比率本税増減パターン区分 |
| 34 | 収入管異動後均等割収入件数区分 | 34 | 収入管調定比率過少不申告加算金区分 |
| 35 | 収入管異動前延滞金収入件数区分 | 35 | 収入管調定比率加算金事業税異動額 |
| 36 | 収入管異動後延滞金収入件数区分 | 36 | 収入管調定比率加算金特別税異動額 |
| 37 | 収入管異動前過少不申告収入件数区分 | 37 | 収入管調定比率加算金合計異動額 |
| 38 | 収入管異動後過少不申告収入件数区分 | 38 | 収入管調定比率加算金事業税累計額 |
| 39 | 収入管異動前重加算金収入件数区分 | 39 | 収入管調定比率加算金特別税累計額 |
| 40 | 収入管異動後重加算金収入件数区分 | 40 | 収入管調定比率加算金合計累計額 |
| 41 | 収入管調定異動過誤納番号 | 41 | 収入管調定比率加算金特別税比率 |
| 42 | 収入管調定異動過誤納番号枝番 | 42 | 収入管調定比率加算金増減パターン区 |
| 43 | 収入管調定異動履歴削除フラグ | 43 | 収入管調定比率重加算金事業税異動額 |
| 44 | 収入管調定異動履歴登録端末 I D | 44 | 収入管調定比率重加算金特別税異動額 |
| 45 | 収入管調定異動履歴登録ユーザ I D | 45 | 収入管調定比率重加算金合計異動額 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| | | 33. 調定滞納異動履歴 | | 34. 通知書マスタ | |
|----|-------------------|--------------|---------------------|------------|-------------------|
| | 収入管調定比率重加算金事業税累計額 | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 46 | 収入管調定比率重加算金事業税累計額 | | | | |
| 47 | 収入管調定比率重加算金特別税累計額 | 1 | 収入管課税事務所コード | 1 | 収入管処理事務所コード |
| 48 | 収入管調定比率重加算金合計累計額 | 2 | 収入管課税徴収税目コード | 2 | 収入管執行年度 |
| 49 | 収入管調定比率重加算金特別税比率 | 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 3 | 収入管還付通知書番号 |
| 50 | 収入管調定比率重加算金増減パターン | 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 4 | 収入管還付通知書通番 |
| 51 | 収入管調定比率削除フラグ | 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 5 | 収入管還付支払方法区分 |
| 52 | 収入管調定比率登録端末 I D | 6 | 収入管調定異動履歴番号 | 6 | 収入管執行時口座一般登録区分 |
| 53 | 収入管調定比率登録ユーザ I D | 7 | 収入管調定異動取消区分 | 7 | 収入管執行時口座銀行コード |
| 54 | 収入管調定比率登録年月日 | 8 | 収入管調定滞納状態区分 | 8 | 収入管執行時口座支店コード |
| 55 | 収入管調定比率登録時間 | 9 | 収入管調定異動通番 | 9 | 収入管執行時口座預金種別 |
| 56 | 収入管調定比率更新端末 I D | 10 | 収入管徴収引継履歴番号 | 10 | 収入管執行時口座番号 |
| 57 | 収入管調定比率更新ユーザ I D | 11 | 収入管処理事務所コード | 11 | 収入管執行時口座名義人 |
| 58 | 収入管調定比率更新年月日 | 12 | 収入管調定異動調定計上年月日 | 12 | 収入管執行時あて名個法区分 |
| 59 | 収入管調定比率更新時間 | 13 | 収入管調定異動会計年度 | 13 | 収入管執行時あて名住所コード |
| | | 14 | 収入管調定異動年月日 | 14 | 収入管執行時あて名住所番地 |
| | | 15 | 収入管調定異動事由コード | 15 | 収入管執行時あて名住所号 1 |
| | | 16 | 収入管調定異動決議年月日 | 16 | 収入管執行時あて名住所号 2 |
| | | 17 | 収入管調定異動現繰区分 | 17 | 収入管執行時あて名郵便番号 |
| | | 18 | 収入管調定異動歳入歳出区分 | 18 | 収入管執行時あて名漢字住所補記コー |
| | | 19 | 収入管調定滞納減本税未納額 | 19 | 収入管執行時あて名漢字方書補記コー |
| | | 20 | 収入管調定滞納減均等割未納額 | 20 | 収入管執行時あて名漢字氏名補記コー |
| | | 21 | 収入管調定滞納減延滞金未納額 | 21 | 収入管執行時あて名漢字屋号補記コー |
| | | 22 | 収入管調定滞納減過少不申告加算金区 | 22 | 収入管執行時あて名漢字都道府県名 |
| | | 23 | 収入管調定滞納減過少不申告加算金未 | 23 | 収入管執行時あて名漢字区市郡名 |
| | | 24 | 収入管調定滞納減重加算金未納額 | 24 | 収入管執行時あて名漢字住所 |
| | | 25 | 収入管調定滞納減本税過誤納額 | 25 | 収入管執行時あて名漢字方書 |
| | | 26 | 収入管調定滞納減均等割過誤納額 | 26 | 収入管執行時あて名漢字屋号 |
| | | 27 | 収入管調定滞納減延滞金過誤納額 | 27 | 収入管執行時あて名漢字氏名 |
| | | 28 | 収入管調定滞納減過少不申告加算金過 | 28 | 収入管執行時あて名送付先区分 |
| | | 29 | 収入管調定滞納減重加算金過誤納額 | 29 | 収入管執行時送付先個法区分 |
| | | 30 | 収入管調定滞納減本税件数区分 | 30 | 収入管執行時送付先住所コード |
| | | 31 | 収入管調定滞納減均等割件数区分 | 31 | 収入管執行時送付先住所番地 |
| | | 32 | 収入管調定滞納減延滞金件数区分 | 32 | 収入管執行時送付先住所号 1 |
| | | 33 | 収入管調定滞納減過少不申告加算金件 | 33 | 収入管執行時送付先住所号 2 |
| | | 34 | 収入管調定滞納減重加算金件数区分 | 34 | 収入管執行時送付先郵便番号 |
| | | 35 | 収入管調定滞納減履歴削除フラグ | 35 | 収入管執行時送付先漢字住所補記コー |
| | | 36 | 収入管調定滞納減履歴登録端末 I D | 36 | 収入管執行時送付先漢字方書補記コー |
| | | 37 | 収入管調定滞納減履歴登録ユーザ I D | 37 | 収入管執行時送付先漢字氏名補記コー |
| | | 38 | 収入管調定滞納減履歴登録年月日 | 38 | 収入管執行時送付先漢字屋号補記コー |
| | | 39 | 収入管調定滞納減履歴登録時間 | 39 | 収入管執行時送付先漢字都道府県名 |
| | | 40 | 収入管調定滞納減履歴更新端末 I D | 40 | 収入管執行時送付先漢字区市郡名 |
| | | 41 | 収入管調定滞納減履歴更新ユーザ I D | 41 | 収入管執行時送付先漢字住所 |
| | | 42 | 収入管調定滞納減履歴更新年月日 | 42 | 収入管執行時送付先漢字方書 |
| | | 43 | 収入管調定滞納減履歴更新時間 | 43 | 収入管執行時送付先漢字屋号 |
| | | | | 44 | 収入管執行時送付先漢字氏名 |
| | | | | 45 | 収入管委任状あて名個法区分 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

35. 電子納税納付情報EUCマスタ

| 46 | 収入管委任状あて名住所コード | 項番 | 項目名称 | 46 | 収入管電納EUC消込不能エラー事由名 |
|----|------------------|----|-------------------|----|----------------------|
| 47 | 収入管委任状あて名住所番地 | 1 | 収入管電納EUC納付番号 | 47 | 収入管電納EUC調定同時収入未到来フラグ |
| 48 | 収入管委任状あて名住所号1 | 2 | 収入管電納EUC納付番号(14桁) | 48 | 収入管電納EUC削除フラグ |
| 49 | 収入管委任状あて名住所号2 | 3 | 収入管電納EUC納付区分 | 49 | 収入管電納EUC登録端末ID |
| 50 | 収入管委任状あて名郵便番号 | 4 | 収入管電納EUC確認番号 | 50 | 収入管電納EUC登録ユーザID |
| 51 | 収入管委任状あて名漢字都道府県名 | 5 | 収入管電納EUC履歴番号 | 51 | 収入管電納EUC登録年月日 |
| 52 | 収入管委任状あて名漢字区市郡名 | 6 | 収入管電納EUC課税事務所コード | 52 | 収入管電納EUC登録時間 |
| 53 | 収入管委任状あて名漢字住所 | 7 | 収入管電納EUC税目コード | 53 | 収入管電納EUC更新端末ID |
| 54 | 収入管委任状あて名漢字方書 | 8 | 収入管電納EUC氏名コード | 54 | 収入管電納EUC更新ユーザID |
| 55 | 収入管委任状あて名漢字氏名 | 9 | 収入管電納EUC調定年度 | 55 | 収入管電納EUC更新年月日 |
| 56 | 収入管委任状金融機関銀行コード | 10 | 収入管電納EUC事績特定項目 | 56 | 収入管電納EUC更新時間 |
| 57 | 収入管委任状金融機関支店コード | 11 | 収入管電納EUC課税事務所名 | | |
| 58 | 収入管委任状預金種別 | 12 | 収入管電納EUC税目名 | | |
| 59 | 収入管委任状口座番号 | 13 | 収入管電納EUCあて名番号 | | |
| 60 | 収入管委任状口座名義人 | 14 | 収入管電納EUC漢字住所 | | |
| 61 | 収入管再送依頼年月日 | 15 | 収入管電納EUC漢字氏名 | | |
| 62 | 収入管再振込依頼年月日 | 16 | 収入管電納EUC消込処理年月日 | | |
| 63 | 収入管過誤納合計額 | 17 | 収入管電納EUC変更年月日 | | |
| 64 | 収入管還付加算金合計額 | 18 | 収入管電納EUC受付番号 | | |
| 65 | 収入管充当合計額 | 19 | 収入管電納EUC納税者ID | | |
| 66 | 収入管還付合計額 | 20 | 収入管電納EUC利用者ID | | |
| 67 | 収入管還付備考 | 21 | 収入管電納EUC引受事務所コード | | |
| 68 | 収入管還付状態区分 | 22 | 収入管電納EUC申告受付年月日 | | |
| 69 | 収入管還付プリント通番 | 23 | 収入管電納EUC納付年月日 | | |
| 70 | 収入管証書発行年月日 | 24 | 収入管電納EUC収入年月日 | | |
| 71 | 収入管郵便送金一連番号 | 25 | 収入管電納EUC収入区分 | | |
| 72 | 収入管還付通知書削除フラグ | 26 | 収入管電納EUC収入区分名 | | |
| 73 | 収入管還付通知書登録端末ID | 27 | 収入管電納EUC金融機関銀行コード | | |
| 74 | 収入管還付通知書登録ユーザID | 28 | 収入管電納EUC金融機関支店コード | | |
| 75 | 収入管還付通知書登録年月日 | 29 | 収入管電納EUC金融機関銀行名 | | |
| 76 | 収入管還付通知書登録時間 | 30 | 収入管電納EUC金融機関支店名 | | |
| 77 | 収入管還付通知書更新端末ID | 31 | 収入管電納EUCエラー区分 | | |
| 78 | 収入管還付通知書更新ユーザID | 32 | 収入管電納EUC見込納付フラグ | | |
| 79 | 収入管還付通知書更新年月日 | 33 | 収入管電納EUC内訳金額調整区分 | | |
| 80 | 収入管還付通知書更新時間 | 34 | 収入管電納EUC合計額 | | |
| | | 35 | 収入管電納EUC本税額 | | |
| | | 36 | 収入管電納EUC均等割額 | | |
| | | 37 | 収入管電納EUC延滞金 | | |
| | | 38 | 収入管電納EUC過少不申告加算金区 | | |
| | | 39 | 収入管電納EUC過少不申告加算金 | | |
| | | 40 | 収入管電納EUC重加算金 | | |
| | | 41 | 収入管電納EUC都民税税割額 | | |
| | | 42 | 収入管電納EUC都民税延滞金 | | |
| | | 43 | 収入管電納EUC消込不能重複区分 | | |
| | | 44 | 収入管電納EUC消込不能番号 | | |
| | | 45 | 収入管電納EUC消込不能エラーコー | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

36. 電子納税納付変換テーブル

| 項番 | 項目名称 | 46 |
|----|-------------------|----|
| 1 | 収入管電子納税納付番号 | 47 |
| 2 | 収入管電子納税納付区分 | 48 |
| 3 | 収入管電子納税確認番号 | |
| 4 | 収入管電子納税履歴番号 | |
| 5 | 収入管課税事務所コード | |
| 6 | 収入管課税徴収税目コード | |
| 7 | 収入管課税徴収氏名コード | |
| 8 | 収入管課税徴収調定年度 | |
| 9 | 収入管課税徴収実績特定項目 | |
| 10 | 収入管電子納税納付番号 (14桁) | |
| 11 | 収入管電子納税受付番号 | |
| 12 | 収入管電子納税納税者ID | |
| 13 | 収入管電子納税見込納付フラグ | |
| 14 | 収入管電子納税利用者ID | |
| 15 | 収入管電子納税納付期限 | |
| 16 | 収入管電子納税申告受付年月日 | |
| 17 | 収入管電子納税申告受付時間 | |
| 18 | 収入管電子納税MPN登録年月日 | |
| 19 | 収入管電子納税MPN登録時間 | |
| 20 | 収入管電子納税見込納付額 | |
| 21 | 収入管電子納税納付変換状態区分 | |
| 22 | 収入管電子納税引受事務所コード | |
| 23 | 収入管電子納税納付書コード | |
| 24 | 収入管電子納税納付書発行事由コード | |
| 25 | 収入管納付すべき本税額 | |
| 26 | 収入管納付すべき均等割額 | |
| 27 | 収入管納付すべき延滞金 | |
| 28 | 収入管電子納税過少不申告加算金区分 | |
| 29 | 収入管納付すべき過少不申告加算金 | |
| 30 | 収入管納付すべき重加算金 | |
| 31 | 収入管納付すべき都民税税割額 | |
| 32 | 収入管納付すべき都民税延滞金 | |
| 33 | 収入管電子納税内訳金額調整区分 | |
| 34 | 収入管電子納税当初登録年月日 | |
| 35 | 収入管電子納税変更年月日 | |
| 36 | 収入管電子納税エラーコード | |
| 37 | 収入管電子納税収入区分 | |
| 38 | 収入管電子納税支払済処理年月日 | |
| 39 | 収入管電子納税納付情報区分 | |
| 40 | 収入管電子納税削除フラグ | |
| 41 | 収入管電子納税登録端末ID | |
| 42 | 収入管電子納税登録ユーザID | |
| 43 | 収入管電子納税登録年月日 | |
| 44 | 収入管電子納税登録時間 | |
| 45 | 収入管電子納税更新端末ID | |

37. 督促状管理EUCマスタ

| 項番 | 項目名称 |
|----|-------------------|
| 1 | 収入管督促EUC課税事務所コード |
| 2 | 収入管督促EUC税目コード |
| 3 | 収入管督促EUC氏名コード |
| 4 | 収入管督促EUC調定年度 |
| 5 | 収入管督促EUC実績特定項目 |
| 6 | 収入管督促EUC督促処理区分 |
| 7 | 収入管督促EUC発付年月日 |
| 8 | 収入管督促EUC変換後氏名コード |
| 9 | 収入管督促EUC返戻バーコード |
| 10 | 収入管督促EUC税目分類区分 |
| 11 | 収入管督促EUC実績特定項目1 |
| 12 | 収入管督促EUC実績特定項目2 |
| 13 | 収入管督促EUC実績特定項目3 |
| 14 | 収入管督促EUC実績特定項目4 |
| 15 | 収入管督促EUCあて名番号 |
| 16 | 収入管督促EUC事務所名 |
| 17 | 収入管督促EUC税目名 |
| 18 | 収入管督促EUC調査年月日 |
| 19 | 収入管督促EUC郵便番号 |
| 20 | 収入管督促EUC漢字住所1 |
| 21 | 収入管督促EUC漢字住所2 |
| 22 | 収入管督促EUC漢字住所補記コード |
| 23 | 収入管督促EUC漢字氏名 |
| 24 | 収入管督促EUC漢字氏名補記コード |
| 25 | 収入管督促EUC未納額見出し1 |
| 26 | 収入管督促EUC金種1 |
| 27 | 収入管督促EUC未納額1 |
| 28 | 収入管督促EUC未納額見出し2 |
| 29 | 収入管督促EUC金種2 |
| 30 | 収入管督促EUC未納額2 |
| 31 | 収入管督促EUC未納額見出し3 |
| 32 | 収入管督促EUC金種3 |
| 33 | 収入管督促EUC未納額3 |
| 34 | 収入管督促EUC未納額見出し4 |
| 35 | 収入管督促EUC金種4 |
| 36 | 収入管督促EUC未納額4 |
| 37 | 収入管督促EUC未納額見出し5 |
| 38 | 収入管督促EUC金種5 |
| 39 | 収入管督促EUC未納額5 |
| 40 | 収入管督促EUC未納額見出し6 |
| 41 | 収入管督促EUC金種6 |
| 42 | 収入管督促EUC未納額6 |
| 43 | 収入管督促EUC未納額見出し7 |
| 44 | 収入管督促EUC金種7 |
| 45 | 収入管督促EUC未納額7 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| | | 38. 督促状発付履歴 | | 39. 納税証明書発行履歴 | |
|----|------------------|-------------|-------------------|---------------|------------------|
| | 取入管督促EUC納期限 | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 46 | 取入管督促EUC納期限 | | | | |
| 47 | 取入管督促EUC督促状の納付期限 | 1 | 取入管課税事務所コード | 1 | 取入管納税証明課税事務所コード |
| 48 | 取入管督促EUC摘要1 | 2 | 取入管課税徴収税目コード | 2 | 取入管納税証明税目コード |
| 49 | 取入管督促EUC摘要2 | 3 | 取入管課税徴収氏名コード | 3 | 取入管納税証明氏名コード |
| 50 | 取入管督促EUC摘要3 | 4 | 取入管課税徴収調定年度 | 4 | 取入管納税証明事績特定項目1 |
| 51 | 取入管督促EUC摘要4 | 5 | 取入管課税徴収事績特定項目 | 5 | 取入管納税証明事績特定項目2 |
| 52 | 取入管督促EUC摘要5 | 6 | 取入管督促状発付履歴番号 | 6 | 取入管納税証明事績特定項目3 |
| 53 | 取入管督促EUC摘要6 | 7 | 取入管発行あて名送付先区分 | 7 | 取入管納税証明発行年度 |
| 54 | 取入管督促EUC摘要7 | 8 | 取入管督促状送付先履歴番号 | 8 | 取入管納税証明発行事務所コード |
| 55 | 取入管督促EUC摘要8 | 9 | 取入管督促状発付会計年度 | 9 | 取入管納税証明開始発行番号 |
| 56 | 取入管督促EUC削除フラグ | 10 | 取入管督促決議番号簿種類 | 10 | 取入管納税証明終了発行番号 |
| 57 | 取入管督促EUC登録端末ID | 11 | 取入管督促決議文書記号 | 11 | 取入管納税証明あて番号 |
| 58 | 取入管督促EUC登録ユーザID | 12 | 取入管督促決議番号 | 12 | 取入管納税証明漢字氏名 |
| 59 | 取入管督促EUC登録年月日 | 13 | 取入管督促決議年月日 | 13 | 取入管納税証明納付すべき本税額 |
| 60 | 取入管督促EUC登録時間 | 14 | 取入管督促状指定納期限 | 14 | 取入管納税証明納付すべき延滞金額 |
| 61 | 取入管督促EUC更新端末ID | 15 | 取入管督促状作成区分 | 15 | 取入管納税証明納付すべき加算金額 |
| 62 | 取入管督促EUC更新ユーザID | 16 | 取入管督促状発付年月日 | 16 | 取入管納税証明実納付本税額 |
| 63 | 取入管督促EUC更新年月日 | 17 | 取入管督促状公示年月日 | 17 | 取入管納税証明実納付延滞金額 |
| 64 | 取入管督促EUC更新時間 | 18 | 取入管督促状返戻年月日 | 18 | 取入管納税証明実納付加算金額 |
| | | 19 | 取入管督促状引扱有無コード | 19 | 取入管納税証明未納本税額 |
| | | 20 | 取入管督促状返戻有無コード | 20 | 取入管納税証明未納延滞金額 |
| | | 21 | 取入管督促状返戻通番 | 21 | 取入管納税証明未納加算金額 |
| | | 22 | 取入管督促状納付書対応納付番号 | 22 | 取入管納税証明摘要1 |
| | | 23 | 取入管督促状納付書対応確認番号 | 23 | 取入管納税証明摘要2 |
| | | 24 | 取入管督促状発付本税額 | 24 | 取入管納税証明摘要3 |
| | | 25 | 取入管督促状発付均等割額 | 25 | 取入管納税証明発行日 |
| | | 26 | 取入管督促状発付延滞金 | 26 | 取入管納税証明発行部数 |
| | | 27 | 取入管督促状発付過少不申告加算金 | 27 | 取入管納税証明発行件数 |
| | | 28 | 取入管督促状発付重加算金 | 28 | 取入管納税証明書損部数 |
| | | 29 | 取入管督促状発付履歴削除フラグ | 29 | 取入管納税証明書損件数 |
| | | 30 | 取入管督促状発付履歴登録端末ID | 30 | 取入管納税証明書損フラグ |
| | | 31 | 取入管督促状発付履歴登録ユーザID | 31 | 取入管納税証明削除フラグ |
| | | 32 | 取入管督促状発付履歴登録年月日 | 32 | 取入管納税証明登録端末ID |
| | | 33 | 取入管督促状発付履歴登録時間 | 33 | 取入管納税証明登録ユーザID |
| | | 34 | 取入管督促状発付履歴更新端末ID | 34 | 取入管納税証明登録年月日 |
| | | 35 | 取入管督促状発付履歴更新ユーザID | 35 | 取入管納税証明登録時間 |
| | | 36 | 取入管督促状発付履歴更新年月日 | 36 | 取入管納税証明更新端末ID |
| | | 37 | 取入管督促状発付履歴更新時間 | 37 | 取入管納税証明更新ユーザID |
| | | | | 38 | 取入管納税証明更新年月日 |
| | | | | 39 | 取入管納税証明更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 40. 納付委託マスタ | | 41. 納付委託経過マスタ | | 42. 納付書発行履歴 | |
|-------------|------------------|---------------|-------------------|-------------|------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 1 | 収入管処理事務所コード | 1 | 収入管処理事務所コード | 1 | 収入管課税事務所コード |
| 2 | 収入管納付委託受託番号 | 2 | 収入管納付委託受託番号 | 2 | 収入管課税徴収税目コード |
| 3 | 収入管納付委託受託年月日 | 3 | 収入管納付委託受託年月日 | 3 | 収入管課税徴収氏名コード |
| 4 | 収入管納付委託証券番号 | 4 | 収入管納付委託証券番号 | 4 | 収入管課税徴収調定年度 |
| 5 | 収入管証券面金額 | 5 | 収入管課税事務所コード | 5 | 収入管課税徴収事績特定項目 |
| 6 | 収入管証券支払期日 | 6 | 収入管課税徴収税目コード | 6 | 収入管発行納付番号 |
| 7 | 収入管納付委託担当事務所コード | 7 | 収入管課税徴収氏名コード | 7 | 収入管納付書発行確認番号 |
| 8 | 収入管納付委託担当課コード | 8 | 収入管課税徴収調定年度 | 8 | 収入管発行事務所コード |
| 9 | 収入管納付委託担当係コード | 9 | 収入管課税徴収事績特定項目 | 9 | 収入管発行課漢字名称 |
| 10 | 収入管納付委託担当番号 | 10 | 収入管証券支払期日 | 10 | 収入管発行引受事務所コード |
| 11 | 収入管納付委託削除フラグ | 11 | 収入管委託経過本税納付予定額 | 11 | 収入管発行全納区分 |
| 12 | 収入管納付委託登録端末 I D | 12 | 収入管委託経過均等割納付予定額 | 12 | 収入管発行納付書コード |
| 13 | 収入管納付委託登録ユーザ I D | 13 | 収入管委託経過延滞金納付予定額 | 13 | 収入管発行納付書発行事由コード |
| 14 | 収入管納付委託登録年月日 | 14 | 収入管委託経過過少不申告加算金納付 | 14 | 収入管送付先あて名番号 |
| 15 | 収入管納付委託登録時間 | 15 | 収入管委託経過重加算金納付予定額 | 15 | 収入管送付先税目コード |
| 16 | 収入管納付委託更新端末 I D | 16 | 収入管証券取戻年月日 | 16 | 収入管送付先事務所コード |
| 17 | 収入管納付委託更新ユーザ I D | 17 | 収入管証券不渡年月日 | 17 | 収入管送付先氏名コード |
| 18 | 収入管納付委託更新年月日 | 18 | 収入管証券領収年月日 | 18 | 収入管送付先車輜登録年月日 |
| 19 | 収入管納付委託更新時間 | 19 | 収入管委託経過消込コード | 19 | 収入管送付先車輜登録年月日枝番 |
| | | 20 | 収入管委託経過削除フラグ | 20 | 収入管発行あて名送付先区分 |
| | | 21 | 収入管委託経過登録端末 I D | 21 | 収入管送付先履歴番号 |
| | | 22 | 収入管委託経過登録ユーザ I D | 22 | 収入管納付すべき本税額 |
| | | 23 | 収入管委託経過登録年月日 | 23 | 収入管納付すべき均等割額 |
| | | 24 | 収入管委託経過登録時間 | 24 | 収入管納付すべき延滞金 |
| | | 25 | 収入管委託経過更新端末 I D | 25 | 収入管発行過少不申告加算金区分 |
| | | 26 | 収入管委託経過更新ユーザ I D | 26 | 収入管納付すべき過少不申告加算金 |
| | | 27 | 収入管委託経過更新年月日 | 27 | 収入管納付すべき重加算金 |
| | | 28 | 収入管委託経過更新時間 | 28 | 収入管発行年月日 |
| | | | | 29 | 収入管発行発付年月日 |
| | | | | 30 | 収入管発行納付期限 |
| | | | | 31 | 収入管発行連納者通番 |
| | | | | 32 | 収入管発行分納回数 |
| | | | | 33 | 収入管発行MPN税目コード |
| | | | | 34 | 収入管発行MPN登録年月日 |
| | | | | 35 | 収入管発行MPN送信年月日 |
| | | | | 36 | 収入管発行MPN支払不可区分 |
| | | | | 37 | 収入管発行MPN支払不可年月日 |
| | | | | 38 | 収入管発行MPN管理番号 |
| | | | | 39 | 収入管発行収入区分 |
| | | | | 40 | 収入管発行支払済処理年月日 |
| | | | | 41 | 収入管発行納付情報区分 |
| | | | | 42 | 収入管納付書削除フラグ |
| | | | | 43 | 収入管納付書登録端末 I D |
| | | | | 44 | 収入管納付書登録ユーザ I D |
| | | | | 45 | 収入管納付書登録年月日 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| | | 43. 納付番号管理マスタ | | 44. 分納管理表EUCマスタ | |
|----|---------------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| | | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 46 | 収入管納付書登録時間 | | | | |
| 47 | 収入管納付書更新端末ID | 1 | 収入管あて名番号 | 1 | 収入管分納EUC課税事務所コード |
| 48 | 収入管納付書更新ユーザID | 2 | 収入管引受事務所コード | 2 | 収入管分納EUC税目コード |
| 49 | 収入管納付書更新年月日 | 3 | 収入管納付書発行年度 | 3 | 収入管分納EUC氏名コード |
| 50 | 収入管納付書更新時間 | 4 | 収入管納付書発行連番 | 4 | 収入管分納EUC調定年度 |
| | | 5 | 収入管納付番号削除フラグ | 5 | 収入管分納EUC実績特定項目 |
| | | 6 | 収入管納付番号登録端末ID | 6 | 収入管分納EUC納付番号 |
| | | 7 | 収入管納付番号登録ユーザID | 7 | 収入管分納EUC確認番号 |
| | | 8 | 収入管納付番号登録年月日 | 8 | 収入管分納EUC登録番号 |
| | | 9 | 収入管納付番号登録時間 | 9 | 収入管分納EUC引受事務所コード |
| | | 10 | 収入管納付番号更新端末ID | 10 | 収入管分納EUCあて名番号 |
| | | 11 | 収入管納付番号更新ユーザID | 11 | 収入管分納EUC漢字住所 |
| | | 12 | 収入管納付番号更新年月日 | 12 | 収入管分納EUC漢字氏名 |
| | | 13 | 収入管納付番号更新時間 | 13 | 収入管分納EUC地区コード |
| | | | | 14 | 収入管分納EUC地区名 |
| | | | | 15 | 収入管分納EUC事務所略称 |
| | | | | 16 | 収入管分納EUC引受事務所略称 |
| | | | | 17 | 収入管分納EUC総括番号 |
| | | | | 18 | 収入管分納EUC担当課コード |
| | | | | 19 | 収入管分納EUC担当係コード |
| | | | | 20 | 収入管分納EUC担当番号 |
| | | | | 21 | 収入管分納EUC担当者コード |
| | | | | 22 | 収入管分納EUC滞納票引継年月日 |
| | | | | 23 | 収入管分納EUC納付期限 |
| | | | | 24 | 収入管分納EUC発行年月日 |
| | | | | 25 | 収入管分納EUC督促状発行年月日 |
| | | | | 26 | 収入管分納EUC分納回数 |
| | | | | 27 | 収入管分納EUC納付登録年月日 |
| | | | | 28 | 収入管分納EUC納付登録時間 |
| | | | | 29 | 収入管分納EUC納付本税予定額 |
| | | | | 30 | 収入管分納EUC納付均等割予定額 |
| | | | | 31 | 収入管分納EUC納付延滞金予定額 |
| | | | | 32 | 収入管分納EUC納付加算金区分 |
| | | | | 33 | 収入管分納EUC納付加算金予定額 |
| | | | | 34 | 収入管分納EUC納付重加算金予定額 |
| | | | | 35 | 収入管分納EUC納付合計予定額 |
| | | | | 36 | 収入管分納EUC最終納付年月日 |
| | | | | 37 | 収入管分納EUC納付年月日 |
| | | | | 38 | 収入管分納EUC実納付本税額 |
| | | | | 39 | 収入管分納EUC実納付均等割額 |
| | | | | 40 | 収入管分納EUC実納付延滞金額 |
| | | | | 41 | 収入管分納EUC実納付加算金区分 |
| | | | | 42 | 収入管分納EUC実納付加算金額 |
| | | | | 43 | 収入管分納EUC実納付重加算金額 |
| | | | | 44 | 収入管分納EUC実納付合計額 |
| | | | | 45 | 収入管分納EUC未納本税合計額 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| | | 45. 猶予マスタ | | 46. 猶予状況EUCマスタ | |
|----|-------------------|-----------|-----------------|----------------|-------------------|
| | | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 46 | 収入管分納EUC未納均等割合合計額 | | | | |
| 47 | 収入管分納EUC未納延滞金合計額 | 1 | 収入管課税事務所コード | 1 | 収入管猶予EUC課税事務所コード |
| 48 | 収入管分納EUC未納額加算金区分 | 2 | 収入管課税徴収税目コード | 2 | 収入管猶予EUC税目コード |
| 49 | 収入管分納EUC未納加算金合計額 | 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 3 | 収入管猶予EUC氏名コード |
| 50 | 収入管分納EUC未納重加算金合計額 | 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 4 | 収入管猶予EUC調定年度 |
| 51 | 収入管分納EUC未納額合計 | 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 5 | 収入管猶予EUC実績特定項目 |
| 52 | 収入管分納EUC漢字納付委託有無 | 6 | 収入管猶予通番 | 6 | 収入管猶予EUC集計年度 |
| 53 | 収入管分納EUC換価猶予フラグ | 7 | 収入管猶予処理区分 | 7 | 収入管猶予EUC集計年月 |
| 54 | 収入管分納EUC換価猶予名称 | 8 | 収入管猶予決議番号簿種類 | 8 | 収入管猶予EUC課税事務所略称 |
| 55 | 収入管分納EUC削除フラグ | 9 | 収入管猶予決議文書記号 | 9 | 収入管猶予EUC引受事務所コード |
| 56 | 収入管分納EUC登録端末ID | 10 | 収入管猶予決議番号 | 10 | 収入管猶予EUC引受事務所略称 |
| 57 | 収入管分納EUC登録ユーザID | 11 | 収入管猶予決議年月日 | 11 | 収入管猶予EUCあて名番号 |
| 58 | 収入管分納EUC登録年月日 | 12 | 収入管猶予区分 | 12 | 収入管猶予EUC納税義務者漢字氏名 |
| 59 | 収入管分納EUC登録時間 | 13 | 収入管猶予事由コード | 13 | 収入管猶予EUC滞納票引継年月日 |
| 60 | 収入管分納EUC更新端末ID | 14 | 収入管猶予開始年月日 | 14 | 収入管猶予EUC本税収入額 |
| 61 | 収入管分納EUC更新ユーザID | 15 | 収入管猶予終期年月日 | 15 | 収入管猶予EUC延滞金収入額 |
| 62 | 収入管分納EUC更新年月日 | 16 | 収入管延長猶予終期年月日 | 16 | 収入管猶予EUC本税現在調定額 |
| 63 | 収入管分納EUC更新時間 | 17 | 収入管猶予取消年月日 | 17 | 収入管猶予EUC確定延滞金現在調定 |
| | | 18 | 収入管猶予担保有無コード | 18 | 収入管猶予EUC徴収猶予区分 |
| | | 19 | 収入管猶予担保種類コード | 19 | 収入管猶予EUC徴収猶予処理区分 |
| | | 20 | 収入管猶予本税額 | 20 | 収入管猶予EUC猶予事由コード |
| | | 21 | 収入管猶予均等割額 | 21 | 収入管猶予EUC猶予開始年月日 |
| | | 22 | 収入管猶予延滞金 | 22 | 収入管猶予EUC猶予終期年月日 |
| | | 23 | 収入管猶予過少不申告加算金区分 | 23 | 収入管猶予EUC延長猶予終期年月日 |
| | | 24 | 収入管猶予過少不申告加算金 | 24 | 収入管猶予EUC猶予取消年月日 |
| | | 25 | 収入管猶予重加算金 | 25 | 収入管猶予EUC猶予本税額 |
| | | 26 | 収入管猶予削除フラグ | 26 | 収入管猶予EUC猶予延滞金 |
| | | 27 | 収入管猶予登録端末ID | 27 | 収入管猶予EUC繰越猶予本税額 |
| | | 28 | 収入管猶予登録ユーザID | 28 | 収入管猶予EUC繰越猶予延滞金 |
| | | 29 | 収入管猶予登録年月日 | 29 | 収入管猶予EUC調定異動年月日 |
| | | 30 | 収入管猶予登録時間 | 30 | 収入管猶予EUC調定異動後本税額 |
| | | 31 | 収入管猶予更新端末ID | 31 | 収入管猶予EUC調定異動後延滞金 |
| | | 32 | 収入管猶予更新ユーザID | 32 | 収入管猶予EUC削除フラグ |
| | | 33 | 収入管猶予更新年月日 | 33 | 収入管猶予EUC登録端末ID |
| | | 34 | 収入管猶予更新時間 | 34 | 収入管猶予EUC登録ユーザID |
| | | | | 35 | 収入管猶予EUC登録年月日 |
| | | | | 36 | 収入管猶予EUC登録時間 |
| | | | | 37 | 収入管猶予EUC更新端末ID |
| | | | | 38 | 収入管猶予EUC更新ユーザID |
| | | | | 39 | 収入管猶予EUC更新年月日 |
| | | | | 40 | 収入管猶予EUC更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

47. 猶予状況集計EUCマスタ

| 項番 | 項目名称 | 46 |
|----|-------------------|----|
| 1 | 収入管猶予EUC会計年度 | 47 |
| 2 | 収入管猶予EUC集計年月 | 48 |
| 3 | 収入管猶予EUC課税事務所コード | 49 |
| 4 | 収入管猶予EUC税目コード | 50 |
| 5 | 収入管猶予EUC氏名コード | 51 |
| 6 | 収入管猶予EUC調定年度 | 52 |
| 7 | 収入管猶予EUC事績特定項目 | 53 |
| 8 | 収入管猶予EUC猶予一連番号 | 54 |
| 9 | 収入管猶予EUC納付一連番号 | 55 |
| 10 | 収入管猶予EUCあて名番号 | 56 |
| 11 | 収入管猶予EUC処理事務所コード | 57 |
| 12 | 収入管猶予EUC処理事務所名 | 58 |
| 13 | 収入管猶予EUC課税事務所名 | 59 |
| 14 | 収入管猶予EUC税目名 | 60 |
| 15 | 収入管猶予EUC納税義務者漢字住所 | 61 |
| 16 | 収入管猶予EUC納税義務者漢字氏名 | |
| 17 | 収入管猶予EUC登録番号 | |
| 18 | 収入管猶予EUC調定決議年月日 | |
| 19 | 収入管猶予EUC異動年月日 | |
| 20 | 収入管猶予EUC調定異動事由コード | |
| 21 | 収入管猶予EUC調定異動事由名 | |
| 22 | 収入管猶予EUC当初調定額 | |
| 23 | 収入管猶予EUC現在調定額 | |
| 24 | 収入管猶予EUC延滞金現在調定額 | |
| 25 | 収入管猶予EUC本税未納額 | |
| 26 | 収入管猶予EUC延滞金未納額 | |
| 27 | 収入管猶予EUC納付状況 | |
| 28 | 収入管猶予EUC滞納票引継年月日 | |
| 29 | 収入管猶予EUC処理区分コード | |
| 30 | 収入管猶予EUC処理区分名 | |
| 31 | 収入管猶予EUC猶予区分名 | |
| 32 | 収入管猶予EUC猶予事由コード | |
| 33 | 収入管猶予EUC猶予事由名 | |
| 34 | 収入管猶予EUC猶予決議年月日 | |
| 35 | 収入管猶予EUC猶予決議番号 | |
| 36 | 収入管猶予EUC猶予開始年月日 | |
| 37 | 収入管猶予EUC当初終期年月日 | |
| 38 | 収入管猶予EUC延長猶予終期年月日 | |
| 39 | 収入管猶予EUC猶予取消年月日 | |
| 40 | 収入管猶予EUC現在終期年月日 | |
| 41 | 収入管猶予EUC本税収入額 | |
| 42 | 収入管猶予EUC延滞金収入額 | |
| 43 | 収入管猶予EUC納付年月日 | |
| 44 | 収入管猶予EUC収入年月日 | |
| 45 | 収入管猶予EUC猶予決議金額 | |

48. 連納者情報マスタ

| 項番 | 項目名称 |
|----|------------------|
| 1 | 収入管共有事績課税事務所コード |
| 2 | 収入管共有事績税目コード |
| 3 | 収入管共有事績氏名コード |
| 4 | 収入管共有事績調定年度 |
| 5 | 収入管共有事績課税月 |
| 6 | 収入管共有事績相当年度 |
| 7 | 収入管連納者通番 |
| 8 | 収入管連納者あて名漢字氏名 |
| 9 | 収入管連納者MPNカナ氏名 |
| 10 | 収入管連納者あて名住所コード |
| 11 | 収入管連納者あて名住所番地 |
| 12 | 収入管連納者あて名住所号1 |
| 13 | 収入管連納者あて名住所号2 |
| 14 | 収入管連納者あて名街区符号 |
| 15 | 収入管連納者あて名漢字住所 |
| 16 | 収入管連納者あて名漢字方書 |
| 17 | 収入管連納者あて名郵便番号 |
| 18 | 収入管連納者氏名補記コード |
| 19 | 収入管連納者住所補記コード |
| 20 | 収入管連納者方書補記コード |
| 21 | 収入管連納者住所入力有無コード |
| 22 | 収入管連納者氏名入力有無コード |
| 23 | 収入管連納者持分割合分子 |
| 24 | 収入管連納者持分割合分子 |
| 25 | 収入管連納者個法区分 |
| 26 | 収入管連納者組織名開始桁数 |
| 27 | 収入管連納者1期持分金額 |
| 28 | 収入管連納者2から4期持分金額 |
| 29 | 収入管連納者持分合計額 |
| 30 | 収入管連納者告知書発行年月日 |
| 31 | 収入管連納者告知書納期限 |
| 32 | 収入管連納者1期本税現在調定額 |
| 33 | 収入管連納者1期法定納期限 |
| 34 | 収入管連納者1期納付書作成年月日 |
| 35 | 収入管連納者1期納付期限 |
| 36 | 収入管連納者1期督促状作成年月日 |
| 37 | 収入管連納者1期督促状発行年月日 |
| 38 | 収入管連納者1期督促納期限 |
| 39 | 収入管連納者2期本税現在調定額 |
| 40 | 収入管連納者2期法定納期限 |
| 41 | 収入管連納者2期納付書作成年月日 |
| 42 | 収入管連納者2期納付期限 |
| 43 | 収入管連納者2期督促状作成年月日 |
| 44 | 収入管連納者2期督促状発行年月日 |
| 45 | 収入管連納者2期督促納期限 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| | | 49. OSS納付確認マスタ | | 50. OSS納付確認履歴 | |
|----|------------------|----------------|------------------|---------------|------------------|
| | | 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 46 | 収入管連納者3期本税現在調定額 | | | | |
| 47 | 収入管連納者3期法定納期限 | 1 | 収入管OSS登録番号 | 1 | 収入管OSS登録番号 |
| 48 | 収入管連納者3期納付書作成年月日 | 2 | 収入管OSS多重処理コード | 2 | 収入管OSS多重処理コード |
| 49 | 収入管連納者3期納付期限 | 3 | 収入管OSS車輜登録年月日 | 3 | 収入管OSS履歴番号 |
| 50 | 収入管連納者3期督促状作成年月日 | 4 | 収入管OSS車輜登録年月日枝番 | 4 | 収入管OSS車輜登録年月日 |
| 51 | 収入管連納者3期督促状発付年月日 | 5 | 収入管OSS事務所コード | 5 | 収入管OSS車輜登録年月日枝番 |
| 52 | 収入管連納者3期督促納期限 | 6 | 収入管OSS調定年度 | 6 | 収入管OSS事務所コード |
| 53 | 収入管連納者4期本税現在調定額 | 7 | 収入管OSS期別コード | 7 | 収入管OSS調定年度 |
| 54 | 収入管連納者4期法定納期限 | 8 | 収入管OSS本体車台番号 | 8 | 収入管OSS期別コード |
| 55 | 収入管連納者4期納付書作成年月日 | 9 | 収入管OSS旧登録番号 | 9 | 収入管OSS本体車台番号 |
| 56 | 収入管連納者4期納付期限 | 10 | 収入管OSS旧車輜登録年月日 | 10 | 収入管OSS旧登録番号 |
| 57 | 収入管連納者4期督促状作成年月日 | 11 | 収入管OSS旧車輜登録年月日枝番 | 11 | 収入管OSS旧車輜登録年月日 |
| 58 | 収入管連納者4期督促状発付年月日 | 12 | 収入管OSS機能ID | 12 | 収入管OSS旧車輜登録年月日枝番 |
| 59 | 収入管連納者4期督促納期限 | 13 | 収入管OSS業務種別コード | 13 | 収入管OSS機能ID |
| 60 | 収入管連納者非対象フラグ | 14 | 収入管OSSファイル種別 | 14 | 収入管OSS業務種別コード |
| 61 | 収入管連納者同一人確認フラグ | 15 | 収入管OSS送信年月日 | 15 | 収入管OSSファイル種別 |
| 62 | 収入管連納者削除フラグ | 16 | 収入管OSS抽出年月日 | 16 | 収入管OSS送信年月日 |
| 63 | 収入管連納者登録端末ID | 17 | 収入管OSS削除フラグ | 17 | 収入管OSS抽出年月日 |
| 64 | 収入管連納者登録ユーザID | 18 | 収入管OSS登録端末ID | 18 | 収入管OSS当初登録年月日 |
| 65 | 収入管連納者登録年月日 | 19 | 収入管OSS登録ユーザID | 19 | 収入管OSS当初登録時間 |
| 66 | 収入管連納者登録時間 | 20 | 収入管OSS登録年月日 | 20 | 収入管OSS削除フラグ |
| 67 | 収入管連納者更新端末ID | 21 | 収入管OSS登録時間 | 21 | 収入管OSS登録端末ID |
| 68 | 収入管連納者更新ユーザID | 22 | 収入管OSS更新端末ID | 22 | 収入管OSS登録ユーザID |
| 69 | 収入管連納者更新年月日 | 23 | 収入管OSS更新ユーザID | 23 | 収入管OSS登録年月日 |
| 70 | 収入管連納者更新時間 | 24 | 収入管OSS更新年月日 | 24 | 収入管OSS登録時間 |
| | | 25 | 収入管OSS更新時間 | 25 | 収入管OSS更新端末ID |
| | | | | 26 | 収入管OSS更新ユーザID |
| | | | | 27 | 収入管OSS更新年月日 |
| | | | | 28 | 収入管OSS更新時間 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

51. 財務・滞納票計上済集計マスタ

| 項番 | 項目名称 | 46 | 収入管計上集計滞納特別税件数 | 92 | 収入管計上集計執行事業税口数 |
|----|-------------------|----|-------------------|-----|------------------|
| 1 | 収入管計上集計処理年月日 | 47 | 収入管計上集計滞納合計金額 | 93 | 収入管計上集計執行特別税金額 |
| 2 | 収入管計上集計集計自年月日 | 48 | 収入管計上集計滞納合計件数 | 94 | 収入管計上集計執行特別税口数 |
| 3 | 収入管計上集計集計至年月日 | 49 | 収入管計上集計滞納整理収入事業税金 | 95 | 収入管計上集計執行合計金額 |
| 4 | 収入管計上集計処理区分 | 50 | 収入管計上集計滞納整理収入事業税件 | 96 | 収入管計上集計執行合計口数 |
| 5 | 収入管計上集計課税事務所コード | 51 | 収入管計上集計滞納整理収入特別税金 | 97 | 収入管計上集計還付未済事業税金額 |
| 6 | 収入管計上集計氏名コード | 52 | 収入管計上集計滞納整理収入特別税件 | 98 | 収入管計上集計還付未済事業税口数 |
| 7 | 収入管計上集計調定年度 | 53 | 収入管計上集計滞納整理収入合計金額 | 99 | 収入管計上集計還付未済特別税金額 |
| 8 | 収入管計上集計事績特定項目 | 54 | 収入管計上集計滞納整理収入合計件数 | 100 | 収入管計上集計還付未済特別税口数 |
| 9 | 収入管計上集計会計年度 | 55 | 収入管計上集計滞納整理純収入事業税 | 101 | 収入管計上集計還付未済合計金額 |
| 10 | 収入管計上集計処理事務所コード | 56 | 収入管計上集計滞納整理純収入事業税 | 102 | 収入管計上集計還付未済合計口数 |
| 11 | 収入管計上集計歳入歳出区分 | 57 | 収入管計上集計滞納整理純収入特別税 | 103 | 収入管計上集計総収入事業税金額 |
| 12 | 収入管計上集計現繰区分 | 58 | 収入管計上集計滞納整理純収入特別税 | 104 | 収入管計上集計総収入事業税件数 |
| 13 | 収入管計上集計税目コード | 59 | 収入管計上集計滞納整理純収入合計金 | 105 | 収入管計上集計総収入特別税金額 |
| 14 | 収入管計上集計自事業年月日 | 60 | 収入管計上集計滞納整理純収入合計件 | 106 | 収入管計上集計総収入特別税件数 |
| 15 | 収入管計上集計至事業年月日 | 61 | 収入管計上集計欠損事業税金額 | 107 | 収入管計上集計総収入合計金額 |
| 16 | 収入管計上集計修正年月日 | 62 | 収入管計上集計欠損事業税件数 | 108 | 収入管計上集計総収入合計件数 |
| 17 | 収入管計上集計収納申告区分 | 63 | 収入管計上集計欠損特別税金額 | 109 | 収入管計上集計削除フラグ |
| 18 | 収入管計上集計廃業区分 | 64 | 収入管計上集計欠損特別税件数 | 110 | 収入管計上集計登録端末 I D |
| 19 | 収入管計上集計繰越調定事業税金額 | 65 | 収入管計上集計欠損合計金額 | 111 | 収入管計上集計登録ユーザ I D |
| 20 | 収入管計上集計繰越調定事業税件数 | 66 | 収入管計上集計欠損合計件数 | 112 | 収入管計上集計登録年月日 |
| 21 | 収入管計上集計繰越調定特別税金額 | 67 | 収入管計上集計未収入事業税金額 | 113 | 収入管計上集計登録時間 |
| 22 | 収入管計上集計繰越調定特別税件数 | 68 | 収入管計上集計未収入事業税件数 | 114 | 収入管計上集計更新端末 I D |
| 23 | 収入管計上集計繰越調定合計金額 | 69 | 収入管計上集計未収入特別税金額 | 115 | 収入管計上集計更新ユーザ I D |
| 24 | 収入管計上集計繰越調定合計件数 | 70 | 収入管計上集計未収入特別税件数 | 116 | 収入管計上集計更新年月日 |
| 25 | 収入管計上集計調定事業税金額 | 71 | 収入管計上集計未収入合計金額 | 117 | 収入管計上集計更新時間 |
| 26 | 収入管計上集計調定事業税件数 | 72 | 収入管計上集計未収入合計件数 | | |
| 27 | 収入管計上集計調定特別税金額 | 73 | 収入管計上集計滞納未収入事業税金額 | | |
| 28 | 収入管計上集計調定特別税件数 | 74 | 収入管計上集計滞納未収入事業税件数 | | |
| 29 | 収入管計上集計調定合計金額 | 75 | 収入管計上集計滞納未収入特別税金額 | | |
| 30 | 収入管計上集計調定合計件数 | 76 | 収入管計上集計滞納未収入特別税件数 | | |
| 31 | 収入管計上集計納期内等収入事業税金 | 77 | 収入管計上集計滞納未収入合計金額 | | |
| 32 | 収入管計上集計納期内等収入事業税件 | 78 | 収入管計上集計滞納未収入合計件数 | | |
| 33 | 収入管計上集計納期内等収入特別税金 | 79 | 収入管計上集計発生納期内等収入事業 | | |
| 34 | 収入管計上集計納期内等収入特別税件 | 80 | 収入管計上集計発生納期内等収入事業 | | |
| 35 | 収入管計上集計納期内等収入合計金額 | 81 | 収入管計上集計発生納期内等収入特別 | | |
| 36 | 収入管計上集計納期内等収入合計件数 | 82 | 収入管計上集計発生納期内等収入特別 | | |
| 37 | 収入管計上集計納期内等純収入事業税 | 83 | 収入管計上集計発生納期内等収入合計 | | |
| 38 | 収入管計上集計納期内等純収入事業税 | 84 | 収入管計上集計発生納期内等収入合計 | | |
| 39 | 収入管計上集計納期内等純収入特別税 | 85 | 収入管計上集計発生滞納整理収入事業 | | |
| 40 | 収入管計上集計納期内等純収入特別税 | 86 | 収入管計上集計発生滞納整理収入事業 | | |
| 41 | 収入管計上集計納期内等純収入合計金 | 87 | 収入管計上集計発生滞納整理収入特別 | | |
| 42 | 収入管計上集計納期内等純収入合計件 | 88 | 収入管計上集計発生滞納整理収入特別 | | |
| 43 | 収入管計上集計滞納事業税金額 | 89 | 収入管計上集計発生滞納整理収入合計 | | |
| 44 | 収入管計上集計滞納事業税件数 | 90 | 収入管計上集計発生滞納整理収入合計 | | |
| 45 | 収入管計上集計滞納特別税金額 | 91 | 収入管計上集計執行事業税金額 | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**52. 滞納票計上済マスタ**

| 項番 | 項目名称 | | |
|----|--------------------|----|------------------|
| 1 | 収入管課税事務所コード | 46 | 収入管滞納票計上済更新ユーザID |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 47 | 収入管滞納票計上済更新年月日 |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 48 | 収入管滞納票計上済更新時間 |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | | |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | | |
| 6 | 収入管滞納票計上済管理番号 | | |
| 7 | 収入管検索用自事業年月日 | | |
| 8 | 収入管検索用至事業年月日 | | |
| 9 | 収入管検索用修正年月日 | | |
| 10 | 収入管収納申告区分 | | |
| 11 | 収入管検索用廃業区分 | | |
| 12 | 収入管滞納票計上済会計年度 | | |
| 13 | 収入管滞納票計上済処理事務所 | | |
| 14 | 収入管滞納票計上済集計年月日 | | |
| 15 | 収入管滞納票計上済統計計上年月日 | | |
| 16 | 収入管滞納票計上済財務会計反映年月 | | |
| 17 | 収入管滞納票計上済計上区分 | | |
| 18 | 収入管滞納票計上済計上事由 | | |
| 19 | 収入管滞納票計上済処理区分 | | |
| 20 | 収入管滞納票計上済歳入歳出区分 | | |
| 21 | 収入管滞納票計上済現繰区分 | | |
| 22 | 収入管滞納票計上済事由区分 | | |
| 23 | 収入管滞納票計上済収納種別 | | |
| 24 | 収入管滞納票計上済新法適用フラグ | | |
| 25 | 収入管滞納票計上済補正有無区分 | | |
| 26 | 収入管滞納票計上済警告有無フラグ | | |
| 27 | 収入管滞納票計上済事業税額 | | |
| 28 | 収入管滞納票計上済特別税額 | | |
| 29 | 収入管滞納票計上済延滞金事業税額 | | |
| 30 | 収入管滞納票計上済延滞金特別税額 | | |
| 31 | 収入管滞納票計上済過少申告加算金事 | | |
| 32 | 収入管滞納票計上済過少申告加算金特 | | |
| 33 | 収入管滞納票計上済不申告加算金事業 | | |
| 34 | 収入管滞納票計上済不申告加算金特別 | | |
| 35 | 収入管滞納票計上済加重加算金事業税額 | | |
| 36 | 収入管滞納票計上済加重加算金特別税額 | | |
| 37 | 収入管滞納票計上済還付加算金事業税 | | |
| 38 | 収入管滞納票計上済還付加算金特別税 | | |
| 39 | 収入管滞納票計上済特記事項 | | |
| 40 | 収入管滞納票計上済削除フラグ | | |
| 41 | 収入管滞納票計上済登録端末ID | | |
| 42 | 収入管滞納票計上済登録ユーザID | | |
| 43 | 収入管滞納票計上済登録年月日 | | |
| 44 | 収入管滞納票計上済登録時間 | | |
| 45 | 収入管滞納票計上済更新端末ID | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 53. Web口座振替受付情報マスタ | | 54. 延滞金計算用マスタ | | | |
|--------------------|----------------------|---------------|-----------------|----|-------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 | | |
| 1 | 収入管課税事務所コード | 46 | 収入管Web口座登録端末ID | 1 | 収入管課税事務所コード |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 47 | 収入管Web口座登録ユーザID | 2 | 収入管課税徴収税目コード |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 48 | 収入管Web口座登録年月日 | 3 | 収入管課税徴収氏名コード |
| 4 | 収入管Web口座申込年月日 | 49 | 収入管Web口座登録時間 | 4 | 収入管課税徴収調定年度 |
| 5 | 収入管Web口座申込時間 | 50 | 収入管Web口座更新端末ID | 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 |
| 6 | 収入管Web口座申込履歴番号 | 51 | 収入管Web口座更新ユーザID | 6 | 収入管検索用自事業年月日 |
| 7 | 収入管Web口座申込登録年月日 | 52 | 収入管Web口座更新年月日 | 7 | 収入管検索用至事業年月日 |
| 8 | 収入管あて名番号 | 53 | 収入管Web口座更新時間 | 8 | 収入管検索用修正年月日 |
| 9 | 収入管Web口座中止区分 | | | 9 | 収入管収納申告区分 |
| 10 | 収入管Web口座情報登録フラグ | | | 10 | 収入管延滞金計算本税完納日 |
| 11 | 収入管Web口座振替受付エラー区分1 | | | 11 | 収入管延滞金計算減額更正通知日 |
| 12 | 収入管Web口座振替受付エラー区分2 | | | 12 | 収入管延滞金計算年税額 |
| 13 | 収入管Web口座振替受付エラー区分3 | | | 13 | 収入管延滞金計算総額 |
| 14 | 収入管Web口座振替受付エラー区分4 | | | 14 | 収入管延滞金計算対象税額 |
| 15 | 収入管Web口座振替受付エラー区分5 | | | 15 | 収入管延滞金計算控除期間対象税額 |
| 16 | 収入管Web口座振替受付エラー区分6 | | | 16 | 収入管延滞金計算延滞金控除期間自1 |
| 17 | 収入管Web口座振替受付エラー区分7 | | | 17 | 収入管延滞金計算延滞金控除期間至1 |
| 18 | 収入管Web口座振替受付エラー区分8 | | | 18 | 収入管延滞金計算延滞金控除期間自2 |
| 19 | 収入管Web口座振替受付エラー区分9 | | | 19 | 収入管延滞金計算延滞金控除期間至2 |
| 20 | 収入管Web口座振替受付エラー区分10 | | | 20 | 収入管延滞金計算遡及有無フラグ |
| 21 | 収入管Web口座振替受付エラー区分11 | | | 21 | 収入管延滞金計算予備年月日1 |
| 22 | 収入管Web口座振替受付エラー区分12 | | | 22 | 収入管延滞金計算予備年月日2 |
| 23 | 収入管Web口座振替受付エラー区分13 | | | 23 | 収入管延滞金計算予備金額1 |
| 24 | 収入管Web口座振替受付エラー区分14 | | | 24 | 収入管延滞金計算予備金額2 |
| 25 | 収入管Web口座振替受付エラー区分15 | | | 25 | 収入管延滞金計算予備フラグ1 |
| 26 | 収入管Web口座開始年月 | | | 26 | 収入管延滞金計算予備フラグ2 |
| 27 | 収入管Web口座全納区分コード | | | 27 | 収入管延滞金計算削除フラグ |
| 28 | 収入管Web口座金融機関銀行コード | | | 28 | 収入管延滞金計算登録端末ID |
| 29 | 収入管Web口座金融機関支店コード | | | 29 | 収入管延滞金計算登録ユーザID |
| 30 | 収入管Web口座預金種別 | | | 30 | 収入管延滞金計算登録年月日 |
| 31 | 収入管Web口座口座番号 | | | 31 | 収入管延滞金計算登録時間 |
| 32 | 収入管Web口座口座名義人漢字氏名 | | | 32 | 収入管延滞金計算更新端末ID |
| 33 | 収入管Web口座口座名義人カナ氏名 | | | 33 | 収入管延滞金計算更新ユーザID |
| 34 | 収入管Web口座口座名義人変換後カナ氏名 | | | 34 | 収入管延滞金計算更新年月日 |
| 35 | 収入管Web口座口座名義人電話番号 | | | 35 | 収入管延滞金計算更新時間 |
| 36 | 収入管Web口座納税者関係区分 | | | | |
| 37 | 収入管Web口座納税者関係 | | | | |
| 38 | 収入管Web口座納税義務者郵便番号 | | | | |
| 39 | 収入管Web口座納税義務者漢字都道府県名 | | | | |
| 40 | 収入管Web口座納税義務者漢字区市郡名 | | | | |
| 41 | 収入管Web口座納税義務者漢字住所 | | | | |
| 42 | 収入管Web口座納税義務者漢字氏名 | | | | |
| 43 | 収入管Web口座納税義務者カナ氏名 | | | | |
| 44 | 収入管Web口座納税義務者電話番号 | | | | |
| 45 | 収入管Web口座削除フラグ | | | | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| 55. 延滞金調定異動履歴 | | 56. 財務・滞納票計上済(特別法人事業税適用)集計マスタ | |
|---------------|----------------------|-------------------------------|----------------------|
| 項番 | 項目名称 | 項番 | 項目名称 |
| 1 | 収入管課税事務所コード | 1 | 収入管計上集計処理年月日 |
| 2 | 収入管課税徴収税目コード | 2 | 収入管計上集計集計自年月日 |
| 3 | 収入管課税徴収氏名コード | 3 | 収入管計上集計集計至年月日 |
| 4 | 収入管課税徴収調定年度 | 4 | 収入管計上集計処理区分 |
| 5 | 収入管課税徴収実績特定項目 | 5 | 収入管計上集計課税事務所コード |
| 6 | 収入管延滞金調定異動履歴番号 | 6 | 収入管計上集計氏名コード |
| 7 | 収入管延滞金調定異動発生年度 | 7 | 収入管計上集計調定年度 |
| 8 | 収入管延滞金調定異動取消区分 | 8 | 収入管計上集計実績特定項目 |
| 9 | 収入管延滞金調定異動通番 | 9 | 収入管計上集計会計年度 |
| 10 | 収入管徴収引継履歴番号 | 10 | 収入管計上集計処理事務所コード |
| 11 | 収入管処理事務所コード | 11 | 収入管計上集計歳入歳出区分 |
| 12 | 収入管延滞金調定異動計上年月日 | 12 | 収入管計上集計現繰区分 |
| 13 | 収入管延滞金調定異動会計年度 | 13 | 収入管計上集計税目コード |
| 14 | 収入管延滞金調定異動異動年月日 | 14 | 収入管計上集計自事業年月日 |
| 15 | 収入管延滞金調定異動事由コード | 15 | 収入管計上集計至事業年月日 |
| 16 | 収入管延滞金調定異動決議年月日 | 16 | 収入管計上集計修正年月日 |
| 17 | 収入管延滞金調定異動現繰区分 | 17 | 収入管計上集計収納申告区分 |
| 18 | 収入管延滞金調定異動歳入歳出区分 | 18 | 収入管計上集計廃業区分 |
| 19 | 収入管延滞金調定異動前延滞金 | 19 | 収入管計上集計繰越調定事業税金額 |
| 20 | 収入管延滞金調定異動後延滞金 | 20 | 収入管計上集計繰越調定事業税件数 |
| 21 | 収入管延滞金調定異動前延滞金収入件数区分 | 21 | 収入管計上集計繰越調定特別税金額 |
| 22 | 収入管延滞金調定異動後延滞金収入件数区分 | 22 | 収入管計上集計繰越調定特別税件数 |
| 23 | 収入管調定異動事由コード | 23 | 収入管計上集計繰越調定合計金額 |
| 24 | 収入管調定異動履歴番号 | 24 | 収入管計上集計繰越調定合計件数 |
| 25 | 収入管延滞金調定異動収入明細履歴番号 | 25 | 収入管計上集計調定事業税金額 |
| 26 | 収入管延滞金調定異動過誤納番号 | 26 | 収入管計上集計調定事業税件数 |
| 27 | 収入管延滞金調定異動過誤納番号枝番 | 27 | 収入管計上集計調定特別税金額 |
| 28 | 収入管延滞金調定異動履歴削除フラグ | 28 | 収入管計上集計調定特別税件数 |
| 29 | 収入管延滞金調定異動履歴登録端末ID | 29 | 収入管計上集計調定合計金額 |
| 30 | 収入管延滞金調定異動履歴登録ユーザID | 30 | 収入管計上集計調定合計件数 |
| 31 | 収入管延滞金調定異動履歴登録年月日 | 31 | 収入管計上集計納期内等収入事業税金額 |
| 32 | 収入管延滞金調定異動履歴登録時間 | 32 | 収入管計上集計納期内等収入事業税件数 |
| 33 | 収入管延滞金調定異動履歴更新端末ID | 33 | 収入管計上集計納期内等収入特別税金額 |
| 34 | 収入管延滞金調定異動履歴更新ユーザID | 34 | 収入管計上集計納期内等収入特別税件数 |
| 35 | 収入管延滞金調定異動履歴更新年月日 | 35 | 収入管計上集計納期内等収入合計金額 |
| 36 | 収入管延滞金調定異動履歴更新時間 | 36 | 収入管計上集計納期内等収入合計件数 |
| | | 37 | 収入管計上集計納期内等純収入事業税金額 |
| | | 38 | 収入管計上集計納期内等純収入事業税件数 |
| | | 39 | 収入管計上集計納期内等純収入特別税金額 |
| | | 40 | 収入管計上集計納期内等純収入特別税件数 |
| | | 41 | 収入管計上集計納期内等純収入合計金額 |
| | | 42 | 収入管計上集計納期内等純収入合計件数 |
| | | 43 | 収入管計上集計滞納事業税金額 |
| | | 44 | 収入管計上集計滞納事業税件数 |
| | | 45 | 収入管計上集計滞納特別税金額 |
| | | 46 | 収入管計上集計滞納特別税件数 |
| | | 47 | 収入管計上集計滞納合計金額 |
| | | 48 | 収入管計上集計滞納合計件数 |
| | | 49 | 収入管計上集計滞納整理収入事業税金額 |
| | | 50 | 収入管計上集計滞納整理収入事業税件数 |
| | | 51 | 収入管計上集計滞納整理収入特別税金額 |
| | | 52 | 収入管計上集計滞納整理収入特別税件数 |
| | | 53 | 収入管計上集計滞納整理収入合計金額 |
| | | 54 | 収入管計上集計滞納整理収入合計件数 |
| | | 55 | 収入管計上集計滞納整理純収入事業税金額 |
| | | 56 | 収入管計上集計滞納整理純収入事業税件数 |
| | | 57 | 収入管計上集計滞納整理純収入特別税金額 |
| | | 58 | 収入管計上集計滞納整理純収入特別税件数 |
| | | 59 | 収入管計上集計滞納整理純収入合計金額 |
| | | 60 | 収入管計上集計滞納整理純収入合計件数 |
| | | 61 | 収入管計上集計欠損事業税金額 |
| | | 62 | 収入管計上集計欠損事業税件数 |
| | | 63 | 収入管計上集計欠損特別税金額 |
| | | 64 | 収入管計上集計欠損特別税件数 |
| | | 65 | 収入管計上集計欠損合計金額 |
| | | 66 | 収入管計上集計欠損合計件数 |
| | | 67 | 収入管計上集計未収入事業税金額 |
| | | 68 | 収入管計上集計未収入事業税件数 |
| | | 69 | 収入管計上集計未収入特別税金額 |
| | | 70 | 収入管計上集計未収入特別税件数 |
| | | 71 | 収入管計上集計未収入合計金額 |
| | | 72 | 収入管計上集計未収入合計件数 |
| | | 73 | 収入管計上集計滞納未収入事業税金額 |
| | | 74 | 収入管計上集計滞納未収入事業税件数 |
| | | 75 | 収入管計上集計滞納未収入特別税金額 |
| | | 76 | 収入管計上集計滞納未収入特別税件数 |
| | | 77 | 収入管計上集計滞納未収入合計金額 |
| | | 78 | 収入管計上集計滞納未収入合計件数 |
| | | 79 | 収入管計上集計発生納期内等収入事業税金額 |
| | | 80 | 収入管計上集計発生納期内等収入事業税口数 |
| | | 81 | 収入管計上集計発生納期内等収入特別税金額 |
| | | 82 | 収入管計上集計発生納期内等収入特別税口数 |
| | | 83 | 収入管計上集計発生納期内等収入合計金額 |
| | | 84 | 収入管計上集計発生納期内等収入合計口数 |
| | | 85 | 収入管計上集計発生滞納整理収入事業税金額 |
| | | 86 | 収入管計上集計発生滞納整理収入事業税口数 |
| | | 87 | 収入管計上集計発生滞納整理収入特別税金額 |
| | | 88 | 収入管計上集計発生滞納整理収入特別税口数 |
| | | 89 | 収入管計上集計発生滞納整理収入合計金額 |
| | | 90 | 収入管計上集計発生滞納整理収入合計口数 |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| | | 57. 地方法人特別税特別法人事業税訂正マスタ | | | |
|-----|------------------|-------------------------|-------------------|----|-------------------|
| | | 項番 | 項目名称 | | |
| 91 | 収入管計上集計執行事業税金額 | 1 | 収入管訂正用処理年月日 | 46 | 収入管訂正用特別税納期内収入金額 |
| 92 | 収入管計上集計執行事業税口数 | 2 | 収入管訂正用処理区分 | 47 | 収入管訂正用事業税納期後収入金額 |
| 93 | 収入管計上集計執行特別税金額 | 3 | 収入管訂正用管理番号 | 48 | 収入管訂正用特別税納期後収入金額 |
| 94 | 収入管計上集計執行特別税口数 | 4 | 収入管訂正用計上処理区分 | 49 | 収入管訂正用事業税滞納整理収入金額 |
| 95 | 収入管計上集計執行合計金額 | 5 | 収入管訂正用金種コード | 50 | 収入管訂正用特別税滞納整理収入金額 |
| 96 | 収入管計上集計執行合計口数 | 6 | 収入管訂正用内訳区分 | 51 | 収入管訂正用事業税充当金額 |
| 97 | 収入管計上集計還付未済事業税金額 | 7 | 収入管訂正用振替先課税事務所コード | 52 | 収入管訂正用特別税充当金額 |
| 98 | 収入管計上集計還付未済事業税口数 | 8 | 収入管訂正用振替先税目コード | 53 | 収入管訂正用事業税還付済普通送金分 |
| 99 | 収入管計上集計還付未済特別税金額 | 9 | 収入管訂正用振替先氏名コード | 54 | 収入管訂正用特別税還付済普通送金分 |
| 100 | 収入管計上集計還付未済特別税口数 | 10 | 収入管訂正用振替先調定年度 | 55 | 収入管訂正用事業税還付済口座振替分 |
| 101 | 収入管計上集計還付未済合計金額 | 11 | 収入管訂正用振替先事績特定項目 | 56 | 収入管訂正用特別税還付済口座振替分 |
| 102 | 収入管計上集計還付未済合計口数 | 12 | 収入管訂正用振替先会計年度 | 57 | 収入管訂正用事業税還付済一般支出分 |
| 103 | 収入管計上集計総収入事業税金額 | 13 | 収入管訂正用振替先処理事務所コード | 58 | 収入管訂正用特別税還付済一般支出分 |
| 104 | 収入管計上集計総収入事業税件数 | 14 | 収入管訂正用振替先集計年月日 | 59 | 収入管訂正用事業税還付加算金既計上 |
| 105 | 収入管計上集計総収入特別税金額 | 15 | 収入管訂正用振替先統計計上年月日 | 60 | 収入管訂正用特別税還付加算金既計上 |
| 106 | 収入管計上集計総収入特別税件数 | 16 | 収入管訂正用振替先財務反映年月日 | 61 | 収入管訂正用事業税還付加算金再計算 |
| 107 | 収入管計上集計総収入合計金額 | 17 | 収入管訂正用振替先計上区分 | 62 | 収入管訂正用特別税還付加算金再計算 |
| 108 | 収入管計上集計総収入合計件数 | 18 | 収入管訂正用振替先歳入歳出区分 | 63 | 収入管訂正用事業税還付加算金振替金 |
| 109 | 収入管計上集計削除フラグ | 19 | 収入管訂正用振替先現繰区分 | 64 | 収入管訂正用特別税還付加算金振替金 |
| 110 | 収入管計上集計登録端末ID | 20 | 収入管訂正用振替先事由区分 | 65 | 収入管訂正用削除フラグ |
| 111 | 収入管計上集計登録ユーザID | 21 | 収入管訂正用振替先新法適用フラグ | 66 | 収入管訂正用登録端末ID |
| 112 | 収入管計上集計登録年月日 | 22 | 収入管訂正用振替先補正有無区分 | 67 | 収入管訂正用登録ユーザID |
| 113 | 収入管計上集計登録時間 | 23 | 収入管訂正用振替先警告有無フラグ | 68 | 収入管訂正用登録年月日 |
| 114 | 収入管計上集計更新端末ID | 24 | 収入管訂正用振替先停止年度 | 69 | 収入管訂正用登録時間 |
| 115 | 収入管計上集計更新ユーザID | 25 | 収入管訂正用振替元課税事務所コード | 70 | 収入管訂正用更新端末ID |
| 116 | 収入管計上集計更新年月日 | 26 | 収入管訂正用振替元税目コード | 71 | 収入管訂正用更新ユーザID |
| 117 | 収入管計上集計更新時間 | 27 | 収入管訂正用振替元氏名コード | 72 | 収入管訂正用更新年月日 |
| | | 28 | 収入管訂正用振替元調定年度 | 73 | 収入管訂正用更新時間 |
| | | 29 | 収入管訂正用振替元事績特定項目 | | |
| | | 30 | 収入管訂正用振替元会計年度 | | |
| | | 31 | 収入管訂正用振替元処理事務所コード | | |
| | | 32 | 収入管訂正用振替元集計年月日 | | |
| | | 33 | 収入管訂正用振替元統計計上年月日 | | |
| | | 34 | 収入管訂正用振替元財務反映年月日 | | |
| | | 35 | 収入管訂正用振替元計上区分 | | |
| | | 36 | 収入管訂正用振替元歳入歳出区分 | | |
| | | 37 | 収入管訂正用振替元現繰区分 | | |
| | | 38 | 収入管訂正用振替元事由区分 | | |
| | | 39 | 収入管訂正用振替元新法適用フラグ | | |
| | | 40 | 収入管訂正用振替元補正有無区分 | | |
| | | 41 | 収入管訂正用振替元警告有無フラグ | | |
| | | 42 | 収入管訂正用振替元停止年度 | | |
| | | 43 | 収入管訂正用事業税調定欠損滞納金額 | | |
| | | 44 | 収入管訂正用特別税調定欠損滞納金額 | | |
| | | 45 | 収入管訂正用事業税納期内収入金額 | | |

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

収入管理事務ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|--------------------------|--|
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <p>【住民票の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法に基づき入手している。 ・督促状の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。 ・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。 ・また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。 ・交付された住民票の写しについては、督促状返戻調査票と突合し、受領管理を行っている。 <p>【本人確認情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法及び条例に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。 ・督促状の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。 <p>【各種証明・申請書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。 ・必要に応じて、入手の際の本人確認の措置として、「都税に関する証明等申請時の「本人確認」方法について」にて規定されている本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・郵送等の場合にも対応できるよう、ホームページに記載例を用意する等、記載誤りがないような体制づくりを図っている。 ・窓口の場合は申請・請求の目的や記載方法を改めて説明した上で内容を確認して書面の受付と本人確認を行い、郵送の場合は本人確認書類の写しの提出を求めている。 ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者IDや電子署名を使用する。なお、本人確認に使用する署名は、目的外の人の署名を添付する危険性はない仕様となっている。 <p>【収納データ・納入済通知書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書はあらかじめ納税者名が印字されているか、又は対象者以外の情報を記載することがないような書面様式となっており、指定金融機関及びpufure、地方税共通納税システムは納付書の記載内容に従って収納データを送信し、納入済通知書を回付する。 ・指定金融機関及びpufure、地方税共通納税システムとの契約書の中にて定められた対象者・対象項目の収納データのみを提供することと決められている。 <p>【口座振替依頼書・還付請求書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報を記載することがないような書面様式としている。 ・Web口座振替申込サービスにおいても、対象者以外の不必要な情報を入力することがないような画面となっている。 <p>【課税情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各税目等システムで入力された課税情報についての情報のみ入手することをシステムで制御している。 |
|--------------------------|--|

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> | <p>【住民票の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法に基づき、管理監督者の承認手続きを経た上で入手している。 ・住民票に記載される事項は、住民基本台帳法第7条に規定されている。 ・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。 ・また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。 ・交付された住民票の写しについては、督促状返戻調査票と突合し、受領管理を行っている。 <p>【本人確認情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法に規定されている本人確認情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。 ・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。 <p>【各種証明・申請書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。 ・必要に応じて、入手の際の本人確認の措置として、「都税に関する証明等申請時の「本人確認」方法について」にて規定されている本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・郵送等の場合にも対応できるよう、ホームページに記載例を用意する等、記載誤りがないような態勢づくりを図っている。 ・窓口の場合は申請・請求の目的や記載方法を改めて説明した上で内容を確認して書面の受付と本人確認を行い、郵送の場合は本人確認書類の写しの提出を求めている。 ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者IDや電子署名を使用する。 <p>【収納データ・納入済通知書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書はあらかじめ納税額が印字されているか、又は必要な情報以外が記載されないような書面様式となっている。 ・指定金融機関及びpufure、地方税共通納税システムとの契約書の中にて定められた対象者・対象項目の収納データのみを提供することと決められている。 <p>【口座振替依頼書・還付請求書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報を記載することがないような書面様式としている。 ・Web口座振替申込受付サービスにおいても、対象者以外の情報を入力することがないような画面項目としている。 <p>【課税情報】</p> <p>各税目等システムで入力された課税情報についての情報のみ入手することをシステムで制御している。</p> |
| <p>その他の措置の内容</p> | <p>—</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
|---------------------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p>【住民票の写し】 ・住民基本台帳法に基づき、管理監督者の承認手続きを経た上で入手している。 ・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定められたものを用いる。 また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。 ・交付された住民票の写しについては、督促状返戻調査票と突合し、受領管理を行っている。</p> <p>【本人確認情報】 静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。</p> <p>【各種証明・申請書類】 ・必要に応じて、入手の際の本人確認の措置として、「都税に関する証明等申請時の「本人確認」方法について」にて規定されている本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・郵送等の場合にも対応できるよう、ホームページに記載例を用意する等、記載誤りがないような体制づくりを図っている。 ・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、申請・請求の目的や記載方法を改めて説明した上で内容を確認して書面の受付と本人確認を行う。 ・郵送の場合は、都税事務所等の住所を明記して当該住所あてに送付するよう説明し、本人確認書類の写しの提出を求めている。 ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者IDや電子署名を使用する。</p> <p>【収納データ・納入済通知書】 都税の納付は、都税事務所や金融機関・郵便局、コンビニエンスストアなど、特定の機関でのみ受け付けることとなっている。</p> <p>【口座振替依頼書・還付請求書等】 ・何のための書面かを説明した上で申請等を受け付ける。 ・口座情報を入手する際は、還付対象となる過誤納の内容及び金額を明記した所定の様式を用いる。 ・Web口座振替申込受付サービスにおいても、サービス目的を説明した上で入力画面に遷移している。</p> <p>【課税情報】 適切な方法で入手することをシステムで制御している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク3: 入手した特定個人情報不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | <p>【住民票の写し】 各市区町村において本人確認が行われている。</p> <p>【各種証明・申請・口座振替依頼書・還付請求書等】 ・必要に応じて、入手の際の本人確認の措置として、「都税に関する証明等申請時の「本人確認」方法について」にて規定されている本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・対象者以外の情報、必要でない情報等を記載することができない書面様式としている。 ・郵送等の場合にも対応できるよう、ホームページに記載例を用意する等、記載誤りがないような態勢づくりを図っている。 ・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、申請・請求の目的や記載方法を改めて説明した上で内容を確認して書面の受付と本人確認を行う。 ・郵送の場合は、都税事務所等の住所を明記して当該住所あてに送付するよう説明し、本人確認書類の写しの提出を求めている。 ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者IDや電子署名を使用する。なお、本人確認に使用する署名は、目的外の人の署名を添付する危険性はない仕様となっている。 ・Web口座振替申込受付サービスについては、必要でない情報等を入力することができない画面構成としている。</p> <p>【収納データ・納入済通知書】 ・地方税法第20条の6の規定により第三者納付が認められており、納付時の本人確認は行っていない。</p> <p>【課税情報】 東京都主税局各税目主管課で本人確認済み。</p> |

| | |
|---|---|
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | <p>【住民票の写し】 入手する情報に個人番号が付与されないため、真正性確認は不要。</p> <p>【本人確認情報】 住民基本台帳ネットワークシステムから入手する個人番号については、各区市町村によって真正性確認が既に済んでいるため、入手時の確認は不要。</p> <p>【各種証明・申請・収納データ等・口座振替依頼書・還付請求書等】 現時点では、申請書・納付書等に個人番号欄を設置しないため、真正性確認は不要。</p> <p>【課税情報】 東京都主税局各税目等主管課で真正性確認済み。</p> |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | <p>・各税目システムでの入力に誤りがある場合、マニュアルにある手順・様式に基づき東京都主税局各税目等主管課で訂正を行う。</p> <p>・督促状の返戻調査時に新たな住所が判明すれば更新している。</p> |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【住民票の写し】 ・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。また、受け付けた書面については台帳等にて受付件数と処理件数を管理しているほか、鍵のかかるロッカーに施錠管理している。</p> <p>【本人確認情報】 ・外部に持ち出すことはなく、主税局執務室内に設置された端末から入手する。 ・住民基本台帳法及び「住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例」に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。 ・住民基本台帳法に規定されている本人確認情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。 ・督促状の返戻のあった納税義務者のみを対象としており、責任者の承認手続きを経た上で入手している。 ・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理・監督職の決裁を行っている。</p> <p>【各種証明・申請・口座振替依頼書、還付請求書等】 ・窓口の場合は本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送等の場合は都税事務所等の住所を明記して、当該住所宛てに送付するよう説明している。また、受け付けた書面については台帳等にて受付件数と処理件数を管理しているほか、鍵のかかるロッカーに施錠管理している。 ・電子申請及びWeb口座振替申込受付サービスで入力された情報についてのみ入手することをシステムで制御している。</p> <p>【収納データ・納入済通知書】 ・指定金融機関及びpufure、地方税共通納税システムの収納データはLGWAN又は専用線に準じた通信回線を使用し、仕様書にて定められた通信端末へ定められたレイアウトを基にデータ受信している。受信したデータはデータセンタ内で外部記録媒体を介し、税務総合支援システムに取り込んでいく。 ・指定金融機関は納入済通知書の搬送時において、施錠可能なトランク又はこれに類似するものを使用することが仕様書で定められており、施錠した容器を使用して搬送している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>税務総合支援システムは、誤操作のリスクに対する措置として、所定欄に所定形式でのみ特定個人情報をデータ登録できる仕組みをとっている。また、個人番号については、あて名管理システム(「地方税法の賦課・徴収事務(あて名管理)」(評価書番号14)を参照)にのみ登録できる仕組みをとっている。</p> | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | <p>【東京都デジタルサービス局所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号に係る共通基盤(団体内統合利用番号連携サーバ)は、ユーザIDにより利用者・個別業務システム(事務)等の単位でアクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者・個別業務システム(事務)等からは個人番号を利用できないアクセス制御を行っている。 <p>【税務総合支援システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務総合支援システムからデジタルサービス局所管の団体内統合利用番号連携サーバへの接続については、都税の賦課徴収事務のうち、特定個人情報の提供・照会事務に従事する者に限定して権限を付与することにより、正当な権限のない者の利用を防止する。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 税務総合支援システムでは、税務事務に係るデータのみを保有しているため、税務事務以外の情報と紐付けることはできない。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> 税務総合支援システムを使用する職員に対して、職員ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 パスワードは90日に1度変更しなければならず、システム上も、同頻度でのパスワード変更を利用の必須条件としている。 操作内容は、システム稼働当初から現在に至るまで操作ログとして保管されており、いつどのIDでログインしたのかを把握できるようにしている。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 人事担当部署が職員の異動情報を把握又は公表次第、異動情報をシステム管理部署へ連絡している。これに基づき、システム管理部署が各ユーザIDに必要な権限を付与・削除している。 |
| アクセス権限の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> アクセス権限については、システム管理部署が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、システムの機能ごとに「更新・参照可」、「参照のみ可」、「更新・参照不可」の権限を設定している。 設定に際しては、サブシステム所管部署より権限設定申請を受領し、システム管理部署での承認を経て申請内容をシステムへ反映している。 設定済の内容については、毎年度末に見直しを行うことにより、付与する権限に過不足が生じないようにしている。 権限に変更を加えた際には、システム管理部署が権限設定状況を示した一覧表を更新することにより、どの部署にどのような権限が設定されているのかを把握できるようにしている。 年に1度、全ての権限について打鍵テストを行い、権限設定が正しく行われていることを確認している。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | システムの全操作履歴(ユーザID、操作時間、操作内容等)を記録している。データベースに関しては、どのユーザIDで、どの情報にアクセスし、抽出したのかを記録し、この記録を保存している。なお、当該操作履歴はシステム利用者がアクセスすることはできず、改ざん防止を図っている。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | |
|--|--|
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しを禁止している。 ・税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持出しができないようにしている。 ・税務総合支援システムは、当該システムの専用端末以外では使用することができないよう対策が講じられている。 ・不正持出しの抑制手段として、全操作履歴を記録することによる監視を行っている。 ・外部持出しが必要な際には専用ソフトを用いてデータを暗号化しており、パスワード入力による暗号解除を行わない限り参照することができない。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・税務総合支援システム内の特定個人情報ファイルは、税務総合支援システム端末以外から閲覧することができない。 ・税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限し、情報資産の持出しができないようにしている。ただし、規定等に基づき、情報資産を外部へ持ち出す必要がある場合については、当該規定及びサブシステム所管部署の申請に基づき、情報資産の持出しを可能としている。この際には、例外的に外部記録媒体の使用が許可されている端末により、システム管理部署がデータの移行を実施している。 ・ハードコピー等の紙資料については、取扱いに細心の注意を払うよう、研修や自己点検表等により注意喚起している。 ・業務において必要な範囲を超えての作成を禁止している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・入力した情報について、職員間でのダブルチェック等を行い、正確性を確保している。 ・特定個人情報ファイルについては、インターネットと接続している端末に転記・保存することのないよう規定し、研修等で職員に周知した上、定期的な再点検や監査を実施している。 ・税務総合支援システムは、クローズドネットワーク、ネットワークへの接続を許可された専用端末以外からのアクセス不可、時間外使用不可、業務ごとに付与された権限外での使用不可、データ書き出し制限等、システムそのものに強力なセキュリティ対策を施すことで、不正使用のリスク対策を講じている。 ・ネットワークへのアクセスを許可されていない端末の不正接続について、常時監視を行っている。 ・不正使用を未然に防ぐため、毎年実施する研修で上記作業を行うことについて職員に周知している。 ・不正使用の疑いがある場合には、操作ログの確認を行っている。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|--|-----------|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | <p>【委託事項1・2・5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託契約で下記事項を規定している。 <ol style="list-style-type: none"> 責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所の提出 業務従事者への遵守事項の周知及び実施報告の提出 再委託の承諾申請の提出 作業担当者の名簿の提出 等 委託先がプライバシーマーク等を保有していることを確認している。 <p>【委託事項3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先が倉庫業法第3条による登録を受けた事業者であること、貨物自動車運送事業法第3条による一般貨物運送事業の許可を受けた事業者であること、プライバシーマークを取得していることを確認している。 保管をISMS(環境セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度の認証を受けている施設において行うことを確認している。 <p>【委託事項4】</p> <p>現場を総括する業務責任者を選任し委託元に届け出る旨を、委託契約で規定している。</p> | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | <p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p> | |
| 具体的な制限方法 | <p>【委託事項1・5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、使用する期間のみ有効とし、有効期間が経過した場合には当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できないようにしている。 <p>【委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、該当委託先はサーバ管理のみ使用するため、当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できないようにしている。 <p>【委託事項3】</p> <p>委託契約で下記事項を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託業務を除き、作業員には正社員を充て、委託者の求めに応じて作業員の身分を証する書面等を提出する。 <p>【委託事項4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託契約で、一連の業務を委託先が自ら行うことを規定している。 搬入された箱は開封することなく処理することを委託契約で規定しているため、特定個人情報ファイルの閲覧・更新のおそれはない。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | <p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p> | |
| 具体的な方法 | <p>【委託事項1・2・5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設された保管庫等での管理、管理状況の記録、管理記録の報告等を委託契約で規定している。 システムの全操作履歴(ユーザID、操作時間、操作内容等)を記録している。データベースに関しては、いつどの情報にアクセスし、抽出したのかが記録されている。また、操作履歴データは、アクセス制御・暗号化により改竄や削除ができないようにしている。 <p>【委託事項3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規預入れ、保管、配送、返却、解約及び廃棄処理実績について、内訳書を毎月提出する。 <p>【委託事項4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業完了後、委託先と委託元の双方が箱数の確認印を押印した「作業数量確認書」を作成し、毎月委託元へ提出することを委託契約で規定している。 処理完了後、溶解証明書を毎月委託元へ提出することを委託契約で規定している。 | |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について委託契約で規定している。 |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>【委託事項1・2】 ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、委託契約で規定している。 ・データセンタは監視カメラ及び有人による監視を行っているとともに、入室に際してはICカード及び静脈認証を必要とし、持ち込む媒体・機器を制限する等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p> <p>【委託事項3】 委託契約で下記事項を規定している。 ・配送及び引取りは、施設可能なコンテナ車を使用する。 ・配送及び引取りの際は、従事する作業員は写真付き証明書(社員証等)を提示するとともに、委託元職員に対して配送及び引取りの事実を証する書面を交付する。</p> <p>【委託事項4】 委託契約で下記事項を規定している。 ・引渡しの際、委託元に身分証明書を提示し、確認を受ける。 ・運搬にあたっては、荷台を施錠するとともに、委託元職員が随行する。 ・委託先作業員は、一連の作業の際、運搬車から離れてはならず、作業においては文書保存箱の内容物を一片たりとも散逸、抜取り等してはならない。 ・搬入された箱はほかの場所に一時保管することなく直ちに処理を開始し、その日のうちに処理を終える。</p> <p>【委託事項5】 ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止等について委託契約で規定している。</p> |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>【委託事項1】 ・契約履行完了後に当該委託業務に係る情報を全て消去することを、委託契約で規定している。 ・消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等については報告書類にて確認している。</p> <p>【委託事項2】 ・管理するサーバ内の特定個人情報は、適宜消去することとしている。</p> <p>【委託事項3】 以下について委託契約で規定している。 ・廃棄処理は、秘密が漏えいすることのないよう、箱ごと溶解する方法で行う。 ・廃棄処理の実施にあたっては、事前に、委託元と委託先とで協議の上、実施計画を定める。 ・都職員の要求があった場合には、廃棄処理への立会いを認める。 ・廃棄処理を終了したときは、速やかに委託元の担当者に報告し、後日廃棄処理の完了届を提出する。</p> <p>【委託事項4】 委託契約で下記事項を規定している。 ・搬入された文書保存箱を開封することなく直接溶解槽に投入し、処理する。 ・処理に際して、委託元職員の立会いを認める。 ・機械トラブル等やむを得ない理由により箱を開封する必要がある場合は、委託元の監視のもとで開封する。この場合、内容物を直ちに溶解槽に投入し、一片たりとも散逸、抜取り等してはならない。 ・処理完了後、溶解証明書を毎月委託元へ提出する。</p> <p>【委託事項5】 消去は行わない。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <p>【委託事項1・2】 ・委託契約で下記事項を規定している。 (1)プログラム、データ等が格納されたサーバ及び端末機器等は、適切なアクセス権限を設定すること。 (2)外部記憶媒体でやり取りするプログラム、データ等は、最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトでチェックすること。 (3)セキュリティ監査を実施する際は協力すること。 (4)委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告すること。</p> <p>【委託事項3】 ・目的外使用の禁止、情報の保管及び管理 等</p> <p>【委託事項4】 ・目的外使用及び第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、再委託の禁止、誓約書の提出 等</p> <p>【委託事項5】 ・委託契約で下記事項を規定している。 (1)目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、実地調査の実施 (2)委託先の担当者名簿の提出 (3)委託の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。 (4)契約書及び仕様書の内容を遵守する旨記載した誓約書を提出すること。</p> | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | <p>【委託事項1・2】 ・委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件を再委託先においても課している。 ・委託元が再委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。 ・委託先が再委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく報告させている。</p> <p>【委託事項3】 ・再委託先への特定個人情報ファイルの受渡し、廃棄作業時に委託元が立合っている。</p> <p>【委託事項4・5】 再委託について禁止している。</p> | |
| その他の措置の内容 | ・委託に関する契約書や仕様書及び受託者から受領する誓約書等の書類については、文書等の取扱いに関する規定の保存期間に基づき保管している。 ・委託先に対し、作業場所へ業務に関係ない物の持込みを禁止する。 | |
| リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [O] 提供・移転しない |
|---|-----|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [○] 接続しない(入手) | [○] 接続しない(提供) |
|---|-----|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|---------------|--|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p>【紙媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。 ・文書の預入れを行う場合の保管倉庫は、地盤が強固で、海拔が高く、河川、池沼、運河、ため池等に隣接せず、近隣に危険物貯蔵倉庫及び工場がなく、人口及び建築物の密集地域ではない場所に建設している。 ・上記保管倉庫は、専用保管庫として設計された耐震・耐火構造を備えた堅固な建築物であり、外部からの侵入を防ぐための人的及び施設的管理体制(警備員による警備、監視カメラ、警報装置、赤外線センサー等)を備え、入退室は権限のある者のみ可能とし、入退室の記録をとり、一定期間保管している。 <p>【税務総合支援システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタは監視カメラ及び有人による監視を行っているとともに、入室に際してはICカード及び静脈認証を必要とし、持ち込む媒体・機器を制限する等、厳重なセキュリティ対策を行っている。 <p>【外部記録媒体】</p> <p>納付情報及び口座情報ファイルに特定個人情報の保存はない。</p> |
| ⑥技術的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p>【税務総合支援システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限し、予期しないデータの取込み及び持出しができないようにしている。また、データベースは税務総合支援システム端末以外から閲覧できないようにしている。 ・サーバ、端末等の機器にはウイルス対策ソフトを適用するとともに、パターンファイルの更新を定期的に行うことにより、ウイルス感染を防止している。さらに、税務総合支援システムはクロードネットワークにより運用されており、外部ネットワークから接続できないようになっている。なお、税務総合支援システムと外部システム間のデータ授受は、局内のシステム管理者が認めるセキュリティの確保された場所、回線及び送受信端末の環境下でのみ、外部記録媒体を用いて行っている。 |
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生あり] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

その内容

- ①令和2年8月21日に東京都人権プラザにおいて開催した「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ」展のメディア向けカンファレンスの動画配信案内を(公財)東京都人権啓発センターの行事案内希望者に対して送付する際、事務担当者が誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力して発信したため、個人情報流出する事故が発生した。
- ②令和3年1月に東京都電子調達システムにより印刷物の契約案件を公表した際、印刷物の配布先となる町会名のみを公表するところ、誤って中野区内の町会の代表者の氏名、住所及び電話番号を1月28日から2月3日までの間、公表してしまった。
- ③令和3年3月、助成金返還事務のためにワンビシより取り寄せていた平成29年度教育助成金調査票(B表)の返却手続きを行った際、段ボール二箱分がないことが発覚した。当該段ボール箱は執務室内の空きスペースにて保管していた。
- ④令和3年7月、都のインターンシップ関連イベントに係る告知メールを送信する際、都が過去に出展した民間企業主催の就職イベント参加者及び当該企業に対して都関連の採用情報の提供を希望した者のメールアドレスを、BCC欄ではなく宛先欄に入力して一斉に送信したため、個人情報流出する事故が発生した。
- ⑤令和3年9月、東日本大震災都内避難者向けに作成する「都内避難者の皆様への定期便」の一部について、送付業務の受託者が誤って本人以外の避難者の宛名を記載して発送してしまい、氏名が流出する事故が発生した。
- ⑥令和3年12月、都営住宅の毎月募集の申込者に対して、東京都住宅供給公社において、抽せん番号をお知らせする郵便はがきを発送する準備を行い、料金別納で郵便局に持ち込みを完了したつもりであったが、後日、郵便局に確認したところ、持ち込まれたことを示す書類がないことが判明した。申込者に電話で確認したところ、郵便はがきが届いていることを確認できなかったため、申込者の氏名、住所等が記載されたはがきを紛失する事故が発生した。
- ⑦令和4年5月、指定管理者が運営する東京都現代美術館において、ミュージアムショップ運営の受託事業者スタッフが、展覧会図録を予約した顧客へ一斉に案内メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、宛先欄に入力して発信した。
- ⑧令和4年5月、都の技能検定試験に関する業務を行う東京都職業能力開発協会において、技能検定試験に関する通知を外国人技能実習の監理団体に対してメールで送付する際、事務担当者が誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力し、一斉送信した。
- ⑨令和4年5月、就学支援金事務の受託者である東京都私学財団が、就学支援金の基礎データをCD-Rに情報を保存し、対象高等学校等宛で一斉に送付したところ、そのうち1校において、他校の受給者に関する情報が含まれていることが判明した。
- ⑩令和4年5月、都の医療機器産業への参入支援事業の受託者が、事業に関するイベントを案内するメールマガジンを送付する際、宛先欄に複数のメールアドレスを入力し、送信してしまった。同社の配信システムは、1名分のメールを送信した後、宛先欄のメールアドレスが自動で次の1名のアドレスに上書き処理されるプログラムが組まれていたが、プログラムの改修ミスにより、メールアドレスが上書きではなく追記されて送信されていた。
- ⑪令和4年10月、東京都陽性者登録センターの運営受託者が、医療機関で新型コロナウイルス陽性の診断を受け、センターに登録申請を行った複数の患者への登録完了メールを、送付先アドレスが全て入れ替わったまま送信してしまった。
- ⑫令和4年12月、労働力調査の統計調査員に対して連絡事項をメールした際、BCC欄に入力して送るべきところを宛先欄に入力し、一斉送信した。

再発防止策の内容

①団体に対し、外部へ一斉送信する際は、メールアドレスをBCC欄に入力すべきことと、メール送信前に、複数の職員で宛先の確認作業を必ず行うことを、職員全員に改めて周知徹底するとともに、組織としての検証を行い、再発防止策を検討するよう指導した。

②(1)事務フローの見直し

・起工部署の事務フローを、別紙1のとおり見直し、周知徹底を図る。
・契約部署は、着手起案作成時及び発注図書登録時、電子調達システムに、起工部署から提出されたPDFデータを公表前の登録を行ってから印刷した上で、契約依頼文書に添付された仕様書と照合し、一致していることを確認する。また、この確認方法について、令和元年12月19日付経理部契約課長事務連絡「契約事務に係る情報漏えい等の防止策について」により配布されたチェックリストに追記した。

(2)臨時支所コンプライアンス推進委員会の開催

臨時支所コンプライアンス推進委員会を開催し、再発防止に向け、上記事務フローの見直しの周知徹底を図った。

③(1)個人情報の重要性を再確認し、高い危機意識をもって個人情報の適正な管理・運用を図るよう、改めて基本的な取扱いルールの徹底を図る。

(2)書類の所在及び処理状況が明確に分かるような管理方法の整備や、文書廃棄の際の事務処理手順の整備など、書類管理の徹底に向けた仕組みの構築を図る。

④(1)局内全職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、二度と同様の事故を起こさないよう、情報セキュリティ対策の確認を徹底する。

(2)外部の複数の宛先に対してメールを送信する場合、「BCC」欄に入力するとともに、送信前に複数の職員によるチェックを徹底する。

⑤これまで実施してきた委託事業者への発送完了時の確認のほか、委託事業者職員による宛名、住所の複数チェック等、発送作業での確認作業を確実に実施させるとともに、都においても個人情報を含む情報の適切な取扱いについて、さらなる徹底を図り、再発防止に努める。

⑥(1)スケジュールの情報共有と進行管理の徹底

発送に関わる者を含め、課全員が発送スケジュールや作業進捗状況を把握・共有する。また、管理監督職が発送作業の進捗管理を密に行うことで発送遅延や発送漏れを直ちに把握できるようにする。

(2)発送前後の確認体制の見直し

当日発送すべき郵便物が揃っているか、発送を担当している係全体でチェックする。発送担当者は、郵便局からの領収証を運搬業者から受け取った後に、発送物作成担当者に引き渡す。発送物作成担当者は、領収証等に担当課長代理・課長の確認押印を受ける。

(3)紛失リスクの解消

発送予定日前にはがきが納品された場合であっても、その日のうちに郵便局へ持ち込み、はがきを長期間執務室に滞留させないようにする。

⑦(1)ミュージアムショップにおいて、本社セキュリティインシデント統括部と連携して、個人情報取り扱い、情報管理体制の改善を行う。

(2)特に複数人へのメール送信に際してはダブルチェックを徹底する。

(3)現代美術館全委託業者に、適切な個人情報等の取扱い及び情報管理を徹底するよう指示する。

(4)財団が管理運営する各施設にも本事案を共有し、個人情報を含む情報の適切な管理を徹底する。

⑧(1)個人情報の取扱い及び情報管理の徹底等について周知するとともに、職員全員に臨時研修を速やかに実施

(2)誤送信防止に向けたシステムの導入(ダイアログの自動表示など)

(3)複数人チェックなど基本的対策の徹底

⑨チェック機能を再検証し、全日制等と同様の仕組みを通信制にも直ちに導入するほか、事務フローの再構築を行い、再発防止に努める。そのうえで、本件を財団内で広く共有させ、個人情報の取扱い全般についてハード・ソフトの両面から厳しく見直すとともに、職員の意識向上を図っていく。また、都の実施機関においても個人情報の適正な管理とサイバーセキュリティ対策について改めて確認を行う。

⑩(1)システムの改善

メールマガジンの配信は、これまで「TO」により自動で1件ずつ送信がされる仕組みであったが、一括メール送信においては送信者アドレスを全て「BCC」に入れるようシステム改修を行う。

(2)システム会社における確認体制の強化

開発前にシステム会社を実施する、影響調査・テスト内容等について、これまでの2名体制によるダブルチェックから、システム会社のプロジェクトマネージャーも加えることとし、確認した内容を報告させて承認する運用へ見直す。

(3)受託者における確認体制の強化

システム会社のテスト結果の確認にあたっては、テストの証跡情報の提出を求め、内容の確認を行うとともに、受託者での運用テストでは要件定義とも照らした確認を担当だけでなく管理職も実施することにより徹底する。

⑪受託事業者に対して厳正に指導し、登録完了メール送信作業のチェック体制を強化させる。

⑫(1)部コンプライアンス推進委員会の臨時開催

・メール送信時のダブルチェックを徹底させるため、個人情報等の取扱いに係るチェックリストの全職員での点検により注意を喚起、情報管理を再徹底する。

・あわせて、最近の事故事案の事例を周知するなど、事故の再発予防を進める。

(2)定期的な事故防止意識の醸成

統計調査員を含む全職員を対象に、各所属長や指導員から情報セキュリティや感染拡大防止等に関する指導を定期・継続的に行い、危機意識の醸成等を図る。

| | | |
|---|---|--|
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] | <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない |
| 具体的な保管方法 | 生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。 | |
| その他の措置の内容 | バックアップデータについても、システムで使用している元データと同様の方法にて安全管理措置を実施している。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者から提出を受けた申告書等に記載された住所等に更新する。 ・納税通知書等の返戻調査時等に新たな住所が判明すれば更新している。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | |
| 消去手順 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 手順の内容 | <p>【紙媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄等に関する規定に基づき、保存期間経過後、職員の立会いのもとで溶解等により廃棄を行っている。運搬・廃棄にあたっては、委託先から適切に処理する旨の誓約書を徴取している。また、廃棄後にすべての書類等を廃棄したことを示す溶解証明を徴取している。 ・軽易な文書(資料文書)については、事務遂行上必要な期間の終了する日をもって随時に廃棄を行っている。 <p>【税務総合支援システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税から収入までの一連のサイクルを完了した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき、委託先によるバッチ処理により削除している。 | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>文書の保管契約、文書廃棄の溶解処理に係る運搬契約、文書廃棄の溶解処理契約において、「公文書等を一片たりとも散逸及び抜き取ることなく、またその内容や知り得た事項を外に漏らさず契約書の内容を厳守して処理を行う」旨の誓約書を委託業者から徴取するとともに、仕様書において、文書の安全管理や秘密の保護、作業方法、業者の資格等様々な条件を定め、リスクに対する措置を行っている。</p> | | |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | |
|-----------------|--|
| ①自己点検 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的なチェック方法 | サイバーセキュリティ責任者・個人情報管理責任者・特定個人情報管理責任者及び全職員は、毎年度1回以上、点検表に基づき、職場の文書管理、情報セキュリティ及び個人情報安全管理に関する点検を行っている。 点検結果については、主税局サイバーセキュリティ委員会へ報告している。 |
| ②監査 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な内容 | 1. 内部監査 以下の観点で内部監査人による特定個人情報保護監査を所属ごとに3年に1回実施している。 ・自己点検結果の確認 ・情報資産台帳・情報処理機器等の保有状況簿の確認 ・情報資産の保管・持ち出し等に係る帳票等の確認 ・執務室の視察 2. 外部監査 以下の観点で、税務総合支援システム等を対象とした外部監査人による監査を2年に一度実施している。 ・サーバ機器等に対する脆弱性診断 ・セキュリティポリシー遵守や運用管理体制に関するヒアリング また、Web口座振替サービスについても、委託仕様書において「都から「情報セキュリティ脆弱性診断」への協力要請があった場合は、診断可能な状態とする等の協力を行うこと」としている。 |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | 全職員を対象にサイバーセキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。 ・毎年の悉皆研修 ・個人端末からアクセスするeラーニング研修(理解度が基準に達しないと修了できない) ・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修 なお、未受講者については、翌年度同様の研修を受講させている。また、eラーニングについては、システムにより受講管理を実施し、未受講者に受講を促すことで、未受講者が出ないようにしている。 |
| 3. その他のリスク対策 | |
| — | |

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 東京都主税局徴収部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階南側 03-5388-3022 |
| ②請求方法 | 法令等で定める様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| 特記事項 | 請求方法、様式等について東京都公式ホームページ上で分かりやすく表示。 |
| ③手数料等 | [有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 納付書により、実費相当分(10円/1枚)の手数料を納付する。) |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 収入管理事務ファイル |
| 公表場所 | 東京都総務局総務部情報公開課 |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 東京都主税局徴収部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階南側 03-5388-3022 |
| ②対応方法 | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|--|
| ①実施日 | 令和6年2月9日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 東京都公式ホームページにおいて、全項目評価書を公開し、郵送及び電子メールにて意見を受け付けた。 |
| ②実施日・期間 | 令和5年10月31日(火)から同年11月29日(水)までの30日間 |
| ③期間を短縮する特段の理由 | 期間短縮なし |
| ④主な意見の内容 | 意見なし |
| ⑤評価書への反映 | なし |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | 令和5年12月1日(金)から令和6年1月17日(水)まで |
| ②方法 | 東京都情報公開・個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会において点検を受けた。 |
| ③結果 | 以下の答申を受けた。 本評価書案を点検したところ、地方税の徴収事務(収入管理)における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。 |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和5年7月11日 | (別添2)ファイル記録項目(30)~(32) | | 前回のPIA以降追加されたマスタについて新たにファイル記録項目(30)~(32)を作成(Web口座振替受付情報マスタ、延滞金計算用マスタ、延滞金調定異動履歴、財務・滞納票計上済(特別法人事業税適用)集計マスタ、地方法人特別税特別法人事業税訂正マスタ) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月11日 | (別添2)ファイル記録項目(10) | 18口座異動履歴、19口座管理マスタ | Web口座振替開始により項目を追加したため更新した。 | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月11日 | (別添2)ファイル記録項目(20) | 35電子納税納付情報EUCマスタ | 調定同時収入未到来フラグを追加したため更新した。 | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月11日 | (別添2)ファイル記録項目(25) | 44分納管理表EUCマスタ | 換価猶予フラグ、換価猶予名称を追加したため更新した。 | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月11日 | (別添2)ファイル記録項目(27) | 48連納者情報マスタ | 連納者同一人確認フラグを追加したため更新した。 | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | II 4. 委託事項3、7 | (「委託事項3、7」に係る全項目) | (すべて削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | II 4. 委託事項2 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | 株式会社NTTデータ | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | III 3. リスク1 | <p>【東京都戦略政策情報推進本部所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号に係る共通基盤(団体内統合利用番号連携サーバ)は、ユーザIDにより利用者・個別業務システム(事務)等の単位でアクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者・個別業務システム(事務)等からは個人番号を利用できないアクセス制御を行っている。 <p>【税務総合支援システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務総合支援システムから戦略政策情報推進本部所管の団体内統合利用番号連携サーバへの接続については、都税の賦課徴収事務のうち、特定個人情報の提供・照会事務に従事する者に限定して権限を付与することにより、正当な権限のない者の利用を防止する。 | <p>【東京都デジタルサービス局所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号に係る共通基盤(団体内統合利用番号連携サーバ)は、ユーザIDにより利用者・個別業務システム(事務)等の単位でアクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者・個別業務システム(事務)等からは個人番号を利用できないアクセス制御を行っている。 <p>【税務総合支援システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務総合支援システムからデジタルサービス局所管の団体内統合利用番号連携サーバへの接続については、都税の賦課徴収事務のうち、特定個人情報の提供・照会事務に従事する者に限定して権限を付与することにより、正当な権限のない者の利用を防止する。 | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | III 3. リスク2 ユーザ認証の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 税務総合支援システムを使用する職員に対して、職員ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 パスワードは3ヶ月に1度変更しなければならず、システム上も、同頻度でのパスワード変更を利用の必須条件としている。 操作内容は、システム稼働当初から現在に至るまで操作ログとして保管されており、いつどのIDでログインしたのかを把握できるようにしている。 | <ul style="list-style-type: none"> 税務総合支援システムを使用する職員に対して、職員ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 パスワードは90日に1度変更しなければならず、システム上も、同頻度でのパスワード変更を利用の必須条件としている。 操作内容は、システム稼働当初から現在に至るまで操作ログとして保管されており、いつどのIDでログインしたのかを把握できるようにしている。 | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | III 3. リスク3 リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 「東京都特定個人情報の保護に関する条例」で目的外利用は禁止されている。 局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しを禁止している。 これらを担保する手段として、上記条例等を研修や自己点検表等で職員へ周知するとともに、税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持ち出しができないようにしている。 税務総合支援システムは、当該システムの専用端末以外では使用することができないよう対策が講じられている。 不正持出しの抑制手段として、全操作履歴を記録することによる監視を行っている。 外部持出しが必要な際には専用ソフトを用いてデータを暗号化しており、パスワード入力による暗号解除を行わない限り参照することができない。 | <ul style="list-style-type: none"> 局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しを禁止している。 税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持ち出しができないようにしている。 税務総合支援システムは、当該システムの専用端末以外では使用することができないよう対策が講じられている。 不正持出しの抑制手段として、全操作履歴を記録することによる監視を行っている。 外部持出しが必要な際には専用ソフトを用いてデータを暗号化しており、パスワード入力による暗号解除を行わない限り参照することができない。 | 事前 | 実態に合わせて修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------|--|------------------------|------|-----------|
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 情報保護管理体制の確認 | <p>【委託事項1・2・3・6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約で下記事項を規定している。 <ul style="list-style-type: none"> (1)責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所の提出 (2)業務従事者への遵守事項の周知及び実施報告の提出 (3)再委託の承諾申請の提出 (4)作業担当者の名簿の提出 等 ・委託先がプライバシーマーク等を保有していることを確認している。 <p>【委託事項4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先が倉庫業法第3条による登録を受けた事業者であること、貨物自動車運送事業法第3条による一般貨物運送事業の許可を受けた事業者であること、プライバシーマークを取得していることを確認している。 ・保管をISMS(環境セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度の認証を受けている施設において行うことを確認している。 <p>【委託事項5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場を総括する業務責任者を選任し委託元に届け出る旨を、委託契約で規定している。 <p>【委託事項7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約で下記事項を規定し、確認している。 <ul style="list-style-type: none"> (1)仕様書の規定を遵守する旨を記載した誓約書の提出 (2)作業担当者の名簿(ユーザID管理簿)の提出 ・委託先がプライバシーマーク等を保有していることを確認している。 ・委託元が委託先に対して実地調査を行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。 | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | <p>【委託事項1・6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、使用する期間のみ有効とし、有効期間が経過した場合には当該ユーザIDでは特定個人情報ファイル閲覧できないようにしている。 <p>【委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、該当委託先はサーバ管理のみ使用するため、当該ユーザIDでは特定個人情報ファイル閲覧できないようにしている。 <p>【委託事項3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の全体関連図・体制図の作成、秘密の保持、目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止、作業場所以外への持ち出し禁止、情報の保管及び管理等を委託契約で規定している。 <p>【委託事項4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託契約で下記事項を規定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・再委託業務を除き、作業員には正社員を充て、委託者の求めに応じて作業員の身分を証する書面等を提出する。 <p>【委託事項5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約で、一連の業務を委託先が自ら行うことを規定している。 ・搬入された箱は開封することなく処理することを委託契約で規定しているため、特定個人情報ファイルの閲覧・更新のおそれはない。 | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | <p>【委託事項7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、委託業務を遂行する上で必要最小限の閲覧権限のみ付与しており、更新権限は付与していない。また、当該IDは、委託先の各職員が業務に携わる期間のみ有効としている。 | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------|--|------------------------|------|-----------|
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | <p>【委託事項1・2・6・7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設された保管庫等での管理、管理状況の記録、管理記録の報告等を委託契約で規定している。 ・システムの全操作履歴(ユーザID、操作時間、操作内容等)を記録している。データベースに関しては、いつどの情報にアクセスし、抽出したのかが記録されている。また、操作履歴データは、アクセス制御・暗号化により改竄や削除ができないようにしている。 <p>【委託事項4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規預入れ、保管、配送、返却、解約及び廃棄処理実績について、内訳書を毎月提出する。 <p>【委託事項5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業完了後、委託先と委託元の双方が箱数の確認印を押印した「作業数量確認書」を作成し、毎月委託元へ提出することを委託契約で規定している。 ・処理完了後、溶解証明書を毎月委託元へ提出することを委託契約で規定している。 | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 特定個人情報の提供ルール | <p>【委託事項1・2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、委託契約で規定している。 ・データセンタは監視カメラ及びび有人による監視を行っているとともに、入室に際してはICカード及び静脈認証を必要とし、持ち込む媒体・機器を制限する等、厳重なセキュリティ対策を行っている。 <p>【委託事項3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、委託元による実地調査及び指導、データ受領について委託元及び維持管理業者と協議のうえ決定すること等を委託契約で規定している。 <p>【委託事項4】</p> <p>委託契約で下記事項を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配送及びび引取りは、施設可能なコンテナ車を使用する。 ・配送及びび引取りの際は、従事する作業員は写真付き証明書(社員証等)を提示するとともに、委託元職員に対して配送及びび引取りの事実を証する書面を交付する。 <p>【委託事項5】</p> <p>委託契約で下記事項を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しの際、委託元に身分証明書を提示し、確認を受ける。 ・運搬にあたっては、荷台を施設するとともに、委託元職員が随行する。 ・委託先作業員は、一連の作業の際、運搬車から離れてはならず、作業においては文書保存箱の内容物を一片たりとも散逸、抜取り等してはならない。 ・搬入された箱はほかの場所に一時保管することなく直ちに処理を開始し、その日のうちに処理を終える。 | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 特定個人情報の提供ルール | <p>【委託事項6・7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止等について委託契約で規定している。 | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 特定個人情報の消去ルール | <p>【委託事項1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約履行完了後に当該委託業務に係る情報を全て消去することを、委託契約で規定している。 ・消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等については報告書類にて確認している。 <p>【委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理するサーバ内の特定個人情報は、適宜消去することとしている。 <p>【委託事項3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票納品後10日以内にデータの削除を実施している。 ・削除したデータや削除した日付等については報告書類にて確認している。 <p>【委託事項4】</p> <p>以下について委託契約で規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄処理は、秘密が漏えいすることのないよう、箱ごと溶解する方法で行う。 ・廃棄処理の実施に当たっては、事前に、委託元と委託先とで協議の上、実施計画を定める。 ・都職員の要求があった場合には、廃棄処理への立会いを認める。 ・廃棄処理を終了したときは、速やかに委託元の担当者に報告し、後日廃棄処理の完了届を提出する。 | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------------|--|------------------------|------|-----------|
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 特定個人情報の消去ルール | <p>【委託事項5】 委託契約で下記事項を規定している。 ・搬入された文書保保存箱を開封することなく直接溶解槽に投入し、処理する。 ・処理に際して、委託元職員の立会いを認める。 ・機械トラブル等やむを得ない理由により箱を開封する必要が生じた場合は、委託元の監視のもとで開封する。この場合、内容物を直ちに溶解槽に投入し、一片たりとも散逸、抜取り等してはならない。 ・処理完了後、溶解証明書を毎月委託元へ提出する。</p> <p>【委託事項6】 消去は行わない。</p> <p>【委託事項7】 ・委託業務に関して委託先が取り扱う資料等が不要になった場合は、委託元に当該資料等を引き渡すこととし、委託先の判断で処分することを禁止している。また、電子データについては、閲覧のみ可能としているため、更新及び消去を行うことはない。</p> | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | <p>【委託事項1・2】 ・委託契約で下記事項を規定している。 (1)プログラム、データ等が格納されたサーバ及び端末機器等は、適切なアクセス権限を設定すること。 (2)外部記憶媒体でやり取りするプログラム、データ等は、最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトでチェックすること。 (3)セキュリティ監査を実施する際は協力すること。 (4)委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告すること。</p> <p>【委託事項3】 ・委託契約で下記事項を規定している。 (1)目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、委託元による実地調査及び指導。 (2)委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告すること。 (3)委託業務で特定個人情報を取り扱う際、ネットワークや端末等の機器、機器が設置してある部屋等について、どのようなセキュリティ対策を講じるかを報告すること。</p> <p>【委託事項4】 ・目的外使用の禁止、情報の保管及び管理等</p> <p>【委託事項5】 ・目的外使用及び第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、再委託の禁止、誓約書の提出等</p> | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | <p>【委託事項6】 ・委託契約で下記事項を規定している。 (1)目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、実地調査の実施 (2)委託先の担当者名簿の提出 (3)委託の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。 (4)契約書及び仕様書の内容を遵守する旨記載した誓約書を提出すること。</p> <p>【委託事項7】 ・委託契約で下記事項を規定している。 (1)契約解除後及び期間満了後を含め、受託業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。 (2)委託元が提供する一切のデータ、資料等を委託業務以外の目的で利用、複写、複製及び持ち出しをしないこと。 (3)特定個人情報を第三者に提供しないこと。 (4)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「東京都特定個人情報の保護に関する条例」の規定を遵守すること。 (5)契約書及び仕様書の内容を遵守する旨記載した誓約書を提出すること。</p> | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |
| 令和5年7月19日 | Ⅲ4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | <p>【委託事項1・2】 ・委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件を再委託先においても課している。 ・委託元が再委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。 ・委託先が再委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく報告させている。</p> <p>【委託事項3】 再委託を実施していない。</p> <p>【委託事項4】 ・再委託先への特定個人情報ファイルの受渡し、廃棄作業時に委託元が立合っている。</p> <p>【委託事項5・6・7】 再委託について禁止している。</p> | (【委託事項3】【委託事項7】について削除) | 事前 | 実態に合わせて修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和5年8月1日 | (別添1)事務内容 | ④徴収猶予申告書を電子申請(東京共同電子申請・届出サービス)で受け付ける。受け付けた申請情報は、端末からプリントアウトする。 | ④徴収猶予申告書を地方税ポータルシステム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)を通して受け付ける。受け付けた申請情報は、端末からプリントアウトする。 | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月1日 | (別添1)事務内容 | ⑮納税者から各種証明(納税証明、自動車税納税証明書(継続検査等用)、都税について滞納処分を受けたことのないことの証明、酒類製造販売の免許申請のための証明)発行の申請を窓口・郵送で受け付ける。【一部委託事項⑦】 ⑯税務総合支援システム(収入管理システム)を使用し、各種証明書を窓口・郵送で受け付ける。【一部委託事項⑦】 | ⑮納税者から各種証明(納税証明、自動車税納税証明書(継続検査等用)、都税について滞納処分を受けたことのないことの証明、酒類製造販売の免許申請のための証明)発行の申請を窓口・郵送・電子で受け付ける。(自動車税納税証明書(継続検査等用)については、電子申請は不可。) ⑯税務総合支援システム(収入管理システム)を使用し、各種証明書を窓口・郵送で交付する。 | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月1日 | Ⅲ2. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【各種申請・申請書類】 ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者IDや電子署名を使用する。 | 【各種申請・申請書類】 ・電子申請については必要でない情報等を入力することができない画面構成に加えて、本人確認には申請者IDや電子署名を使用する。なお、本人確認に使用する署名は、目的外の人の署名を添付する危険性はない仕様となっている。 | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月1日 | V 1. ③手数料等 | 20円/1枚 | 10円/1枚 | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月2日 | Ⅲ7. リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | 【税務総合支援システム】 ・税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限し、予期しないデータの取込み及び持出しができないようにしている。また、データベースは税務総合支援システム端末以外から閲覧できないようにしている。 ・サーバ、端末等の機器にはウイルス対策ソフトを適用するとともに、パターンファイルの更新を定期的に行うことにより、ウイルス感染を防止している。さらに、税務総合支援システムはクラウドネットワークにより運用されており、外部ネットワークから接続できないようになっている。なお、税務総合支援システムと外部システム間のデータ連携は委託業者の運用作業場所である、システム運用拠点(以下「運用拠点」と言う。)で専用の外部記録媒体を使用して行っている。なお、運用拠点への入室はデータセンタ同様静脈認証が必要である。 【外部記録媒体】 納付情報及び口座情報ファイルに特定個人情報の保存はない。 | 【税務総合支援システム(サーバ)】 ・税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限し、予期しないデータの取込み及び持出しができないようにしている。また、データベースは税務総合支援システム端末以外から閲覧できないようにしている。 ・サーバ、端末等の機器にはウイルス対策ソフトを適用するとともに、パターンファイルの更新を定期的に行うことにより、ウイルス感染を防止している。さらに、税務総合支援システムはクラウドネットワークにより運用されており、外部ネットワークから接続できないようになっている。なお、税務総合支援システムと外部システム間のデータ授受は、局内のシステム管理者が認めるセキュリティの確保された場所、回線及び送受信端末の環境下でのみ、外部記録媒体を用いて行っている。 | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月7日 | Ⅲ3. リスク4 リスクに対する措置の内容 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例第25条により、必要な範囲を超えての作成を禁止している。 | 業務において必要な範囲を超えての作成を禁止している。 | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月7日 | Ⅳ1. ① 具体的なチェック方法 | 情報セキュリティ責任者・個人情報管理責任者及び全職員は、毎年度1回以上、点検表に基づき、職場の文書管理、情報セキュリティ及び個人情報安全管理に関する点検を行っている。 点検結果については、主税局情報セキュリティ委員会へ報告している。 | サイバーセキュリティ責任者・個人情報管理責任者・特定個人情報管理責任者及び全職員は、毎年度1回以上、点検表に基づき、職場の文書管理、情報セキュリティ及び個人情報安全管理に関する点検を行っている。 点検結果については、主税局サイバーセキュリティ委員会へ報告している。 | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月7日 | Ⅳ.2 具体的な方法 | 全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。 ・3年に1回の悉皆研修 | 全職員を対象にサイバーセキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。 ・毎年の悉皆研修 | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月7日 | Ⅲ. 4 情報保護管理体制の確認 | ISMS(環境セキュリティマネジメントシステム) | ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム) | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月7日 | Ⅳ1. ② 具体的な内容 | 以下の観点で内部監査人による特定個人情報保護監査を定期的実施している。 | 以下の観点で内部監査人による特定個人情報保護監査を所属ごとに3年に1回実施している。 | 事前 | 実態に合わせ修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和5年8月7日 | Ⅲ7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容 | <p>① 平成29年1月17日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、排出量取引に利用する指定管理口座の名義人情報を環境局ホームページで公表している。個人情報については希望する場合に公表するものとしているが、公表を希望しない個人の名義人情報(8指定口座396名分)がホームページで閲覧可能な状況になっており、個人情報が出た。</p> <p>② 平成29年3月10日、都税のクレジットカード納付を行うために受託事業者が運営している「都税クレジットカードお支払サイト」について、ソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスが確認され、サーバ上に保持していたクレジットカード番号及び有効期限(36万4,181件)メールアドレス(36万2,049件)の情報を不正に取得されていたことが判明した。</p> <p>③ 平成29年9月1日、一般財団法人東京マラソン財団から海外メディア記者126名に対し、東京マラソンの申込者数についてプレスリリースのメール配信を実施した際、記者126名のメールアドレスを誤ってbccではなくccに入力し、メールアドレスが表示された状態で一斉送信してしまった。</p> | <p>①令和2年8月21日に東京都人権プラザにおいて開催した「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ」展のメディア向けカンファレンスの動画配信案内を(公財)東京都人権啓発センターの行事案内希望者に対して送付する際、事務担当者が誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力して発信したため、個人情報が出た。</p> <p>②令和3年1月に東京都電子調達システムにより印刷物の契約案件を公表した際、印刷物の配布先となる町会名のみを公表するところ、誤って中野区内の町会の代表者の氏名、住所及び電話番号を1月28日から2月3日までの間、公表してしまった。</p> <p>③令和3年3月、助成金返還事務のためにワゴンより取り寄せていた平成29年度教育助成金調査票(B表)の返却手続きを行った際、段ボール二箱分がないことが発覚した。当該段ボール箱は執務室内の空きスペースにて保管していた。</p> <p>④令和3年7月、都のインターンシップ関連イベントに係る告知メールを送信する際、都が過去に出展した民間企業主催の就職イベント参加者及び当該企業に対して都関連の採用情報の提供を希望した者のメールアドレスを、BCC欄ではなく宛先欄に入力して一斉送信したため、個人情報が出た。</p> | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月7日 | Ⅲ7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容 | <p>④ 平成29年11月29日、建設局職員が出張先において、所属職員324名分の個人情報を記載した緊急連絡網等が入った鞆を置いたまま移動し、紛失した。</p> <p>⑤ 平成30年4月24日、上野動物園で行った動物の観察抽選に關し、指定管理者の委託先事業者が当選ハガキ上を発送したところ、内209件について、「代表者氏名」「同行者氏名」の全部または一部に他の当選者(代行者・同行者)の氏名が記載されていた。</p> <p>⑥ 平成30年9月21日、公益財団法人東京都公園協会が、委託事業者(131社)に電子メールを送信する際に、誤って委託事業者のメールアドレスを「宛先」欄へ入力し送信した結果、委託事業者(131社)の会社名、担当者名及びメールアドレスが送信先に漏えいした。</p> | <p>⑤令和3年9月、東日本震災都内避難者向けに作成する「都内避難者の皆様への定期便」の一部について、送付業務の受託者が誤って本人以外の避難者の宛名を記載して発送してしまい、氏名が出た。</p> <p>⑥令和3年12月、都営住宅の毎月募集の申込者に対して、東京都住宅供給公社において、抽せん番号をお知らせする郵便はがきを発送する準備を行い、料金別納で郵便局に持ち込みを完了したつもりであったが、後日、郵便局に確認したところ、持ち込まれたことを示す書類がないことが判明した。申込者に電話で確認したところ、郵便はがきが届いていることを確認できなかったため、申込者の氏名、住所等が記載されたはがきを紛失する事故が発生した。</p> <p>⑦令和4年5月、指定管理者が運営する東京都現代美術館において、ミュージアムショップ運営の受託事業者スタッフが、展覧会図録を予約した顧客へ一斉に案内メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、宛先欄に入力して発信した。</p> <p>⑧令和4年5月、都の技能検定試験に関する業務を行う東京都職業能力開発協会において、技能検定試験に関する通知を外国人技能実習の監理団体に対してメールで送付する際、事務担当者が誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力し、一斉送信した。</p> | 事前 | 実態に合わせ修正 |
| 令和5年8月7日 | Ⅲ7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容 | | <p>⑨令和4年5月、就学支援金事務の受託者である東京都私学財団が、就学支援金の基礎データをCD-Rに情報を保存し、対象高等学校等宛で一斉に送付したところ、そのうち1校において、他校の受給者に関する情報が含まれていることが判明した。</p> <p>⑩令和4年5月、都の医療機器産業への参入支援事業の受託者が、事業に関するイベントを案内するメールマガジンを送付する際、宛先欄に複数のメールアドレスを入力し、送信してしまった。同社の配信システムは、1名分のメールを送信した後、宛先欄のメールアドレスが自動で次の1名のアドレスに上書き処理されるプログラムが組み込まれていたが、プログラムの改修ミスにより、メールアドレスが上書きではなく追記されて送信されていた。</p> <p>⑪令和4年10月、東京都陽性者登録センターの運営受託者が、医療機関で新型コロナウイルス陽性の診断を受け、センターに登録申請を行った複数の患者への登録完了メールを、送付先アドレスが全て入れ替わったまま送信してしまった。</p> <p>⑫令和4年12月、労働力調査の統計調査員に対して連絡事項をメールした際、BCC欄に入力して送るべきところを宛先欄に入力し、一斉送信した。</p> | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和5年8月7日 | Ⅲ7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容 | <p>① システム改修により、出力した口座一覧を所属内で回付・確認する体制を構築する。環境局内で本件について周知し、職員に対して改めて個人情報の適切な取扱いについて徹底するよう注意喚起をした。環境局所管のホームページにおいて公表している情報について、公表理由や公表の適否等を確認する点検を実施した。</p> <p>情報セキュリティ委員会事故対策部会を開催し、事故の原因の確認及び再発防止策について検討を行った。</p> <p>② ソフトウェアの脆弱性について修正を行うとともに、サイト全体の安全性を総点検し、システム変更やサーバ監視体制の強化を実施した。カード情報やメールアドレスは、サーバ内に保持しない等の措置を講じた。サイトの運用面においては、運用基準を見直し、危機管理体制を強化した。</p> <p>今後も安全なサイト運営のために、セキュリティ対策の強化を継続して実施する。</p> <p>③ 財団事務局長による職員への事案周知、情報管理に関する注意喚起を行うとともに、複数人への同時メール送信におけるccの使用原則禁止とした。また、情報管理に関する財団全職員悉皆の研修を緊急に実施した。</p> <p>④ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に対し通知を発送し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。</p> | <p>① 団体に対し、外部へ一斉送信する際は、メールアドレスをBCC欄に入力すべきことと、メール送信前に、複数の職員で宛先の確認作業を必ず行うことを、職員全員に改めて周知徹底するとともに、組織としての検証を行い、再発防止策を検討するよう指導した。</p> <p>② (1) 事務フローの見直し ・起工部署の事務フローを、別紙1のとおり見直し、周知徹底を図る。 ・契約部署は、着手起案作成時及び発注図書登録時、電子調達システムに、起工部署から提出されたPDFデータを公表前の登録を行ってから印刷した上で、契約依頼文書に添付された仕様書と照合し、一致していることを確認する。また、この確認方法について、令和元年12月19日付経理部契約課長事務連絡「契約事務に係る情報漏えい等の防止策について」により配布されたチェックリストに追記した。 (2) 臨時支所コンプライアンス推進委員会の開催 臨時支所コンプライアンス推進委員会を開催し、再発防止に向け、上記事務フローの見直しの周知徹底を図った。</p> <p>③ (1) 個人情報の重要性を再確認し、高い危機意識をもって個人情報の適正な管理・運用を図るよう、改めて基本的な取扱いルールの徹底を図る。 (2) 書類の所在及び処理状況が明確に分かるような管理方法の整備や、文書廃棄の際の事務処理手順の整備など、書類管理の徹底に向けた仕組みの構築を図る。</p> | | |
| 令和5年8月7日 | Ⅲ7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容 | <p>⑤ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に通知を発送し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。また、他の監理団体及び指定管理者に対しても、同様の事故が起きないように指導した。</p> <p>⑥ 東京都公園協会において、個人情報の取扱いの徹底など周知するとともに、職員に対しても本件周知と情報管理の徹底を指示した。建設局においても、「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止を徹底した。</p> | <p>④ (1) 局内全職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、二度と同様の事故を起こさないよう、情報セキュリティ対策の確認を徹底する。 (2) 外部の複数の宛先に対してメールを送信する場合、「BCC」欄に入力するとともに、送信前に複数の職員によるチェックを徹底する。</p> <p>⑤ これまで実施してきた委託事業者への発送完了時の確認のほか、委託事業者職員による宛名、住所の複数チェック等、発送作業での確認作業を確実に実施させるとともに、都においても個人情報を含む情報の適切な取扱いについて、さらなる徹底を図り、再発防止に努める。</p> <p>⑥ (1) スケジュールの情報共有と進行管理の徹底 発送に関わる者を含め、課全員が発送スケジュールや作業進捗状況を把握・共有する。また、管理監督職が発送作業の進捗管理を密に行うことで発送遅延や発送漏れを直ちに把握できるようにする。 (2) 発送前後の確認体制の見直し 当日発送すべき郵便物が揃っているか、発送を担当している係全体でチェックする。発送担当者は、郵便局からの領収証を運搬業者から受け取った後に、発送物作成担当者に引き渡す。発送物作成担当者は、領収証等に担当課長代理・課長の確認押印を受ける。 (3) 紛失リスクの解消 発送予定日前にはがきが納品された場合であっても、その日のうちに郵便局へ持ち込み、はがきを長期間執務室に滞留させないようにする。</p> | | |
| 令和5年8月7日 | Ⅲ7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容 | | <p>⑦ (1) ミュージアムショップにおいて、本社セキュリティインシデント統括部と連携して、個人情報取り扱い、情報管理体制の改善を行う。 (2) 特に複数人へのメール送信に際してはダブルチェックを徹底する。 (3) 現代美術館全委託業者に、適切な個人情報等の取扱い及び情報管理を徹底するよう指示する。 (4) 財団が管理運営する各施設にも本事業を共有し、個人情報を含む情報の適切な管理を徹底する。</p> <p>⑧ (1) 個人情報の取扱い及び情報管理の徹底等について周知するとともに、職員全員に臨時研修を速やかに実施 (2) 誤送信防止に向けたシステムの導入(ダイアログの自動表示など) (3) 複数人チェックなど基本的対策の徹底</p> <p>⑨ チェック機能を再検証し、全日制等と同様の仕組みを通信制にも直ちに導入するほか、事務フローの再構築を行い、再発防止に努める。そのうえで、本件を財団内で広く共有させ、個人情報の取扱い全般についてハード・ソフトの両面から厳しく見直すとともに、職員の意識向上を図っていく。また、都の実施機関においても個人情報の適正管理とサイバーセキュリティ対策について改めて確認を行う。</p> | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------------|--|------|-----------|
| 令和5年8月7日 | Ⅲ7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容 | | <p>⑩(1)システムの改善 メールマガジンの配信は、これまで「TO」により自動で1件ずつ送信がされる仕組みであったが、一括メール送信においては送信者アドレスを全て「BCC」に入れるようシステム改修を行う。</p> <p>(2)システム会社における確認体制の強化 開発前にシステム会社を実施する、影響調査・テスト内容等について、これまでの2名体制によるダブルチェックから、システム会社のプロジェクトマネージャーも加えることとし、確認した内容を報告させて承認する運用へ見直す。</p> <p>(3)受託者における確認体制の強化 システム会社のテスト結果の確認にあたっては、テストの証跡情報の提出を求め、内容の確認を行うとともに、受託者での運用テストでは要件定義とも照らした確認を担当だけでなく管理職も実施することにより徹底する。</p> <p>⑪受託事業者に対して厳正に指導し、登録完了メール送信作業のチェック体制を強化させる。</p> <p>⑫(1)部コンプライアンス推進委員会の臨時開催 ・メール送信時のダブルチェックを徹底させるため、個人情報等の取扱いに係るチェックリストの全職員での点検により注意を喚起、情報管理を再徹底する。 ・あわせて、最近の事故事例の事例を周知するなど、事故の再発予防を進める。 (2)定期的な事故防止意識の醸成 統計調査員を含む全職員を対象に、各所属長や指導員から情報セキュリティや感染拡大防止等に関する指導を定期・継続的に行い、危機意識の醸成等を図る。</p> | | |
| 令和5年8月24日 | Ⅱ3.⑦ 使用の主体 利用者数 | 1,000人以上 | 500人以上1,000人未満 | | |
| 令和5年9月26日 | Ⅱ4 委託事項1 ③委託先における取扱者数 | 100人以上500人未満 | 10人以上50人未満 | | |
| 令和5年10月4日 | Ⅱ4.委託事項4③委託先における取扱者数 | 10人以上50人未満 | 50人以上100人未満 | | |
| 令和5年10月4日 | Ⅱ4.委託事項4⑥委託先名 | — | 日伸運輸株式会社を追記 | | |